

令和5年11月27日開会  
令和5年12月15日閉会

# 令和5年第4回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

11 月 27 日 (月曜日)

令和5年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

- |                              |              |                       |           |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日                 | 令和5年11月27日   | 消防本部消防長               | 宇都宮 憲 治   |
| 1. 招 集 の 場 所                 | 西予市議会議場      | 教 育 部 長               | 谷 口 佳 代   |
| 1. 開                         | 議 令和5年11月27日 | 明 浜 支 所 長             | 池 田 い ず み |
|                              | 午前10時00分     | 野 村 支 所 長             | 大野本 敦     |
| 1. 散                         | 会 令和5年11月27日 | 城 川 支 所 長             | 中 城 多 喜 恵 |
|                              | 午前10時58分     | 三 瓶 支 所 長             | 藤 井 兼 人   |
| 1. 出 席 議 員                   |              | 総 務 課 長               | 兵 頭 章 夫   |
| 1 番                          | 和 氣 数 男      | 財 政 課 長               | 安 岡 克 敏   |
| 2 番                          | 宇都宮 久見子      | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩   |
| 3 番                          | 信 宮 徹 也      | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |           |
| 4 番                          | 宇都宮 俊 文      | 事 務 局 長               | 片 山 勇 一   |
| 5 番                          | 加 藤 美 香      | 議 事 係 長               | 三 好 祐 介   |
| 6 番                          | 中 村 一 雅      | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり    |
| 7 番                          | 河 野 清 一      | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり    |
| 8 番                          | 佐 藤 恒 夫      | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり    |
| 9 番                          | 山 本 英 明      |                       |           |
| 10 番                         | 竹 崎 幸 仁      |                       |           |
| 11 番                         | 小 玉 忠 重      |                       |           |
| 12 番                         | 源 正 樹        |                       |           |
| 13 番                         | 井 関 陽 一      |                       |           |
| 14 番                         | 中 村 敬 治      |                       |           |
| 15 番                         | 二 宮 一 朗      |                       |           |
| 16 番                         | 兵 頭 学        |                       |           |
| 17 番                         | 森 川 一 義      |                       |           |
| 18 番                         | 酒 井 宇 之 吉    |                       |           |
| 1. 欠 席 議 員                   | な し          |                       |           |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員             |              |                       |           |
| 3 番                          | 信 宮 徹 也      |                       |           |
| 4 番                          | 宇都宮 俊 文      |                       |           |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り |              |                       |           |
| 説明のため出席した者の職氏名               |              |                       |           |
| 市 長                          | 管 家 一 夫      |                       |           |
| 副 市 長                        | 酒 井 信 也      |                       |           |
| 教 育 長                        | 松 川 伸 二      |                       |           |
| 総 務 部 長                      | 山 住 哲 司      |                       |           |
| 政 策 企 画 部 長                  | 宇 都 宮 明 彦    |                       |           |
| 生 活 福 祉 部 長 兼                |              |                       |           |
| 福 祉 事 務 所 長                  | 一 井 健 二      |                       |           |
| 産 業 部 長                      | 和 氣 岩 男      |                       |           |
| 建 設 部 長                      | 三 瀬 計 浩      |                       |           |
| 医 療 介 護 部 長                  | 浅 野 幸 彦      |                       |           |
| 会 計 管 理 者                    | 岩 本 博 文      |                       |           |

## 議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名  
(3番信宮徹也、4番宇都宮俊文)
- 2 会期の決定  
(11月27日～12月15日 19日間)
- 3 議案第76号 CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について  
議案第77号 西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について  
議案第78号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について  
議案第79号 西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第80号 西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第81号 西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第82号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について  
議案第83号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第84号 西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について  
議案第85号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について  
議案第86号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について  
議案第87号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について  
議案第88号 新たに生じた土地の確認について  
議案第89号 字の区域を変更することについて
- 議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)  
議案第91号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第92号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第93号 令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
- 4 報告第18号 専決処分事項の報告について

- 本日の会議に付した事件
- |   |  |
|---|--|
| <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 議案第76号 CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について</p> <p>議案第77号 西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について</p> <p>議案第78号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第79号 西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第80号 西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第81号 西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第82号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第83号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第84号 西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について</p> <p>議案第85号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第86号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第87号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第88号 新たに生じた土地の確認について</p> <p>議案第89号 字の区域を変更することについて</p> <p>議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)</p> | <p>議案第91号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第92号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第93号 令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)</p> <p>4 報告第18号 専決処分事項の報告について</p> |
|---|--|

開会 午前10時00分

### ○河野議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和5年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

### ○管家市長

令和5年第4回西予市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

第172回乙亥大相撲が明日28日、翌日29日にわたり開催されます。

新型コロナウイルスの影響で、この3年間プロ力士の招聘見送りや無観客など規模を縮小して開催を余儀なくされておりましたが、今年はようやく通常どおりの開催となりました。

この日のために、準備、調整をいただきました関係各位、地域の皆様の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。

今回、玉鷲関、朝乃山関をはじめ、幕下の有望力士やアマチュアトップクラスの選手による熱い取組とともに、稚児の土俵入り、ちゃんこ祭りなどのイベントも通常どおり開催されます。

以前の盛り上がりにとぎわいが戻ってくることを楽しみにしております。

去る11月19日日曜日に、第23回宮中雲子音楽祭ファイナルが三瓶文化会館で開催されました。

三瓶町出身の詩人宮中雲子先生が、第8回サトウハチロー賞を受賞したことを記念し、平成10年から開催している音楽祭で、毎回市内外からたくさんの合唱団に参加をいただいてきましたが、惜しまれながらも今回で幕を閉じることとなりました。

当日は、多くの合唱団の皆さんに参加いただき、地域愛にあふれ、長い歴史を有する音楽祭のフィナーレにふさわしい心温まるものであったと感じております。

長年にわたり、ふるさと三瓶を大切に思い、音楽祭の開催に尽くしていただきました宮中雲子先

生、また、当初から運営を支えてられました佐藤陽三先生をはじめ、音楽祭に関わっていただきました三瓶地区地元実行委員会をはじめ、関係各位の皆様へ、深く感謝と敬意を表したいと思います。誠にありがとうございました。

9月から10月にかけて、旧町別に市政懇談会を開催いたしました。

今回は、市から組織再編について、人口減少対策について、市立病院、つくし苑の経営改革についての3つのテーマについて説明し、参加いただいた方から質問や意見、提言を受ける形で実施をいたしました。

懇談会におきましては、テーマに関するもの、また、それ以外のものについても、様々な角度からの厳しい御意見とともに、貴重な御提言もいただきました。参加いただきました市民の皆様へ心から感謝申し上げます。

少子化対策、医療福祉分野の経営改革、防災・減災対策など、当市が抱える課題の喫緊のものから中長期的なものに至るまで多岐にわたっており、何が最適解であるか、なかなか明確にできるものではありませんが、市政懇談会などの機会、また議員の皆様を通じて市民の声に耳を傾けながら、市政運営に最善を尽くしてまいりたいと思っております。

その市政運営の基本となり、今後のまちづくりの方向性を示す本市の最上位計画、第2次西予市総合計画であります。その計画期間は平成28年度から令和6年までの9年間といたしております。

この計画期間についてですが、2年延長し、令和8年度までとしたいと考えております。

これは、令和5年度から設置した地域づくり活動センターやそれに伴う組織再編、少子化対策強化元年として取り組んでいる人口減少・少子化対策、病院等の経営改革といった新たな挑戦の効果を見定めるため、また、平成30年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の拡大、物価高騰など、近年の社会情勢の急激な変化に基づく政策の停滞、遅延に対する政策遂行のラストスパートとするためであります。

今後、関係条例等に基づき、所定の手続を経て計画を変更する所存でありますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、7名の議員からの一般質問にお答えするとともに、条例の制定及び改正、指定管理者の指定、補正予算など計19件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

#### ○河野議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

#### ○河野議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君の両名を指名いたします。

(日程2)

#### ○河野議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月15日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から12月15日までの19日間と決定いたしました。

(日程3)

#### ○河野議長

次に、日程第3、議案第76号「CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」から議案第93号「令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」までの18件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

#### ○宇都宮政策企画部長

議案第76号「CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、三瓶サブセンターの放送・通信機器を整備・更新するため、令和5年第3回臨時会において議決をいただき、請負金額1億7209万5000円で三徳電機株式会社と契約を締結し、令和5年度中の完成に向け工事を進めているところでございます。

このたび、工事の過程における詳細な現地調査及び今後の運用について精査をしたところ、サブセンター内の温度を一定に保つための空調機器の仕様の変更、変更に伴う既設換気制御盤の移設等の附帯工事の追加及び機器に接続する一部の光コード種別や長さに係る変更が必要となったことから、工事請負費321万3000円を増額し、請負金額を1億7530万8000円とする工事変更請負仮契約を、去る令和5年11月20日に三徳電機株式会社代表取締役木下裕介氏と締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第77号「西予市肱川河川沿い復興公園の条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、新たな魅力あるまちづくりを進め、災害に強いまちづくりを実現することを目的として、野村町野村に整備を行っております西予市肱川河川沿い復興公園の設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。

本施設の整備については、平成30年7月豪雨災害による被害から被災者の日常生活を取り戻すことはもちろんのこと、まちを元どおりにするだけでなく、活力や潤い、楽しみ等のあふれる新たな魅力あるまちづくりを目指し、河川改修を踏まえつつ、のむら復興まちづくりデザインワークショップで議論を進め、河川沿いにおける魅力的で地区の特性を生かした空間となるよう取り組んでまいりました。

このたび、令和6年3月に全体計画の一部、自然と憩いのエリアの供用を開始させていただくものでございます。

続きまして、議案第 78 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、生活交通バス利用者の経済的負担軽減を行い、公共交通の利用の促進を図るため、生活交通バス回数乗車券の見直しを行うものであります。

内容といたしましては、これまで 10 枚分の金額で 11 枚綴りにて販売をしていた回数乗車券を 13 枚綴りに変更して販売をするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

#### ○山住総務部長

議案第 79 号「西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 28 日に公布され、地方公共団体の職員の派遣に係る見直し等を行う新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正法が令和 5 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、引用条項及び字句等の整理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

#### ○和氣産業部長

議案第 80 号「西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市城川特産品センターに休業日を設定するため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、市内で生産する農林畜産物と未利用資源を活用し、地域特産品の加工及

び販売の合理化や研究開発を行い、農林畜産物の付加価値を高め、地域産業の活性化を図ることを目的に整備された施設であります。

本施設は、現在、営業日が年中無休となっておりますが、求人を募集しても応募が少なく、現在の人員では勤務交代を円滑に行うことが難しく、勤務体制に支障を来しております。

また、近隣にありますジオミュージアムやギャラリーしろかわの休館日である毎週火曜日は観光客が少ない状況でございます。

これらのことから、近隣施設との休業日の整合性を図り、営業を円滑に行うことを目的として、毎週火曜日と 1 月 1 日を休業日とするものであります。

続きまして、議案第 81 号「西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市城川食肉加工センターの休業日を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、県内産豚肉等を活用し、地域特産品の加工・販売及び研究開発を行い、畜産経営の安定と地域の活性化に寄与することを目的に整備された施設であります。

本施設は、現在、休業日が毎週火曜日と 12 月 31 日から 1 月 2 日までとなっておりますが、食品製造工場として考えた場合、平日の火曜日が休業日のため、仕入れや配送などの業務効率が低下している状況でございます。

また、本施設では、製造した製品を施設内で販売しておりますが、特産品センターでも同じ商品が購入できるため、立地的にもわざわざ日曜日に訪れるお客様が少ない状況でございます。

これらのことから、業務を円滑に行うことを目的として、毎週日曜日と 12 月 30 日から 1 月 3 日までを休業日とするものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

#### ○宇都宮消防本部消防長

議案第 82 号「西予市火災予防条例の一部を改

正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定していた従前の蓄電池設備の基準につきまして、近年の各種蓄電池設備の普及状況等を踏まえ、種別や安全性に応じた見直しを行うとともに、木炭を燃料とする炭火焼き器にかかる建築物等に対する離隔距離につきまして、これまで適用されていた炉と同等の基準を見直し、新たに定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 83 号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

当施設は、高齢者福祉の増進並びに福祉サービスの向上を図ることを目的に整備された施設であり、現在、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会を指定管理者として運営しております。

このたび、当施設の指定管理者候補として、非公募により社会福祉法人西予市野城総合福祉協会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、これまでの実績から蓄積された運営ノウハウ、施設の利用促進と安定的な管理運営、地域との連携等を総合的に勘案し、当施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、西予市野城総合福祉協会の概要及び施設の運営計画概要につきましては、参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

#### ○和氣産業部長

議案第 84 号「西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川特産品センター、西予市城川農産物加工センター、西予市城川食肉加工センター及び西予市城川産地形成等促進施設の 4 施設は、市内農畜産物の加工・販売を行うとともに、これらの施設を通して都市との交流促進を図るなど、地域の活性化に寄与することを目的として設置された施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、4 施設の指定管理者の候補者といたしまして、西予市指定管理者等選定評価委員会での協議の結果、非公募により株式会社城川ファクトリーを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設設置以来、一貫して運営管理を行ってきたことから、施設の経営に関する十分なノウハウを有しており、さらに、これまでの経営戦略や営業努力により地域の期待に応える売上実績が達成されており、施設設置目的に沿った適切な運営がなされていることなどから、これら 4 施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 85 号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、漁港内に係留しているプレジャーボート等の係留場所を確保することにより、水域利用の調整を行い、海洋性レクリエーション地域の基地として位置づけ、地域の活性化を図ることを目的に設置された施設であります。

今回、本施設の指定期間満了に伴い、次期指定管理者の選定を行うため、去る 8 月 25 日から 1 カ月間、指定管理者の公募を実施したところ、1 件の申請があり、西予市指定管理者等選定評価委員会において審査の結果、ササキマリン株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その選定理由といたしましては、平成 20 年 7 月の施設供用開始以来、長年類似の施設を運営してきた実績と豊富な経験を生かし、施設の適正な運営管理がなされてきたこと。さらに、同社は、地域と密着し地域振興及び地域の活性化に寄与することを経営の基本理念ととらえており、経営に対する積極的な姿勢も見られることから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 86 号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市明浜農産物集出荷施設は、西予市明浜地域における農産物を産地直送により消費者に届け、消費者のニーズに対応し、顔の見える販売体制を確立し、地域産品の多様な利活用を図るとともに、交流を主体に地域農業の活性化促進を目的に整備された施設であります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、西予市指定管理者等選定評価委員会での協議の結果、非公募により農事組合法人無茶々園を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、まず、無茶々園が平成 23 年度から令和 5 年度まで指定管理者として 13 年間の堅実な実績があること。さらに、無茶々園は、地域振興及び地域の発展を図ることを経営の基本理念ととらえており、公の施設としての効用が最大限発揮できること。これらにより、農事組合法人無茶々園が施設の効率的・効果的な管理運営を実現できる人的・物的能力があり、指定管理者としての能力を十分有していることから、本施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 87 号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、林産物の付加価値を高め、地域産業の活性化を図ることを目的として、木質ペレット及びおが粉の製造並びに販売を行う施設として整備されたものであります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社エフシーを選定いたしました

ので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その選定理由といたしましては、当候補者は、平成 23 年 4 月から本施設の指定管理者であり、城川町下相に事務所を置き、本施設や施設近隣の地理に明るく、木材の知識や原木の取扱いにも慣れており、管理運営上必要な人的・物的能力を有し、本施設の健全な管理運営及び適切な処理が期待できるとともに、本施設の万一の事故や災害発生に際しても、早急な対応が可能で、万全の体制が図られるものと判断したものであります。

なお、各指定管理者候補に係る概要及び事業計画につきましては、各参考資料を御参照ください。

続きまして、議案第 88 号「新たに生じた土地の確認について」、それと、議案第 89 号「字の区域を変更することについて」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

明浜町田之浜地区における公有水面埋立免許を得て施行した漁港整備工事について、当該工事を竣功しましたので、埋立てに伴い新たに生じた土地 1 カ所の確認について、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、今回の新たに生じた土地を近接する字の区域に編入するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上 6 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、現在、臨時国会において審議されております国の経済対策に関する予算と令和 6 年度に向けての本市の予算編成について触れさせていただきたいと思います。

今回の国の補正予算については、デフレ完全脱却のための総合経済対策として編成され、その中でも、物価高から国民生活を守ることとして取り

組む関連予算において、低所得者への現金給付をはじめ、高水準が続く燃料油価格、電気・ガス料金の激変緩和措置の延長、生活者・事業者支援として実施する事業に対する重点支援地方交付金の追加など、市民の皆様の生活を支える施策が示されております。

低所得者への支援については、住民税の非課税世帯を対象に、1世帯当たり7万円を給付するもので、今年3月に決定し実施された物価高対策の3万円給付と合わせると、給付金は10万円になります。

一方、納税者の支援については、今回の補正予算には盛り込まれていませんが、令和6年には、納税者と配偶者を含む扶養家族1人当たり年間4万円、所得税3万円、個人住民税1万円の内訳になりますが、の定額減税を実施することで調整されることが既に示されております。

なお、この減税措置により、本市の税収に影響を受けることとなりますが、減収相当分は国が補填する仕組みとなっております。

このほか、物価高対策として、重点支援地方交付金が交付される予定であります。保育・教育、農林水産業・商工観光業など、各部門において既に取り組んできました生活者・事業者への負担軽減策を検証するとともに、市内の現状を把握した上で、今必要とする効果的な支援策を現在計画しているところであります。

今後、速やかに予算化するよう努めてまいりますので、議員の皆様のご理解、御協力をお願い申し上げます。

続いて、本市における令和6年度の予算編成につきましては、本市の最上位計画であります第2次総合計画を根本としまして、重要課題となります人口減少対策のほか、豪雨災害からの復興、災害に強いまちづくりの推進などを優先事項として、事業の重点化を図り、また、物価高騰対策等については、国・県と歩調を合わせて実施することを基本方針に示し、編成作業を進めているところであります。

財政状況については、市税、地方交付税等の一般財源総額が大きく伸びない中、地方債の発行や基金の取崩し等により財源不足を補い、各種事業を実施しておりますが、近年の新型コロナウイルス及び物価高騰対策による財政出動が続き、財政

調整基金の残高も確実に減少してきております。

このことから、健全な行財政運営を持続するためには、歳入に見合った予算規模の実現が喫緊の課題であり、今後の中長期的な財政見通しや過去の緊縮財政の経験を踏まえた上で、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。

今後の財政状況及び財政方針については、引き続き情報を提供し、市民の皆様にご理解をいただくよう努めていく所存でございますので、議員の皆様のご理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、公共施設における電気料金や施設修繕などの維持管理経費について、年度末までの実績を見込み増額する予算、市立西予市民病院の安定的経営を支援するための予算、ふるさと応援寄附金の増額に関する予算のほか、急を要する経費を計上いたしております。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明を申し上げます。

総務費では、各自治会が設置している防犯灯の電気料金に対する補助金の増額、また、平成30年豪雨災害からの復興事業として、野村地区の肱川右岸に整備しております防災広場が令和6年3月完成予定であり、その維持管理及び落成行事に関する経費を計上いたしております。

民生費では、市内の福祉避難所として指定された児童福祉施設3施設において、避難時に必要となる備品の購入等に要する経費を計上し、また、乳幼児及び児童の医療費補助の年間所要額を見込み、不足する医療扶助費を計上するものであります。

衛生費では、西予市民病院の安定的な経営を支援するための経費を、商工費では、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、寄附者への返礼品等に要する経費を、教育費では、体育施設の照明設備の整備や支障木の撤去に要する経費等を計上いたしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳入に見合う国・県支出金、地方債及び基金繰入金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ

6億4553万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を315億3907万4000円と定めるものであります。

また、債務負担行為補正では、新年度開始前に業者選定等の事務手続を必要とする業務について、期間及び限度額を設定し、地方債補正では、対象事業費の増減に伴い、限度額を変更するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。

詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

### ○安岡財政課長

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」について、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

2款総務費、1項9目防犯対策費、防犯対策事業276万1000円ですが、夜間における市民の安全確保のため、各自治会が設置している防犯灯の電気料金に対する補助金について、電気料金の単価改定に伴い増額するものであります。

同じく総務費、1項20目復興推進費、復興支援事業175万円ですが、令和6年3月完成予定の防災広場について、落成行事に係る委託料のほか、広場の維持管理に要する備品の購入経費を計上するものであります。

14ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、福祉避難所機能強化・整備促進事業169万8000円ですが、福祉避難所として指定された児童福祉施設において、避難時に必要とするエアーマットや蓄電池、投光器、スポットエアコンなどの購入経費を計上するものであります。財源として、福祉避難所機能強化・整備促進事業費県補助金を充てております。

15ページをお開き願います。

同じく民生費、2項1目児童福祉総務費、子ども医療費助成事業3706万7000円ですが、未就学児に対する乳幼児医療費及び令和5年4月

から18歳までを対象とした児童医療費の助成について、今後の医療機関での受診件数の増加を見込み、不足する医療扶助費を増額するものであります。財源として、乳幼児医療助成事業費県補助金を充てております。

同じく民生費、2項3目母子福祉費、母子福祉費庶務事業622万4000円ですが、令和4年度における子育て世帯生活支援特別給付金及び総合支援事業費について、事業費確定に伴い、既に受入れている給付金等の返還が生じたため、その償還金を計上するものであります。

16ページをお開き願います。

4款衛生費、3項1目病院費、西予市民病院事業会計繰出事業1億2327万2000円ですが、西予市民病院の安定的な経営を支援するため、運営に要する経費に対しての負担金を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

7款商工費、1項6目産業創出事業費、ふるさと納税推進事業4824万8000円ですが、ふるさと応援寄附金額の増加を見込み、納税のお礼となる返礼品代及びその送料のほか、ふるさと納税のPRや納税に関する支援業務等についての委託料を増額するものであります。財源として、ふるさと応援基金繰入金を充てております。

21ページをお開き願います。

10款教育費、7項2目体育施設費、体育施設維持管理事業216万5000円ですが、市民が安心、安全に体育施設を利用できるよう、明間地区グラウンドでは、断線した照明設備を復旧するため、また、明浜運動場では、排水路に堆積した土砂及び支障木を撤去するため、工事請負費を計上するものであります。

次に、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書は9ページにお戻りください。

14款国庫支出金、1項5目災害復旧費国庫負担金、林業用施設災害復旧費国庫負担金2億2207万6000円ですが、国の災害査定を終え、被災施設となる林道の復旧に向けた工事請負費の財源として計上するものであります。

同じく国庫支出金、2項8目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金1705万円ですが、戸籍法及び住民基本台

帳法の改正により、戸籍及び住民基本台帳システムにおいて、振り仮名の表示機能を追加するなど、システム改修に係る事業費の財源として計上するものであります。

11 ページをお開き願います。

17 款寄附金、1 項 2 目総務費寄附金、ふるさと応援寄附金 1 億円であります。現在までの実績から寄附金の増額を見込み計上するものであります。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 9857 万 4000 円ありますが、今回の補正予算の財源不足を調整するため、同基金から繰り入れるものであります。

予算書は 5 ページにお戻りください。

債務負担行為補正として、議会日より印刷製本費から給食センター病原性腸内細菌検査業務委託まで、今年度中に契約締結を行う必要がある業務、合計 13 件を追加し、期間及び限度額を設定いたしております。

6 ページをお開き願います。

最後に、地方債補正として、起債対象事業費の増減の調整によりまして、災害復旧事業では 660 万円を増額し、限度額を 4270 万円に、旧合併特例事業では 520 万円を増額し、限度額を 6 億 5090 万円に、緊急自然災害防止対策事業では 130 万円を増額し 2350 万円に、過疎対策事業では 200 万円を減額し、限度額を 20 億 5220 万円に定めるものであります。

以上、補足説明といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井生活福祉部長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 91 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

事業勘定予算について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の愛媛県国民健康保険給付費等交付金等の返還額が確定したことにより、償還金を増額するとともに、財政調整基金繰入金を増額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳

入歳出予算にそれぞれ 2365 万円を増額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を 50 億 1532 万 8000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

#### ○三瀬建設部長

議案第 92 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、西予市浄化センターほか 7 施設の維持管理業務における令和 6 年度の債務負担行為を設定するものであります。

現在稼働中であります各施設の維持管理業務につきましては、引き続き、令和 6 年 4 月 1 日から業務を実施する必要があることから、今年度内に該当業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、債務負担行為を設定するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

浅野医療介護部長。

〔浅野医療介護部長登壇〕

#### ○浅野医療介護部長

議案第 93 号「令和 5 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、西予市民病院の経営状況の改善を図っていくため、一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

第 2 条の収益的収入の補正につきましては、医業外収益として他会計補助金 7008 万 2000 円、負担金及び交付金 2620 万 5000 円を増額し、総額を 40 億 6393 万 8000 円といたしております。

第 3 条の資本的収入の補正につきましては、資本的収入額として、一般会計負担金 2698 万 5000 円を増額し、総額を 3 億 6384 万 8000 円といたしております。

その他、第 4 条の他会計からの補助金の補正に

ついても表のとおり改めております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○河野議長**

理事者の説明は終わりました。

(日程4)

**○河野議長**

次に、日程第4、報告第18号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

**○山住総務部長**

報告第18号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり4件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、よろしく御願申し上げます。

**○河野議長**

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月4日は午前9時より一般質問を行います。  
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時58分

第 2 日

12 月 4 日 (月曜日)

令和5年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

- |              |            |           |         |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年12月 4日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦   |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場    | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議       | 令和5年12月 4日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
|              | 午前 9時00分   | 総 務 課 長   | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会       | 令和5年12月 4日 | 財 政 課 長   | 安 岡 克 敏 |
|              | 午前11時45分   | 監 査 委 員   | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- |      |         |                       |         |         |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番  | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番  | 宇都宮 久見子 |                       | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番  | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程            |         | 別紙のとおり  |
| 4 番  | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    |         | 別紙のとおり  |
| 5 番  | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過          |         | 別紙のとおり  |
| 6 番  | 中 村 一 雅 |                       |         |         |
| 7 番  | 河 野 清 一 |                       |         |         |
| 8 番  | 佐 藤 恒 夫 |                       |         |         |
| 9 番  | 山 本 英 明 |                       |         |         |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 |                       |         |         |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 |                       |         |         |
| 12 番 | 源 正 樹   |                       |         |         |
| 13 番 | 井 関 陽 一 |                       |         |         |
| 14 番 | 中 村 敬 治 |                       |         |         |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 |                       |         |         |
| 16 番 | 兵 頭 学   |                       |         |         |
| 17 番 | 森 川 一 義 |                       |         |         |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 |                       |         |         |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 市 長               | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長             | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長             | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長           | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長            | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長           | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長           | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長            | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者         | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長           | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長           | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長         | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

**○河野議長**

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○河野議長**

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、3番信宮徹也君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

信宮徹也君。

**○3番信宮徹也君**

改めましておはようございます。

議席番号3番信宮徹也です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に基づき一般質問をいたします。

本日からの一般質問3日間ありますが、7名の議員が登壇いたします。どうかよろしくお願いたします。

私の質問は、本日は大きく分けて3点。1次産業の振興について、2番目に物価高騰対策について、3番目に人口減少対策についてでございます。

それでは、まず第1の1次産業の振興について、畜産業の振興について。

西予市は514平方キロメートルという県内の市では一番広い面積を誇り、海拔ゼロメートルから1,400メートルの標高差の中にリアス式海岸、盆地、河成段丘、カルスト台地などの多様な地形が存在します。それぞれの地域では、その特色を生かし、様々な1次産業が行われ、西予市の基幹産業として位置づけられています。

その中でも、市内の畜産業は、愛媛県内で飼育されている搾乳牛や肉用牛の半分は西予市で飼育されているなど、県内でも最も盛んな地域であり、市内の農業算出額の約半分は畜産によるものです。

また、県内唯一の畜産科がある野村高校や愛媛県の施設、愛媛県畜産研究センターも野村町に設置されています。

そのような市内畜産業ですが、現在、長引く飼料高騰や物価高の影響を多大に受けているものと思いますが、西予市として、現在の市内畜産業の実態をどのように捉えているのか、まずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

管家市長。

〔管家市長登壇〕

**○管家市長**

おはようございます。

本日は一般質問に当たりまして早朝より傍聴にお越しいただき、厚く御礼申し上げます。

師走に入りまして今年も残すところひと月となりました。何かと気ぜわしさを感じるとともに、急な寒波や新型コロナ、そしてインフルエンザの感染症対策をはじめ、体調管理にも気を使わなければならない時期でもありますので御留意をいただきたいと思います。

さて、本日から3日間にわたりまして、7名の議員の皆様から一般質問をお受けさせていただきます。それぞれの質問に対しましては真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

なお、市政運営の根幹に関わる質問には私が回答させていただき、専門的・技術的分野におきましては各部長を中心として回答させていただきますようよろしくお願申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

畜産業の置かれている現状についてお答えさせていただきます。

当市の畜産業は、愛媛県内での畜種別頭数割合につきまして、乳用牛が47%、肉用牛が52%、養豚が28%、養鶏が14%となっており、県内における畜産業の一大産地となっております。

現状につきましては、高齢化や後継者不足による離農、廃業により農家数が減少しております。

また、コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、円安の影響により、配合飼料価格は、令和2年9月ではトン当たり6万5638円でありましたが、令和4年10月には10万1196円となり、1.5倍もの高値になりました。その後も高止まりの状態推移しており、現在もトン当たり9万7000円前後で推移しているため、大変厳しい経営状況が続いております。

このような状況が続くことになると、さらに経営が圧迫され、廃業による畜産農家の減少が懸念されている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

再質問させていただきます。

畜産農家の減少が懸念される中で、それでは具体的に畜産農家数や飼育数はどれくらい減少傾向にあるのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

和氣産業部長。

### ○和氣産業部長

お答えさせていただきます。

畜産農家数と畜種別飼養頭数ですが、乳用牛が令和元年2月では51戸2,580頭に対しまして、令和5年2月現在では40戸2,280頭と11戸300頭の減少になっております。また、肉用牛につきましては73戸5,280頭に対し、70戸5,320頭と3戸の減少と40頭の増頭になっております。養豚でございますが18戸4万900頭に対し19戸5万1200頭となり1戸1万300頭の増頭でございます。また、養鶏につきましては10戸46万3000羽に対しまして9戸40万5000羽と1戸5万8000羽の減少となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

答弁にもありましたように、配合飼料と粗飼料の両方を食べさせないといけない乳用牛や肉用牛において、農家数が減少傾向にあると思います。

物価高騰の影響を受けている消費者としては、比較的単価の高い牛肉は家庭での買い控えの傾向にあり、それによって牛肉の枝肉価格が低迷しておる中、子牛価格にも影響が出ていると聞いていますが、肉用牛の状況はどうかを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

和氣産業部長。

### ○和氣産業部長

肉用牛の現状についてお答えさせていただきます。

肉用牛につきましては、和牛、ホルスタイン、交雑種と様々ではあります。特に農家数が多い和牛につきましては、繁殖農家と肥育農家に分別されておりまして、肥育農家の経営難によりまして子牛の価格が下落し、繁殖農家の経営を圧迫しております。

野村臨時家畜市場の令和元年度の平均販売価格は、雄が73万6198円、雌が63万5439円に対しまして、令和5年度の平均販売価格は、雄が59万825円、雌が54万3800円となっております。雄で約15万円、雌で約9万円も価格が下落している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

畜産業全体として非常に厳しい状況が浮かび上がってきていると思いますが、これまでに西予市では、畜産業の支援として飼料高騰対策を3回にわたり実施して畜産農家を支援してきましたが、これには国や愛媛県からの財政的支援もあったと思います。

飼料や物価が高止まりする中、今後は、市の一般財源を原資とする同様な事業を継続的に行っていくことはなかなか難しいのではないかと思います。長期的に市内の畜産業を稼げるなりわいとして継続、また成長させていくためには、飼料高騰に対応すべく、自給飼料の生産体制のさらなる充実を行い、自給飼料の生産拡大を行っていかねばならないと考えますが、畜産業に対して、今後の長期的な支援、また短期的な支援はどのように考えているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

自給飼料の生産対策と長期的政策や短期的支援について、畜産業の置かれている現状についてお答えさせていただきます。

自給飼料の生産対策、長期的政策や短期支援について、畜産業の置かれている状況につきましては、西予市では昨年度、耕種農家、畜産農家、コントラクター組織、農協、県や市が一体となりまして、J A東宇和管内の耕種農家及び畜産農家の健全な発展を期すことを目的といたしまして、J Aひがしうわ耕畜連携連絡協議会が発足いたしました。

活動状況としましては、耕種農家と畜産農家の連携強化を進め、自給粗飼料増産と事業の活用による水田農業の継続、畜産経営の安定化を図るため、WCS用稲の生産を推奨し、良質なWCS用稲の活用を推進しております。

令和4年度のWCS用稲の作付面積は、西予市全体で99.8ヘクタールに對しまして、令和5年度は123.1ヘクタールと23ヘクタールの増産となっております。今後につきましては、生産組織の強化、機械整備の充実を図るため、協議会で意見を集約し、長期的な自給飼料生産体制の構築について支援を検討してまいります。

次に、短期的支援につきましては、国の重点支援地方交付金であります農林水産業における物価高騰対策支援などの交付金活用を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

信宮徹也君。

#### ○3番信宮徹也君

回答にもありましたように、自給飼料の継続的な生産や今後の増産のためには、耕種農家と畜産農家、またコントラクター組合、J A、県、市が連携しなければなりません。

昨年発足しました耕畜連携協議会の耕種農家、畜産農家はどれくらい参加をしているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

耕畜連携協議会の耕種農家、畜産農家の参加数についてお答えさせていただきます。

耕種農家の水田農業者及び生産組織といたしまして、宇和・野村・城川で20組織が参加しており、畜産農家の乳用牛・肉用牛の繁殖・肥育農家を中心とした39畜産農家がWCS用稲を利用しております。

良質なWCS用稲の供給により、今後も畜産農家の利用増加が見込まれている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

信宮徹也君。

#### ○3番信宮徹也君

今朝起きまして、日本農業新聞を見ますと、今朝の日本農業新聞1面トップの記事は、牧草、飼料原料高止まり、下げ要因が乏しく畜産経営のダメージの蓄積が懸念されるとありました。

答弁でもありましたように、現在多くの耕種農家、畜産農家が連携し、自給飼料の増産に取り組んでいるところだと思います。今後とも、ぜひこの取組に対して西予市も御支援いただきますようお願いしまして、次の質問に移ります。

2番目の認定農業者支援について。

まず、認定農業者制度は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これら認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするものです。

また、新規の就農者は、認定新規就農者として位置づけられています。物価高騰の折、認定農業者全体としては、生産コストの増加を価格に転嫁できず苦しい状況が続いております。

西予市では、これまでにコロナ禍における原油価格及び電力・ガス等の物価高騰の影響を受ける市内中小企業者等を支援するための給付金事業、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業を行ってまいりましたが、ただし書で、1次産業は除くとなっております。

西予市では、飼料高騰対策や施設園芸に対する燃油高騰対策を講じてまいりましたが、認定農業者は

畜産や施設園芸だけではないため、幅広く影響が及んでいる認定農業者に支援が行き渡っていないのではないかと思います。

今後、同様な中小企業者等の支援事業があるときには1次産業を含めることはできないのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

和氣産業部長。

### ○和氣産業部長

認定農業者支援についてお答えさせていただきます。

西予市の認定農業者の現状でございますが、令和5年10月末日においては、明浜町で74名、宇和町で90名、野村町で98名、城川町で50名、三瓶町で82名の合計394名の方が認定を受け、地域農業の中心経営体として農業経営改善に取り組まれているところでございます。

コロナ禍において、令和3年度に県下全市町で実施された愛媛版応援金事業では、県が作成した要綱に基づき、国のコロナ交付金を財源に、第1次産業を含む中小企業者に対する支援を行ってまいりました。

コロナ交付金については、令和4年度も予算措置されておりましたが、各部署で独自の施策を検討実施したため、経済部門では第1次産業を含まない対応とし、第1次産業については農林水産部門で独自に検討し、飼料価格高騰対策や燃油価格高騰対策を実施したところでございます。

今後、国や県が実施する支援事業で、第1次産業を含む中小企業が支援対象者である同様な事業が実施される場合につきましては、第1次産業も含め支援を行ってまいりたいと考えております。

国においては、先般、11月29日に令和5年度補正予算が成立し、翌日には、重点支援地方交付金の配分通知があったところであります。

御承知のとおり、同交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援を目的とした事業の財源とするものであり、本市への交付額は1億2039万3000円でありました。

現在この交付金活用については、農業水産部門のほか、福祉や教育など各種部門において現状を確認した上で効果的な支援策を講じるよう全庁的に検討している段階であります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

政府は、11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策を閣議決定し、先ほどの答弁でも、今後、国や県が実施する事業で、1次産業を含む中小企業が支援対象である同様な事業が実施される場合には第1次産業も含めて支援を行いたいとのことでした。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、物価高騰対策についてお伺ひいたします。

西予市キャッシュレス決済還元事業について、この事業につきましては、前回の定例会で宇都宮久見子議員からも質問があり、一部重複するところもあるかと思いますがよろしくお願ひいたします。

現在、西予市では電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する家計への支援並びに市内経済の活性化を目的として、西予市キャッシュレス決済還元事業が実施されています。

この事業の期間も半分が過ぎていますが、いまだに、若い方でもこの事業を知らなかったり、キャッシュレス決済を行ったことがない高齢者の方からは、以前のような紙媒体の還元事業を望まれたりしております。

今回、西予市では、キャッシュレスのみの事業となっており、お買い物券などの紙媒体からキャッシュレス1本に絞った経緯また、今回の事業を通して市内のキャッシュレス決済に対応できる店舗も増やす意図があると思いますが、対応できる店舗は増えたのか。また、キャッシュレス決済の利用状況が分かればお願ひをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

和氣産業部長。

### ○和氣産業部長

西予市キャッシュレス決済還元事業の利用状況等についてお答えさせていただきます。

信宮議員御案内のとおり、西予市キャッシュレス決済還元事業については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対しまして、生活者支援策として、特定のキャッシュレス決済

で支払いを行った場合に、支払った金額の一部をポイント還元するものでございます。

当市においては、令和2年度より紙媒体による商品券事業を複数回実施してまいりましたが、キャッシュレス事業は未実施であり、他自治体のキャッシュレス事業の実施状況や今後の国財源の動向等を勘案し、令和5年度に着手することとなったものでございます。

事業は11月1日から開始しており、委託事業者との協議・調整を重ねながら事業を推進しているところでございます。還元額としては、11月26日現在の速報値として、還元額ベースで約4500万円の実績となっております。

また、あわせて事業者向け支援といたしまして、市内店舗においてキャッシュレスを導入された事業者に対する支援事業も実施することで相乗効果を図っております。支援金の申請状況でございますが、11月30日現在で56件の申請を受け付けております。また、11月17日現在で、PayPayで204店舗、auPAYで151店舗、d払いで143店舗がそれぞれキャッシュレスを導入されている状況でございますので、市内店舗でのキャッシュレス化は推進されているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

キャッシュレスに対応できる店舗も確実に増えているようでございますし、キャッシュレス還元も順調に進んでいるようであります。

先ほども申しましたように、事業期間が半分は過ぎておりますが、若い方でも全くこの事業を知らない方もいるなど、行政無線などを通して、いま一度周知することも必要ではないかと思えます。

また、相談ブースを設置して利用者にサポートも行っているようですが、利用状況やその様子などはどうなのか、お分かりでしたらお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

和氣産業部長。

### ○和氣産業部長

還元事業のさらなる周知についてお答えさせていただきます。

現在、市ホームページ、広報等での周知を図るとともに、今回は、市内の大型店舗におきまして、高齢者をはじめとした幅広い層を対象とした相談ブースを設け、市民のキャッシュレス導入を推進しております。

実績といたしまして、11月3日から11月26日の期間で300名の方がブースを利用されている状況でございます。年齢層については、約6割の方が高齢者であると聞いております。

また、先般11月28日には、新聞折り込み、キャッシュレス決済の登録方法を説明したチラシを、新聞でのチラシ配布をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

この事業は、1人当たり最大で1万5000ポイントが還元される事業ですが、最大ポイントが還元される市民がいる一方で、キャッシュレスに全く無縁であればその恩恵を受けられません。全てが平等にということは大変難しいと思いますが、周知や相談ブースを通して、できるだけ還元が皆さんに行き渡るようにお願いしたいと思います。

それでは、次、燃油、電力、ガスの価格が高騰の折、家庭の屋根に取り付ける家庭用太陽熱温水器は100%自然エネルギーでお湯をつくれて、カーボンゼロの取組としても有効だと考えます。我が家でも太陽熱温水器を取り付けていますが、特に今年の夏は猛暑続きで、夕方頃になると手もつけられないくらいの熱湯ができていました。

太陽熱温水器は、また別の意味でもメリットが大きいと思っております。それは、今後発生する確率が大いと言われる南海トラフ大地震などの自然災害による断水時に、200リットルから300リットルの水道水を家庭の屋根の上に常に貯水していることになるため、災害時には、生活用水の備蓄にもつながるのではないかと思います。

家計支援の対策と危機管理対策の2つの面から太陽熱温水器は非常に有用だと考えておりますが、その普及についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

和氣産業部長。

### ○和氣産業部長

燃油、電力、ガス価格高騰対策と合わせ、危機管理対策としての家庭用太陽熱温水器の普及についてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、家庭用太陽熱温水器は、太陽熱で水を温めて温水にする設備で、低価格でエネルギー変換効率にすぐれていることから、1980年代から国内で普及が進んでおりましたが、近年はあまり市場が伸びておらず、国は、今後積極的に普及を目指す方針であり、国内の省エネ化推進のためにも今後の普及拡大が期待されるところでございますが、課題として挙げられておりますイニシャルコストの低減や効率化をクリアされることが第一と考えております。そのため、現段階で、太陽熱温水器に係る具体的な支援策はございませんが、引き続き、危機管理部門及び環境部門と連携して検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

現在、新築を建てますと、太陽光発電を取り付ける家庭は割と多いんですけども、太陽熱温水器を取り付ける家はほとんどないそうです。昨今は太陽熱温水器は流行ではないそうなのです。

しかし、それぞれの家庭で非常用の水をペットボトルで備蓄されている家庭もあると思いますが、太陽熱温水器の水やお湯は、災害時に大変有用だと考えております。物価高騰と危機管理、両方の面から御検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後の人口減少対策について、人口減少対策プロジェクトの取組についてお伺いいたします。

この質問は、本年第2回定例会においても同様の質問を行いました。今回は主に、その後の状況、また、今後の取組について何うものになります。

第2回定例会の答弁で、昨年9月に愛媛県から2020年の国勢調査等に基づく将来推計人口が公表され、西予市として、この問題に対して強い危機感を抱き、市長から職員に対してメッセージを發

信するとともに、庁舎内において、人口減少対策に係る課の係長以下、若手中堅職員9名から成る人口減少対策プロジェクトを立ち上げ、人口減少対策につながる出会い・結婚支援、育児支援、仕事・雇用支援の3つの分野において提案事業の検討を行ったとのことでした。これらを通して、今年度の様々な事業に結びついているものと思います。

そしてこのプロジェクトは、今年さらに発展しまして、63名のメンバーが幅広く多様な視点で、当事者意識を持った総合的な人口減少対策を検討していると伺っております。

今年度取り組んだ事業、また、現在の人口減少対策プロジェクトの状況について伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

### ○宇都宮政策企画部長

人口減少対策プロジェクトの現在の状況についてお答えいたします。

まず、令和4年度のプロジェクトからの提案事業の進捗状況について一部紹介いたしますと、まず、結婚支援では、若者の出会いを創出する取組として、市内の企業から御協力をいただきまして、異業種交流事業を11月に実施し、12月にも開催を予定しております。

育児支援では、不妊治療等に係る費用の助成の提案があり、えひめ人口減少対策総合交付金を活用した妊活支援、先進医療に要する費用の助成、市独自の対策として、一般不妊治療及び生殖補助医療の自己負担額の助成を行っております。

次に、令和5年度のプロジェクトの進捗状況についてお答えいたします。

今年度は、当事者意識を持った全庁的な人口減少対策として、各部や各支所等を単位とした12の部会を編成し、職員総数63名で既存事業の改善やアピールの仕方、創意工夫を凝らしたアイデア等、知恵を出し合ってまいりました。各部会それぞれが活発に話し合いを行い、先進地へ視察に行った部会もございました。

12の部会からは、小さなアイデアも含めて100ものアイデアが生まれ、そのうち21のアイデアについては、リーダー12名で構成します全体会

にて情報の共有や具体化に向けた検討を行ってまいりました。

その後、各部会へ意見を持ち帰り、15の事業まで最終提案の絞り込みを行い、10月の行政経営戦略会議にて報告を行ったところです。

提案のあった事業を創造性と新規性、費用対効果などの5つの視点で精査を行い、実行可能な事業、採用事業については、来年度当初予算に計上し、速やかに実施をしたいと考えております。

また、当初予算の計上には至らない事業においても、再検討事業として事業実施に向け、具体的な協議や調整を行っている事業もございます。

それでは、4つの採用事業のうち3つの事業を説明させていただきます。

1つ目が、教育分野において、地域の魅力を知り、地元を理解する機会をつくるため、中学生を対象としたせいよ版キャリア教育事業を予定しております。この事業は、高校生や大学生との対話や職場体験等を通じ、働くところがないから市外に出るしかないといった考えを払拭し、進学や就職で西予市を離れたとしても、帰る場所や働く環境があることを子どもたちがイメージできることを目的としたもので、関係機関と連携し、長期的な視点で進めていきたいと考えております。

2つ目が、学びのフィールド化発信プロジェクト事業です。本市は、多くの大学生等がフィールドワークや学びの場として訪れております。この状況を集約し、市のホームページ等で効果的に発信することにより、継続した関係づくりや新たな関係人口の創出につなげたいと考えております。

3つ目が、住まいに関する支援です。若年層や子育て世帯を対象に、空き家を利用した若年層・子育て世帯移住促進事業を予定し、空き家の購入に対する補助を行いたいと考えております。市内に居住を構えることで定住率を高め、転出の抑制となり、空き家の減少にもつながる効果も期待ができます。

なお、プロジェクトの採用事業などの詳細につきましては、12月1日に市のホームページに掲載いたしましたので、また御確認いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

信宮徹也君。

### ○3番信宮徹也君

人口減少対策プロジェクトの様子は、市のホームページからもうかがい知ることができますが、ただいま宇都宮部長より幾つか詳しく説明をいただきました。プロジェクトの中には、非常に多くのアイデア、また奇抜なアイデアが出されていて、検討を重ねられていて、今後の効果を大変期待をしているところでございます。

それでは再質問として、今年度、結婚支援として、若者の出会いを創出する取組として、11月に異業種交流会を行ったとのことでしたが、その様子や手応えはどう感じているのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

### ○宇都宮政策企画部長

異業種交流事業の11月開催の第1回目の状況、様子等についてお答えいたします。

11月11日土曜日に第1回目のせいよ異業種交流スキルアップ事業をほわいとファームで開催いたしました。当日は、市内10事業所から、男性16名、女性14名、計30名の参加をいただき、班分けを行い、スマートバーベキューのノウハウを体験しながら異業種間の交流を楽しんでいただきました。

最初は初対面ということもありませんが、時間も進まない時間帯もございましたが、時間の経過とともに打ち解けて盛会に終わることができたと報告を受けております。

なお、参加者にアンケートを依頼し23名の方から回答を得ております。イベントの満足度の問いでは、大変満足が6名、満足が15名、普通が2名と、21名の方に満足をいただいております。次回も参加したいかの問いでは、ぜひ参加したいが1名、参加したいが15名、分からないが7名と、16名の方が次回も参加をしたいという回答を得ております。

自由意見では、異業種の方と話せて楽しかった、市内のいろんな人と交流できる機会がなかったので大変よかったなどの意見もいただいております。大きいイベントではございませんが、継続的に事業を開催する必要性を改めて実感したところです。

今年度はあと2回の開催を計画しております。12月15日にはあけはまシーサイドサンパークにて、ホッとシナイト～きらきら光る夜空とともにと題したスキルアップ事業を開催します。今後も異業種間の交流スキルアップ事業を通して、若者の出会いの場の創出につながるよう努めてまいります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

信宮徹也君。

#### ○3番信宮徹也君

先日、この異業種交流会の協力企業の方と話す機会がありまして、雰囲気どうだったというふうに聞くと、すごい盛り上がりましたよというふうに答えておりました。

イベントが終わって二次会に行ったそうなんですけれども、参加しなかったのは1名だけで、あとはみんな二次会に行ったそうで、盛り上がったんだろうなと感じております。

それでは最後に、今後の取組について伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

今後の取組についてお答えいたします。

先ほど答弁申し上げました、今年度及び昨年度提案のあった事業については、まずは多くの市民の方に御活用いただけるよう、SNS等も使って様々な場面でPRを行い、着実に事業を進めてまいります。

あわせて、県事業のえひめ人口減少対策総合交付金等に対する要望や連携についても引き続き積極的に行います。

来年度の庁舎内プロジェクトにつきましては、昨年度から2年間職員のプロジェクトとして協議検討してまいりましたので、今後、市民の方と協働した取組ができないかといったことも含めて、今後検討していきたいと考えております。

また、これまでのプロジェクトから始動した事業や愛媛県の連携事業等については、利用される市民の方の御意見も踏まえた効果等の検証も実施をしたいと考えております。

今後も、人口減少・少子化対策については、本市の重要施策として捉え、より効果高められるよう創意工夫をしながら継続的に遂行したいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

信宮徹也君。

#### ○3番信宮徹也君

本年は少子化対策強化元年ということで、人口減少対策においてもこれまで以上に取り組まれているとは思いますが、少子化対策・人口減少対策はすぐに効果があらわれるものでもないと思います。効果があらわれるのは随分先かもしれません。

しかし、西予市の人口減少を緩やかにすべく、10年後、20年後を見据えて、有用な事業を今後とも継続的に行っていただきますようお願いいたします。まして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時43分）

#### ○河野議長

再開いたします。（再開 午前10時00分）

次に、13番井関陽一君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13番井関陽一君

おはようございます。

議席番号13番井関陽一でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。

その前に、先日行われました乙亥大相撲では、久しぶりにプロ力士を迎えての取組が披露されまして、相撲ファンにとっては本当に楽しい時間を過ごすことができました。その中で、小中学生の取組も行われたわけなんですけども、野村、城川だけの参加で、他の地域からの参加があれば、今後ますます盛り上がっていくのではないかと思いますので、今後よろしくお願ひしたらと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

まず初めに、教育コーディネーターの活用について。

愛媛県では地域教育プロデューサーの中に含ま

れるのかもしれませんが、教育コーディネーターあるいは地域教育プロデューサーとはどのような取組のことを言うのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

それではお答えいたします。

学校と地域が連携・協働し、目標やビジョンをそれぞれ共有するため、学校運営に地域住民が参画するコミュニティ・スクールと地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の一体的な推進が求められております。

西予市の各学校においては、これまでも行政や地域づくり団体を中心に連携しながら事業を実施してまいりました。また、令和元年度からは、全ての学校においてコミュニティ・スクールを設立し、学校と地域とのつながりはより一層強くなりつつあります。

一方で、教員の働き方改革が進む中、地域と学校との連携や調整、企画・立案といった業務は教職員の負担にもなるのが実情でございます。そのような現状からも、これらの役割を担う人材設置が求められているところでです。

そのパイプ役となる人材の呼称を地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）と呼び、また、愛媛県では、独自に地域おこし協力隊に委嘱する地域教育プロデューサー制度を令和3年度に設立しております。

その概要を説明いたしますと、地域学校協働活動推進員は、地域と学校との連絡調整、情報の共有、企画・立案、そして事業実施に至る運営全般を担い、地域と学校が信頼関係を築きながら活動を進めるコーディネーターのことをいいます。西予市では現在のところ配置はございません。

一方の地域教育プロデューサーとは、地域教育プロデューサー配置支援事業という愛媛県が令和3年度から独自で実施している事業の中で、学校と地域の橋渡し役、つなぎ役として、地域の教育課題に取り組む教育に特化した地域おこし協力隊のことをいい、各市町が地域教育プロデューサーとして配置し、それを県教委が登録しております。現在、西予市では、三瓶分校、野村高校の公営塾スタッフ3名、宇和高校魅力化コーディネーター

1名、野村地域おこし協力隊1名の計5名が地域教育プロデューサーとして登録されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）というのが私が言いました教育コーディネーターということだと思っておりますが、西予市には今のところ配置がないということで、地域コーディネーターにいたしましても、地域教育プロデューサーにいたしましても、地域と学校をつなぐ役割ということで理解はいたしたわけなんですけれども、それでは、学校と社会の連携・協働をすることが教育の理念の一環になっているんじゃないかなと思うんですけれども、公民館が活動センターに今年変わったわけなんですけれども、さらに各支所には教育課もなくなりました。

このことから、コーディネーターの必要性が非常に高くなっているのではないかなと思うんですけれども、西予市の現状としましては、今ほど5名の教育プロデューサーがいるということはお答えをいただいたわけなんですけれども、今後、その対応についてどのようなことを考えておられるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

今後の対応についてお答えいたします。

これまで公民館が担ってございました地域と学校をつなぐ役割につきましては、地域づくり活動センター推進計画に次のようにうたっております。

センターが学校と地域をつなぐ役割を担うことで、学校教育だけでは補えない部分を地域と連携・協働しながら地域全体で子どもたちを支え、実社会で様々な課題に直面したときに必要となる力を身につけた人材や将来的に地域貢献できる担い手の育成につなげる。

当計画に掲げてあるとおり、現在も地域づくり活動センター主事や地域任用職員がしっかりとその役割を担っております。

各学校運営協議会においても、センター長ある

いはセンター主事が委員として参画しており、目標やビジョンを共有しながら、地域学校協働活動推進員の役割を担うとともに、学校と連携した事業を企画・実施するなど社会教育に取り組んでいるところがございます。

しかしながら、地域づくり活動センター主事が担う役割は、社会教育のみならず、新たな行政の窓口業務が加わるほか、地域任用職員が担う地域づくり事業のサポートも多く、業務多忙の実情もでございます。

一方、市内小中学校におきましては、学校と地域との連携は重要と捉え、地域教育の推進に取り組んではいるものの、教職員の負担がこれまで以上に増大しているのが現状であるとの意見もございます。地域との連携を図りながらも、職員の負担軽減が今後の課題であるとの認識でありました。

教職員の働き方改革とセンター化による地域活動の実情を鑑みれば、学校と地域との橋渡しや事業の企画・立案などを専門的に行う地域学校協働活動推進員の配置が必要な時期と判断しており、今後、学校現場と連携し、設置に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

設置に向けた考えがあるということでございましたが、先ほど宇都宮部長から説明があったように、せいよ版キャリア教育事業とも関連してくるんじゃないかなと思うんですけども、地域学校協働活動推進員、あと地域コーディネーターと言わせていただきますが、その配置の時期が来たんじゃないかなということで検討いただいているということでございますが、野村町におきましても、コーディネーターは地域産業をよく理解して、将来的に地域貢献できる人材を育成するためには欠かせない役割であるという意見をたくさんいただいております。

コーディネーターの配置に向けて、具体的にどのようなスケジュール等があれば教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

地域コーディネーターの配置の予定について答弁させていただきます。

市内小中学校へのアンケートをいたしましたところ、ほとんどの学校において地域学校協働活動推進員の設置が必要との意見でございました。

教育委員会としましては、今後検討を重ねながら順次配置ができるよう準備を進めていきたいと考えておりますが、配置をするに当たっては、学校側の実態把握や候補となり得る人材の確保、また、業務を行う場所の設定、さらには人件費の予算化など様々な課題がございます。

今後、各学校に対する要望調査をはじめ、配置に関する協議を重ねるとともに、先進事例の取組や研修会への参加など、学校と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございます。

前向きに検討していただけたらと思います。本当になかなか今から難しい問題とは思いますが、地域に戻ってきてくれる人材を育成するためには本当に欠かせない事業だと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

地域交通についてですが、最近新聞等でも目にするようになったと思うんですけども、ライドシェアという言葉がありますが、この意味はどういうものなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

ライドシェアとはについてお答えいたします。

ライドシェアとは、R i d e（乗る）とS h a r e（共有）することを意味します。いわば相乗りです。最近では、一般のドライバーが自家用車を使って有償で、住民や観光客等を目的地まで運ぶビジネスのことを言います。

海外では様々なスタイルで普及が進んでいるところですが、日本では、道路運送法でライドシェアは原則認められておらず、過疎地域における移動手段の確保など、国家戦略特区として認められた場合などに限って可能となっております。

しかしながら、地域交通の担い手の不足や移動手段の確保は緊急的な課題であり、新たな輸送サービスの検討も待たなしの状況であるため、11月13日に開催されました政府の規制改革推進会議の地域産業活性化ワーキンググループでは、2024年をめどに、ライドシェアの解禁に向けた法律の制定を検討するよう提言や、また、市町村やNPO法人が自家用車で地域住民を送迎する自家用有償旅客運送の運用を見直しするような意見も出ております。

また岸田総理は、11月20日の衆院本会議の中で、ライドシェア導入に関しての質問に対して、対象地域については観光地や都市部を排除しないと表明され、その上で、年内をめどに方向性を出し、できるものから速やかに実行していくとの方針を示されました。本市といたしましても、ライドシェアについての今後の動向に注視をしてみたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

日本では、国家戦略特区のみ認められているということで、まだまだ行われているところは少ないと思うわけなんですけども、ライドシェア解禁に向けた法律の制定を検討するというような言葉も先ほど部長から出たように、今後、取組が進んでいくものと考えられていますが、全国での取組がありましたら、どのような事例があるのか御報告願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

全国の事例についてお答えいたします。

まず、京都府京丹後市、この中でも丹後町のみで行われています事例といたしましては、こちらは平成28年5月から道路運送法第78条第2号に

基づく自家用有償旅客運送の交通空白地有償運送として、運行主体はNPO法人で、地元の住民ドライバーがスマートフォンを使いウーバーで配車をし、マイカーを使ったライドシェア型の公共交通、ささえ合い交通の実践として運行されております。

また、兵庫県養父市では、平成30年5月から、こちらは国家戦略特区の活用によりライドシェアに取り組まれております。こちらも運行主体はNPO法人になります。運行管理はタクシー会社が行っており、受付と配送の依頼をタクシー会社が行い、地元の住民ドライバーが自家用車を使って運行しております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

今全国の事例2つ紹介をしていただきましたが、京都では28年5月から、兵庫県では30年5月から運用されているということで、今もされているということですが、これされているということは運行はうまくいっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

先ほどの答弁の中で11月13日に政府の規制改革推進会議がありまして、その中の事例としてそちらの各市長が資料をつくって説明されています。その議事録等は読んだんですけど、今のところ現状うまくいっているという市長の答弁が議事録として残ってありましたのでうまいこといってるんじゃないかと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

全国の中ではうまくいっているところもあるという紹介だったということで理解をいたしました。それでは、全国の自治体の長はどのようなこと

を考えておられるのか、お分かりでしたらお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

全国の自治体の首長の動きということで、全国の知事・市町村長の地方創生や規制改革に率先して取り組む有志の組織があります。これが活力ある地方を創る首長の会といいます。こちらで、地域公共交通・ライドシェアの緊急首長アンケートを実施されました。この中で、国は、自治体の現状に即したライドシェアの条件変更や規制の緩和を行うべきと回答した首長が全体の約 90%ございました。その中でも意見の大半は、全国各地の地域公共交通の窮状を訴える声であり、国は立法事実を正確に捕捉し、ライドシェアの条件変更や大胆な規制緩和について、可及的速やかに対応することが求められていると報告されております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

井関陽一君。

**○13 番井関陽一君**

首長らが、ライドシェアについて、条件変更や規制緩和を行うべきと回答された方が 90%近くおられるということで、こういう状態になりますといずれ動き始めると思うんですけども、そうすると、西予市としてもその準備を進めていく必要があるのではないかと考えます。

そうなりますとタクシー業界との関連がありますので、調整が必要なことは明白なことではないかなと思います。

そこでお伺いしますが、ライドシェアについて、タクシー業界を圧迫するとお考えになっておられるでしょうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

タクシー業界を圧迫するののかについてお答えいたします。

ライドシェアについては、今現在、その方針を国で協議をしている段階であり、まだ正確な情報

も出ていないことから、先ほど答弁いたしました規制改革推進会議の中での意見として発表させていただきます。

ライドシェアは、観光地や過疎地でタクシー不足が深刻化していることへの対策だが、タクシーよりも安価で利用できる場合が多く、タクシーの需要を奪ってしまう可能性があるのではないか。状況によっては廃業に追い込まれるタクシー事業者が出てくる可能性もあり、そうすると、逆に地方や郊外の移動手段がさらに失われてしまうリスクもあると言われております。

また、タクシー業界は利用者の安全性を確保するために厳しい法規制や許可制度に基づいて運営をされていますが、海外で普及しているライドシェアの多くは、そのような法規制や許可制度に縛られてない場合が多く、安全の確保や利用者の保護などの観点からも課題も多いのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

井関陽一君。

**○13 番井関陽一君**

ありがとうございました。

タクシー業界の圧迫にならない方策が必要であり、利用者の安全性も当然確保しなければならないということで、運用に向けてはいろいろな課題が今後出てくるのではないかとことを理解はいたしました。こういった中、市内の業者の反応がどうなのか、お分かりであればお答え願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えいたします。

今回、市内の業者にこのライドシェアについて聞き取りを行わせていただきました。実際まだ情報が少なくよく分からないといった回答や、反対またはどちらかという反対といった回答でした。反対の中の意見としては「タクシーは国の厳しい規制の中、安全を確保して運行してきている」や「タクシーよりも安価な価格で導入されると廃業してしまう」といった御意見がございました。

しかし、「過疎地では将来的に必要なのではないか」という御意見や「貨物と旅客を一緒に運ぶことができるような法改正も必要なのではないか」といった御意見もございました。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

タクシー会社としては当然の反応ではないかなと思うわけなんですけども、実際野村町にしましても宇和町にしましてもタクシー会社が減少している状況でありますので、今後、住民の足を考えたところ、業者に負担のかからない何らかの方策をとっていく必要があるのではないかなと思いますので、それに対応するためと言ったらおかしいかもしれませんが、実証実験等が行われるような場合に、事務局的なことを今活動センターが行うことができないかなと思うんですけども、それについての御意見がありましたらお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

活動センターで事務局的な業務を持つことはできないかについてお答えいたします。

全国でライドシェアに取り組まれている事例もまだ現在少なく、先ほど答弁いたしましたとおり、日本ではライドシェアは原則認められておらず、国家戦略特区として認められた場合などに限って可能となっており、そのため実施主体もNPO法人等が運行管理を行っているところが多いようです。今後、国のほうでも規制緩和を含め議論されると思いますが、課題も多いと言われております。

現在、西予市内では、地域の課題として、地域づくり組織が国の定める自家用有償旅客運送の基準に沿って、地域の足について検討されているところも実際ございます。この検討に当たっては、地域の課題解決のために地域のみんなで運営するという意識のもとに取り組むことが必要であり、先進地の事例を踏まえましても、地域の住民や事業所が出資するなどして、行政の支援がなくとも営利活動ができる取組を実施されているようです。

市といたしましても、地域での検討により地域交通に取り組まれる際には、手上げ型交付金とかの活用や専門家の方を紹介するなどして側面から支援をし、地域交通の取組が軌道に乗るよう地域と行政が協働で取り組みたいと考えます。

今後は、政府はライドシェアについて年内をめぐりに方向性を出す予定とされており、国の動向を注視し、実証実験等が実施される場合には、速やかに西予市においても対応できるよう地域とも情報の共有をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

これすぐにどうこうになるという話ではないと思いますので、今後の課題となるわけでございますが、先ほど答弁の中にありましたように、地域づくり組織が自家用有償運送のことも考えておられる地域もあるということをお聞きしましたので、その地域と業者一緒になって考えた中で、地域交通がよりよい方向に動いていくことを願いまして、次の質問、最後の質問に移らせていただきます。

高校の魅力化についてなんですけども、野村高校魅力化推進協議会の中でも、西予市外からの生徒の確保のために住環境の整備はできないのかというような意見が出されております。

長浜高校とか北宇和高校とか新聞に載っておりましたが、空き家の利用や新築という形で住環境が整えられていますけども、野村町では、野村高校の同窓会や自治振が中心となって住環境整備に努力をされています。整備に向けて動こうとされていますが、当然寄附等も、今度の70周年か80周年か記念のあれでも集めようというような意見も出ておりますが、行政としましてもふるさと納税とか国の補助事業とか何らかの支援策がないのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

何らかの支援はできないかということについてお答えさせていただきます。

まず近年における少子化と並行しまして、市内  
中学3年生の地元高校進学率が50%を割り込むな  
ど、このままで推移した場合、高校存続が大変厳  
しい時代になりつつあります。

西予市では、西予市内県立高等学校魅力化推進  
協議会を設置し、市内高等学校の魅力化づくりを  
継続して支援しているところでございます。

国内で8校しかない畜産科を持つ野村高校では、  
令和2年度から地域みらい留学制度を活用し、全  
国募集に取り組んでおります。畜産科の人気は高  
く興味を持たれる生徒がたくさんいらっしゃるも  
の、県外からは例年2名程度の入学にとどまっ  
ております。興味を示された生徒さんが入学にま  
で結びつくよう、さらなる支援が必要と認識して  
いるところでございます。

住環境につきましては、野村高校には男子寮こ  
そあるものの、女子寮はなく、民家へ下宿をお願  
いしている状況であり、生徒のニーズに即した新  
たな住まいの確保が必要だと捉えております。

議員が先ほどおっしゃったとおり、本年9月に  
開催した野村高校魅力化推進委員会におきまして  
は、住環境に関する協議がなされ、現状を危惧し  
た野村高校同窓会、野村地域自治振興協議会等の  
地元団体が立ち上がり、具体的整備に向けて動い  
ていただいております。また、これを受け、高  
校・地域・行政が連携して構成する野村高校女子  
寮検討ワーキンググループが立ち上がり、現在協  
議を重ねているところでございます。

協議内容としましては、現在の下宿生の環境改  
善と新たに県外から迎える女子生徒のために、町  
内中心部にある民家の使われていない2階部分を  
シェアハウスとして整備する方向で話を進めてお  
ります。共有スペースと小部屋が3部屋から4部  
屋の予定で、令和6年秋頃の利用開始へ向け、地  
域と高校が主体となり準備が進められております。

今後、運営の形態、食事の提供方法や住まいの  
安全管理対策等を検討し、まち全体で高校生を見  
守るような関わり方や受入体制の整備について協  
議を進めていくこととなっておりますが、市とし  
て、より一層緊密な連携を図ってまいりたいと考  
えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございます。

女子生徒の住環境について、私以上に詳しく理  
解されているので何も申し上げることはないよう  
な気がするんですけども、念押しとなりますが、  
支援内容についてはどのようなものを考えておら  
れるのかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

行政からの支援の具体的な検討についてお答え  
させていただきます。

現状では、シェアハウスを整備した際に、西予  
市移住交流促進支援事業補助金が活用できます。  
空き家の場合は、改築費等の2分の1、上限  
200万円、空き家以外の場合、2分の1、上限  
150万円を補助いたします。

現在、令和6年度当初予算に反映するよう検討  
を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

具体的な金額まで出していただきましたので、  
間違いなく補助をいただけるのかなということ  
で非常に喜んでいるところでございます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。あ  
りありがとうございました。

#### ○河野議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時32分）

#### ○河野議長

再開いたします。（再開 午前10時50分）

次に、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきました  
ので、本日最後の登壇者として質問をさせていた  
だきます。

今回は大きく3項目について質問をさせていただきます。

1つ目は経済対策について、2つ目は高齢者の移動と買い物の手段について、3つ目に不登校児童・生徒への教育支援についてであります。

先ほどの2人の質問とダブる部分もあるかもしれませんがよろしくお願いをいたします。

まず、経済対策について質問をいたします。

11月29日デフレ脱却のための総合経済対策の裏づけとなる2023年度補正予算が成立をいたしました。補正予算においては、物価高対策として、低所得者の住民税非課税世帯などへの7万円給付や地域の実情に応じた施策を実行する財源となる重点支援地方交付金が積み増しをされております。

今回は、低所得者対策としての給付金を1日でも早くお届けすること。また、低所得者ではないけれども生活に御苦勞されている層の皆さんにできることはないのか。この重点支援給付金の中での使い方について質問をさせていただきます。

まず、住民税非課税世帯への支給時期について、どのようなスケジュールなのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

住民税非課税世帯への支給時期についてお答えをいたします。

デフレ完全脱却のための総合経済対策が令和5年11月2日に閣議決定され、物価高から国民生活を守ることを取り組む関連予算において、低所得者への現金給付が予算化されております。これは、この夏以降3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円の支援を行うこととなります。

今後、国からの詳細な交付内容が通知された後、速やかに予算化するよう努めてまいりますので、議員の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、支給時期につきましては、予算成立後、対象者へ確認書を発送し、確認期間の後に支給す

る計画といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

それ以外の制度のはざまと申しますか、そういう世帯についての支援策についてはどのようになっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

制度のはざまの世帯への支援策についてお答えをいたします。

所得税・個人住民税の定額減税が、来年6月から開始される時期に合わせて、住民税均等割のみ課税される世帯、新たに住民税非課税となる世帯、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々がおられます。

国では、令和6年度税制改正とあわせて、年末には住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行うよう、その方向性を今後の経済対策に盛り込む予定となっており、国の方針が決定次第、速やかに支援策を計画したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

最初の低所得者世帯への支援の対象ですけれども、昨年6月1日基準日で支給をされた3万円がありました。それと同じ対象世帯ということでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

対象世帯についてお答えをさせていただきます。

国からの通知では、給付等の対象世帯は、基準日を令和5年12月1日に住民登録のある世帯とすることを目安として住民税非課税世帯が対象とな

っておりますので、前回の給付金の基準日、6月1日でございますけれども、世帯や課税状況が変わってなければ対象になると思われま

す。なお、今後も国からの情報を精査し進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

私たち公明党では、与党ということで、今回の補正予算にいろんな要望を盛り込んだわけですね。それが実現されたということで、今回全国でこういう議会において質問をさせていただいて、低所得者世帯の人に1日でも早く、できれば年内にということ、先日も山口代表が参議院の質問で申入れをしておりましたけれども、土曜日の愛媛新聞を見ておられますと、東温市、鬼北町、砥部町、上島町、愛南町などは、もうこの議会の初日に議案を、今回の分の議案を上程されておりました。これは、こういうところやったら年内支給というのが実現できるかなというふうにちょっと思ったんですけれども、西予市もできるだけ早く、今言った昨年と同じような基準日で支給されるのであれば、できれば年内に、僕としては要望をしておきますので1日も早い支給をお願いしたいと思います。

続きまして、重点支援地方交付金についてですけれども、生活者向け・事業者向けについての支援についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

重点支援地方交付金におけます生活者向け・事業者向けの事業についてお答えをさせていただきます。

11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策におきましては、重点支援地方交付金における推奨事業メニュー枠を5000億円ということで追加的対策が決定されたところでございます。推奨事業メニュー枠につきましては、エネルギーや食料品など価格高騰の影響を受けた生活者や事業者の方々に、地方公共団体が地域の

実情に応じたきめ細やかな支援ができるよう経済対策の一つとして位置づけられており、支援に当たりましては、具体的メニューが提示されているところでございます。

この重点交付金の区分におきましては、現在に至るまで二度予算化をし、議会の御理解を賜り、各種事業を実施してまいりました。

令和4年9月には、重点交付金として1億4748万9000円の配分がございまして、生活者支援として子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業、事業者支援といたしまして畜産飼料高騰対策支援事業、原油価格等高騰対策給付金事業に取り組んでまいりました。また、令和5年3月にも1億6600万8000円の配分がございまして、令和5年度事業の生活者支援としてキャッシュレス決済還元事業、民間保育所等賄材料費購入支援事業のほか、事業者支援といたしましてはキャッシュレス決済導入促進事業、畜産飼料価格高騰対策支援事業を予算化し支援策を講じてまいりました。

今回の経済対策に関しましては、同交付金の財源となります国の補正予算が11月29日に成立したということで、翌11月30日に同交付金の通知がございまして、当市には1億2039万3000円の配分が示されたところでございます。

現在、この支援策につきましては、各部署におきまして市内における生活者支援及び事業者支援に関する動向の把握、そして提案事業の取りまとめを行っておるところでございまして、生活者・事業者への迅速な支援に対処すべく、早急な予算化に向けて準備を進めているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

西予市にいただける分が1億2000万ということで、今までよりちょっと逆に少ないのかなということで、私としては、前回よりも多いのかなという予想をしておりましたけれどもちょっと残念でございます。

ただ、今言っていただきましたように、今まで

もされておるんですけれども、今回、推奨できる事業としてのメニュー、そういうのを考えられるメニューがありましたら教えていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

具体的な当市で行う事業につきましては現在検討中でございますが、国が示しておりますメニューといたしましては、生活者支援といたしましてはエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯支援、学校給食費等の支援をはじめとする子育て世帯支援、プレミアム商品券やマイナポイントの発行など、消費の下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援などが提示されているところでございます。

また、事業者支援におきましては医療・介護など各施設や農林水産業に対する物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援や地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援が提示されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

国からの事業のメニューを見ましても、本当に幅広いというか、いろんなところというか、悪く言えば何でも使えるような事業になっただけなんですけれども、先ほど言ったような予算が1億2000万ですからね、もう限られとるわけですよ。ですから、これ何もかも同じようにやると本当に広く薄くでありいい事業にならないんじゃないかなというふうに私自身は思うわけですよ。

先ほども言いましたように、非課税世帯に対しては継続的な支援がずっと我々でも目に見える形でされとるんですけれども、加えて今回は所得税・住民税減税を通じて、可処分所得を増加するというふうなこと、これ来年6月からですけどもなっております。ただこの間で苦労されてる、福祉に頼らずに歯を食いしばって生活をされている皆さんというのがたくさんおられると、こういう

方からいろんな声をお聞きして、できたら山口代表が、当時の総理に言ってやっていただいた3年前の定額給付金10万円、これはもう1回とかできんかなと、こういう声をもうずっと聞きよるわけですよ。これはちょっと今ね、無理というのは今の予算で分かるんですけれども、今回のこの1億2000万の中で、そういう方に配分できるような予算をぜひ、事業を考えられないかというふうに思うんですけれどもお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

非課税世帯に対しましては物価高騰等の影響も大きいということからも生活への直接的な支援が継続されていたところでございますが、議員御指摘のように、非課税世帯以外の方の家庭におきましても物価高騰等の影響は大きく、それぞれ家計の見直しや工夫によりましてやりくりをされているといった現状であることは十分認識をいたしておるところでございます。

議員もおっしゃられておりましたけれども、以前の定額給付金のような大きな事業につきましては、それに伴う財源の確保はなかなか難しいということもございまして、実施は困難と言わざるを得ないかと思います。

これまで国の経済対策によります交付金等の活用につきましては、支援の対象や分野について物価高騰等に対する影響と市内の産業経済などの状況、こういったものも含めまして総合的に判断し実施をしてきたところでございます。

今後におきましても、広く市民生活の支援につながる施策につきましては、各方面からの御意見等も踏まえながら、必要性や緊急性も考慮しつつ、適切、効果的な事業に取り組んでまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

地方の高齢者の方は本当に我慢強いですし、奥ゆかしいですよ。なかなかこう、都会の人やったら簡単に生活保護してやとかいうて申込みする

んですけれども、なかなかそこをせずに頑張って生活されてる方がたくさんおられるわけですよ。そこに甘えずに、そこに向かった事業をぜひ考えていただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、市内事業者への支援内容と効果についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

市内事業者への支援内容と効果についてお答えをいたします。

今回の重点支援地方交付金におきましては、事業者向けの支援事業としまして、医療・介護など各施設や農林水産業事業者に対する物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援のほか、地域公共交通・物流や観光業に対する支援も提出されておことは先ほども申し上げたところでございますけれども、これまでの支援におきましても、国や県の経済対策と歩調を合わせつつ、市内の事業者におけます動向やその要望を把握しながら限られた交付金の中で優先順位の高い実施事業を選択してきたところでございます。現在実施中の事業を含めて、各分野でその効果は一定程度浸透してきているものと認識いたしております。

そのような中で、今回の経済対策における事業者支援につきましては、生活者支援とのバランス及び既存事業における整理を踏まえた中で、支援の必要性を整理し、予算化の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

先ほど信宮議員からもありましたけれども、中小企業においては賃上げや人材不足、そして畜産や酪農業者においては、飼料価格高騰の高止まりなどで対策や支援を求める声というのは、私にも以前から聞こえているところであります。西予市として、先ほども産業部長の答弁はありましたけれども、改めてこの中小企業、または、農林水産

事業者の御苦勞にどのような把握をされているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

畜産業に関しましては、県でも畜産農家に対しての支援を検討されているということで伺っておりますのでございますけれども、西予市といたしましても、農業水産部門のほか福祉や教育など、全般的、広く各種部門におきまして、その現状を把握した上で効果的な支援策を講じるよう全庁的に検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

限られた財源であるからこそ、しっかりニーズを把握して効果的な支援となるようにぜひお願いをいたします。

続きまして、2番目の高齢者の移動と買い物の手段についてお伺いをいたします。

この件も先ほど井関議員がライドシェアということで問題提起というか質問をされましたけれども、まず、西予市の公共交通、本当に西予市はいろんな地域によって違いがありますので、いろんな公共交通を準備してもらっているというのは理解をしております。ただ、そのときそのときでそれぞれ年齢も上がってきますし、地域の状況も変わってきますので、そういう場合の見直しの時期とか手順ですね。また、住民の方の利用者の方のニーズの把握方法、そういうものをまずお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

見直しの時期と手順、ニーズの把握方法についてお答えいたします。

公共交通の見直しに当たりましては、まずは、利用者の方からの直接の声、また、運行事業者や地域づくり活動センターなどを通じて上がってきた要望や提案などをもとに、関係する地域住民の

皆様にヒアリング等を行った上で、変更内容を西予市地域公共交通活性化協議会に諮り、運行ルートの見直しや運行時刻の変更などをその都度実施いたしております。

また、令和4年3月に策定をいたしました西予市地域公共交通計画を作成検討する際には、公共交通の市民アンケート調査を実施し、その結果を計画に反映させております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

今の西予市の現状、問題点についてはどのように把握をされておられるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

現状の問題点についてお答えいたします。

利用者の方からの声として多いのは、利便性向上のため運行時刻を見直してほしいといった声や、高齢者の方にとってはバス停まで歩いていくことが難しかったりするため、自宅前から目的地まで、いわゆるドアツードアでの移動を望まれる声が多く上がっております。利用者の方全ての御要望にお答えすることは、現在の市内事業者の状況や、また、運転士の不足も懸念されることから難しいところがございます。

今後は、まずは地域の実情に応じて、地域づくり団体等が中心となっていて、有償ボランティア等を活用した地域の足を運営する体制を構築できるか検討していくことも考えられます。そのためには、まずは地域の状況をよく把握し、地域づくり活動センターと連携して取り組むことが必要であると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

その把握された問題点から改善されたこととか、具体的に前に進みそうな取組とかというのがもしあればお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えいたします。

まず、高齢者の生活状況に即した運行体制への対応といたしましては、市議会の第3回定例会において、西予市生活交通バス条例の一部を改正させていただきました。この改正につきましては、利用者からの要望によって、生活交通バスを運行していた仁土線及び田之浜～下泊線をデマンド乗合タクシーによる運行に切替えをいたしました。

また、点在した集落への対応といたしましては、バス停の位置を変更したり、逆にバス停を増やしたりと利用者や運行事業者の御意見を参考に地域での状況を調査し変更した事例もございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

市民の人の声としてですけれども、西予市民病院から三瓶地区へのちょうどいい時間の帰りの便がないというのは随分前から機会あるごとにお聞きしておりますし、多分行政にもその声は届いていると思うんですけれども、そういうお声に対してはどういうお考えだろうかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えいたします。

議員が言われましたこのような要望があることは市でも把握しておりますので、市から事業者に対しては、以前からこういった要望があることはお伝えはしてきているところです。ほかの地域においても運行時刻の変更等の要望はありますので、先日改めて事業者を確認をいたしました。確認の結果、近く利用者の利用状況調査を行うこととしておりますので、その結果などを踏まえて前向きに検討していきたいとのことでございました。

車両や運転士のやりくりのほか、接続する路線との調整もあるため、可能な範囲になると思

ますが、引き続き、利用者、住民の皆様からの声を伝え協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

事業者が利用状況調査をしていただくということで、多少期待は持てるかなとは思いますが、事業者自体が、この運送の事業者に関しては、働き方の問題とかで、今後ますます厳しくなってくると、雇用も含めてですね、そういうふうなことを考えたらちょっと違う視点で考えないかなのやないかなと、そういう時期が来るとるんじゃないかなという気もいたします。以前も西予市民病院ができたときにもそういう話がありましたけれども、西予市民病院が車を構えて送迎するとかいう方法も検討というか要望したことはありました。また、今、やっぱ西予市民病院を中心にして、西予市民病院だけではなくて、普通の民間のお医者さんもずっと一緒に回れるようなそういう手段も今後検討する時期にもう来るとるんじゃないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

現在の西予市民病院への公共交通の運行体制は、宇和地区生活交通バス、またデマンド乗合タクシー、宇和島自動車の路線バスがございます。いずれも路線上に個人病院の近くに停留所があり下車することは実際できます。ですので、現段階では病院の巡回的な手段を検討する時期ではないのかなと考えております。

ただし、議員が言われましたように令和3年度に実施をいたしました公共交通市民アンケート調査結果においては、公共交通について何を一番に目指すべきかの問いに対して、病院通院のための公共交通の充実が3番目に高い要望として上がっております。

まずはアンケート調査結果だけではなく、実際に医療機関を利用されている方の声とか、通院の回数など、こちらの分析を行うことも必要である

うかと考えております。

その上で、運営主体についてどうするのか、こちらが路線バスの運行事業者とか、議員が言われましたような医療機関がするのか、こういった医療機関との関係者で十分に協議を行い、将来にわたって利用していただける運行体制を構築していくことが必要であろうかと考えます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

そのほかにも、公共交通に関連することですけれども、市役所から市民病院の間で宇和島自動車の営業所みたいな待合スペースが欲しいとか、あと停留所に屋根とかベンチを置いてほしいとか、そういうお声ももう以前からもたくさん聞いております。

今後、公共交通を考える上で、今後の検討の一つとして加えていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

病院と同じく、今大変なのが高齢者の買い物事情であります。

この買い物困窮者の現状について、市としてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

買い物困窮者の現状についてお答えいたします。

現在、西予市では、大野ヶ原などの一部の公共空白地を除きまして、ほぼ全域でJR、宇和島自動車との民営路線バス、廃止代替バス、デマンド乗合タクシー、生活交通バスが運行をしています。

しかしながら地域によっては、週に1便しか走っていない地域もあり、また、運行便数や時刻により日常生活に最低限必要な通院、買い物を一度に両方済ますことが難しいといった声も聞いております。

これらの課題を解決するためには、運行内容の見直しなども検討いたしますが、便数を増加させることにより財政負担も増加することから、いかに財政負担を抑制しながら持続可能な公共交通を構築することが必要となっております。

今後は、単なる人の送迎だけではなく、様々な分野との連携や地域経済への貢献等、効率的で効果的な公共交通の在り方を構築していくため、買い物代行サービスや移動スーパー運営事業者との連携も含めた買い物支援の検討も必要であると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

今の答弁でもありました、最後にありましたけれども、移動スーパーとかね、そういう件ですけれども、民間事業者が来ていただいて助かっているというお声も確かに聞いております。今市内の現状についてはどのように把握されているのか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

市内の民間事業者の現状についてお答えいたします。

市内では、個人事業主をはじめ、大手スーパーなどが移動販売事業を行っております。ただし、移動の距離や集落形成の地理的状況により、商品の鮮度や人件費等による採算性を考慮されて、そのサービスエリアは限定的な事業展開であると伺っております。

また、地域主体の取組の事例と申しますと、過去には手上げ型交付金を活用した商品の配達や商店までの送迎事業などを実践していた事例がございます。こちらは残念ながら、地域づくり組織と連携していた事業者が事業を撤退したため現在継続はされておられません。

現在、市内においては、買い物代行サービスによるコミュニティビジネスを計画している地域もあり、行政や民間サービスが行き届かない地域においては、地域主体のサービスが展開されつつあり、地域づくり活動センターもその計画を支援しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

今の答弁にもありましたように、本当、先ほどの病院問題と双壁というぐらい今、買い物の困難なという状況はあるんじゃないかなと思っております。

民間事業者が参入されて助かっている点もあるんですけども、そういう地域でも問題点をお聞きしております。品ぞろえがちよっとね、自分のところへ来たときには品ぞろえが少なくなるとか、店舗より高い。特に物価高騰の時期ですので、店舗より少し高いんですよ、そういう声も聞いております。

必要な地域に民間事業者が事業展開をしていただくこととか、現在の事業者が少しでも長く継続をしていただくために、行政としての支援策を行っている自治体もたくさんあるように聞いておりますし、私もネットとかで検索していると結構思ったよりたくさんやってるなど、やられてるなどというふうに思っております。そういう点に関してのお考えはないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えいたします。

各事業主により各地域において様々な移動販売が行われておりますが、議員がおっしゃるとおり、まずは継続していただくことが重要であると考えております。

今後、地域づくり組織やNPO法人などが移動販売に着手されるケースも出てこようかと思えます。ですので支援策については検討してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

もう1点、人口減少というのは、これ昨年、県から出た数字で、ショッキングな数字ということで皆さん理解をされておるんですけども、このショッキングな数字が、今でさえこの公共交通、病院問題、買い物問題大変やのに、これ10年先

20年先なったときにどうなるのかなど。それを考えたら今そういうシミュレーションをして準備しておかなければならないんじゃないかなど考えるんですけれどもそういう点はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

将来のシミュレーションについてお答えいたします。

令和4年3月に作成をいたしました西予市地域公共交通計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間と定めております。目標の達成度を示す評価指数の一つであります公共交通の利用者数の推移は、平成28年4月1日時点の人口から令和2年4月1日までの間の各年の減少率をもとに算出をしておりますので、議員が言われますように、将来の厳しい人口減少を反映した対策とまではまだなっておりません。

本市は広大な面積を有しており、もともと集落は点在化をしていましたが、その集落は現在、一層の人口減少、高齢化が進み、集落としての機能を失いつつある状況となっております。集落の人口が減少することにより、日常生活を維持するため、生活機能が充実している地域への移手段の確保が以前にも増して求められるようになってきております。

公共交通の課題は地域によって異なり、ニーズも多様化し、また、将来の年齢階層別人口も地域によって様々であります。地域づくりに必要な公共交通手段を含めて、各地域が実情に応じた公共交通の在り方を検討し、構築することで効率的な公共交通の確保・維持が図れると考えております。

そのためには、市が積極的に支援を行い、地域の活性化・交流人口拡大に寄与できる地域住民参画型の公共交通の構築を目指すとともに、ほかの地域における優良事例なども参考にしながら、10年、20年先の状況も見据えた持続可能な地域公共交通サービスを検討してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

ありがとうございます。

今のが本当にしっかり実践できればありがたいんですけども、答弁にもありましたように、何回も出てきてますけども、財政を抑制しながらという言葉がね、もう必ず出てくるわけですよ。この財政を抑制しながら検討するのではなくて、やっぱりまずは何が必要かということを考えて計画するということが大事であって、そこから財政とか、どういう協力を得るかとかいうのが出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えいたします。

各地域づくり組織では、まず自分たちの地域の課題等について今話合いが行われております。その中で高齢者の買い物支援等についても協議をされているところも実際ございます。議員がおっしゃるように、財政を抑制しながら地域公共交通を構築していくことが大変大事だと思います。それにはそれぞれの地域に合った支援の形が必要だと考えておりますので、地域での話合いの場に地域づくり活動センター職員はもちろんのこと、公共交通の担当職員も参加をさせていただき、先進地の事例や国の制度など情報共有をさせていただきながら、各地域の実態に応じた地域公共交通の実現に向けて共に協議をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

財政が大変なことは私自身もよく理解はしておりますよ。ただやっぱり何が必要かから進めない、住民の皆さんの本当の安心につながらないのかなど思っておりますのでぜひ進めていただきたいと思います。

私です、15年前初めての一般質問の2項目にしたのがこの公共交通やったんですよ。そのときは議員ならしていただくときに一応全市回らせていただいて、いろんなお声を聞いて、そのとき

ですらこれが必要だと思って僕質問したんですよ。そのときは、今の宇和島自動車にはお世話になって、補助金出してるわけですけども、そういう事業者に頼らずに西予市独自で何か賄えるような仕組みをつくったらどうかというふうな提案をしたんですけど、飛ばされましたが、今それが本当に、今のこの時期に来てるということでぜひ今後、いい事業、事業というか制度ができることを期待しております。

それでは次の最後の問題に移らせていただきます。

不登校児童生徒への教育支援については、6月にもCOCOROプランの作成ということで質問をさせていただきました。その中でサポートルームの状況について答弁いただいたんですけども、その後の状況について進展がありましたらお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○山住総務部長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

サポートルームのその後の進展についてお答えさせていただきます。

6月の議会で答弁いたしましたとおり、サポートルーム設置の市内学校への拡充につきましては、学校規模、不登校児童生徒の状況は様々であり、サポートルームには終日生徒を受け入れる教職員の計画的な人員配置が必要であるため、現状としては難しいと考えております。そのため、西予市教育委員会と各学校とが連携した研修等を活用し、宇和中学校校内サポートルームにおける不登校生徒への支援の仕組みを市内の学校全体に広げるとともに、家庭や地域の理解と協力を得ながら不登校児童生徒支援を行っているところでございます。

宇和中学校に設置されております校内サポートルームの現在の状況としましては、昨年度150日を超える欠席数が60日近くに減少した改善事例、不登校からの1名の解消、サポートルームから教室への部分的な授業復帰7名などの報告を受けており、徐々に成果につながっていると認識しております。

また、各学校におきましても、1人1台端末を利用した授業のライブ配信やオンライン学習により、学習の機会の確保に努めるなど、不登校児童

生徒に対する支援を引き続き行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

改善がかなり進んでるという答弁だったんですけど、本当によかったなと思いますし、このサポートルームの必要性というのがやっぱり改めて分かったのかなというふうに思っております。

私新聞の記事で見たときに、さいたま市に不登校児童生徒支援センターGrowthというのがあって、その取組を知って、ホームページとか見てちょっと勉強させてもらったんですけども、西予市はこれだけ広い地域に学校が点在をしているというふうなことで、オンライン授業というのを進めていくのが大事じゃないかなというふうには考えておったんですけども、それがこれが参考になるんじゃないかと思ってちょっと今回質問に入れさせていただきました。

この取組について、教育委員会としてどのようなお考えなのか質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

さいたま市Growthの取組についての考えについてお答えさせていただきます。

さいたま市に設置されております不登校等児童生徒支援センターGrowthは、不登校や病気等で長期欠席をしている児童生徒が、オンライン学習等のICTを活用した学習支援活動等を通して、学ぶ喜びや人とのつながりを実感し、社会的に自立していくことを目指している場所であると認識しております。Growthでは、主にオンラインによる学習支援やホームルームの実施、他自治体との連携授業や教育相談等様々な支援・活動がございました。

西予市では、先ほど申し上げましたように、各校での授業のライブ配信やサポートルームでのオンライン学習を行っておりますが、さいたま市での取組を全て行っていくということは難しいと考

えております。

しかしながら、愛媛県においても教育支援センターが今年4月に設置され、Growthでも取り組まれているメタバース、仮想空間上の学びによる支援を行っております。西予市内におきましても2名の中学生が仮想空間上の学びの場であるメタサポキャンパスに入り、オンラインでの学習に取り組んでおります。こうした愛媛県の取組も活用しながら不登校対策に力を入れていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

今の御答弁の中にありました仮想空間ですかね、メタサポキャンパス、こちらに入校した場合、出席扱いというのはどのようになるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

メタサポキャンパスに入校した場合の出席扱いについて答弁申し上げます。

メタサポキャンパスの実施要綱におきまして、出欠の取扱いについては、県教育支援センターから学校に送付される活動状況報告書をもとに、当該生徒が在籍する学校長が判断するように定めてあります。現在、市内2名の生徒がメタサポキャンパスで学んでおりますが、当該中学校におきましては2名とも出席扱いとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

今のメタサポも含めですけども、不登校になっておられる皆さんの高校受験に対する影響というのはどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

高校受験への影響について答弁させていただきます。

ます。

高校受験の際、不登校であることやオンライン学習を行っているということ自体が可否に直接影響することはないと認識しております。

しかし、欠席が多く学習内容の理解が進んでないことが、学力検査に影響を及ぼす可能性はあると考えておりますので、今後もオンライン学習など学びの機会の保障に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

聞いた話ですけれども、愛媛県の教育委員会においては、高校受験において、出席の数、出席数ですね、それをかなり重要視されていると。ただ、今他県では、よその教育委員会は、出席よりも成績を重視されているというふうな傾向になっているように聞いております。ぜひそれが本当なら、教育委員会からも県教委に対して、やっぱ成績重視というふうな方向に持っていってもらうような要望をぜひ出していただきたいなと思っております。

あと、フリースクールですけれども、フリースクールへ通学されている児童生徒の皆さんの状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

フリースクールへ通学されている児童生徒の状況についてお答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、松山市にあるフリースクールに2名が通学しておりました。うち1名は、今年度より学校に復帰し、現在のところ欠席はゼロとなっております。また、もう1名につきましては、フリースクールへの通学ができなくなったため、現在のフリースクールの通学者はゼロということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

いろんな機会というか人に会う、それぞれの場所がやっぱり大事ななというふうに今の御答弁聞いて思いましたんで、ますます進めていただきたいんですけども、このCOCOROプランを進めるに当たり、いろんなメニューがたくさんありますんで、西予市教育委員会でこれといった柱になるような考え方というか、そういうものがあれば、教育委員会のお考えをお伺いしたいと思いません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

松川教育長。

#### ○松川教育長

不登校対策の柱をどのように考えているかという御質問であろうかと思えます。御答弁を申し上げます。

教育委員会としましては、学びの機会がない児童生徒ゼロ、学校との関わりがない児童生徒ゼロ、人や地域とのつながりがない児童生徒ゼロを目指し、次の3つの柱を核として不登校対策に取り組んでいかなければならないと考えています。

1つ目は、先ほどから御答弁申し上げておりますICTの活用です。不登校児童生徒の学習機会を確保するためには、様々な学習形態が必要でありまして、対面での授業を受けることができない児童生徒もオンライン授業であれば受けることができる場合もございます。1人1台端末を有効に活用しながら児童生徒の学習機会の確保に努め、学習に対する不安を取り除いていきたいと考えております。

2つ目は、不登校の悩みを抱える児童生徒や保護者の悩みを受け止め、積極的な相談体制を充実させることです。

3つ目が、学校、家庭に次ぐ第3の居場所づくりでございます。不登校児童生徒は、どうしても人と関わる機会が少なくなってしまう。身近な大人である保護者や学校の教員以外の大人と関わる機会も多くはありません。地域の方との関わりを持つことや地域行事等へ参加することで、自分の良さや可能性に気づくことへつながると思えます。不登校児童生徒が安心して活動できるもう一つの居場所づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

こうした3つの柱をより具現化するために、人員配置を含め、来年度さらに不登校対策の充実を図るよう現在検討しているところでございます。

議員より御提案がありましたCOCOROプラン、だれ一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の実現に向けて、より積極的に取り組んでまいります。

以上、本市における不登校対策の柱について御答弁をさせていただきましたが、教育委員会としましては、不登校児童生徒はもちろんのこと、市内全ての児童生徒が安心して通い学べる魅力ある学校づくりを今後も学校とともに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

不登校といっても本当にいろんな理由で不登校になられている方というのがたくさんおられるということで、別に学校に来いというわけでもなくて、不登校対策がうまく西予市がいけば、例えばそれを見て、県外から不登校対策で悩んでおられる親御さんが、うちの子どものちょっと西予市にお願いしてみようかとか、ひょっとしたら移住定住にというふうに、そういうこともあるかもしれませんので、ぜひいい制度に向けて取組をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○河野議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時45分

第 3 日

12 月 5 日 (火曜日)

令和5年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

- |                  |            |                       |         |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日     | 令和5年12月 5日 | 城 川 支 所 長             | 中 城 多喜恵 |
| 1. 招 集 の 場 所     | 西予市議会議場    | 三 瓶 支 所 長             | 藤 井 兼 人 |
| 1. 開 議           | 令和5年12月 5日 | 総 務 課 長               | 兵 頭 章 夫 |
|                  | 午前 9時00分   | 財 政 課 長               | 安 岡 克 敏 |
| 1. 散 会           | 令和5年12月 5日 | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩 |
|                  | 午後 0時18分   | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 1. 出 席 議 員       |            | 事 務 局 長               | 片 山 勇 一 |
| 1 番 和 氣 数 男      |            | 議 事 係 長               | 三 好 祐 介 |
| 2 番 宇都宮 久見子      |            | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 3 番 信 宮 徹 也      |            | 1. 会 議 に 付 した 事 件     | 別紙のとおり  |
| 4 番 宇都宮 俊 文      |            | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 5 番 加 藤 美 香      |            |                       |         |
| 6 番 中 村 一 雅      |            |                       |         |
| 8 番 佐 藤 恒 夫      |            |                       |         |
| 9 番 山 本 英 明      |            |                       |         |
| 10番 竹 崎 幸 仁      |            |                       |         |
| 11番 小 玉 忠 重      |            |                       |         |
| 12番 源 正 樹        |            |                       |         |
| 13番 井 関 陽 一      |            |                       |         |
| 14番 中 村 敬 治      |            |                       |         |
| 15番 二 宮 一 朗      |            |                       |         |
| 16番 兵 頭 学        |            |                       |         |
| 17番 森 川 一 義      |            |                       |         |
| 18番 酒 井 宇之吉      |            |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員       |            |                       |         |
| 7 番 河 野 清 一      |            |                       |         |
| 1. 地方自治法第121条により |            |                       |         |
| 説明のため出席した者の職氏名   |            |                       |         |
| 市 長              | 管 家 一 夫    |                       |         |
| 副 市 長            | 酒 井 信 也    |                       |         |
| 教 育 長            | 松 川 伸 二    |                       |         |
| 総 務 部 長          | 山 住 哲 司    |                       |         |
| 政策企画部長           | 宇都宮 明 彦    |                       |         |
| 生活福祉部長兼          |            |                       |         |
| 福祉事務所長           | 一 井 健 二    |                       |         |
| 産 業 部 長          | 和 氣 岩 男    |                       |         |
| 建 設 部 長          | 三 瀬 計 浩    |                       |         |
| 医療介護部長           | 浅 野 幸 彦    |                       |         |
| 会 計 管 理 者        | 岩 本 博 文    |                       |         |
| 消防本部消防長          | 宇都宮 憲 治    |                       |         |
| 教 育 部 長          | 谷 口 佳 代    |                       |         |
| 明 浜 支 所 長        | 池 田 いずみ    |                       |         |
| 野 村 支 所 長        | 大野本 敦      |                       |         |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

**○宇都宮副議長**

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○宇都宮副議長**

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、6番中村一雅君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

おはようございます。

議席番号6番中村一雅です。

宇都宮議長より発言の許可をいただきましたので、一問一答にて一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は早朝よりたくさんの方に傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

今回私の質問は、管家市長市政2期目の実績と課題を問うということで、管家市長に御質問をさせていただきます。

うっかり今日寝坊しまして愛媛新聞見ておりませんので緊張感を持ってやりたいと思います。よろしく願います。

4年前の令和元年12月定例会において、私は、管家市政1期目を振り返ってという一般質問を行わせていただきました。あれから4年がたち、もう来年には、市議会議員選挙、市長選挙が行われる予定だと先週選管からも発表がありました。

それで今回は、管家市長は2期連続無投票において当選をされました。そして5月の臨時会、6月の定例会において、2期目に向けて、6つの挑戦をするということを目指して掲げられました。

この6つのことについて、達成度といいますか、やられた実績とそれから残された課題について、

それぞれ別々に聞いてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、夢と希望を叶える6つの変革(挑戦)について、第1項目、豪雨からの復旧・復興、『人の命をまもる』せいよ強靱化への取り組み・・・防災、減災についてということを掲げられました。これにつきましての達成度と課題をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

議員御質問の豪雨からの復旧・復興、『人の命をまもる』せいよ強靱化への取り組み・・・防災、減災につきまして、その達成度と残された課題につきまして、私から御答弁させていただきます。

当市に甚大な被害をもたらしました平成30年7月豪雨災害から5年が経過いたしました。この間、関係者の皆様の多大な御支援を得まして、被災した公共施設等につきましては、ほぼ復旧事業完了の見通しが立ったところでございます。一方、牝川の河川改修事業及び河川沿い復興公園の整備、栗木地区避難指示解除に向けての復旧事業等、今後取り組むべき事業も残されております。引き続き、復興計画の基本理念に基づいた復旧事業の推進、流域治水対策としての田んぼダムなどに取り組み、この災害を風化させることなく、この経験を糧といたしまして各種事業の推進に努めてまいります。

また、今後発生が予想されております南海トラフ巨大地震への備えにつきましては、海岸部での津波対策、市民の防災意識向上による自助・共助の推進等にこれまでも取り組んでまいりました。そのような中、大規模災害発生後の速やかかつ適切な復興を推進していくための事前準備を市民と行政が協働しまして推進し、大規模災害からの円滑な復旧・復興を図ることを目的として、西予市事前復興計画を本年3月に県内でいち早く策定をいたしました。

今後は、同計画に基づきまして、国・県の事業等も有効に活用しながら、避難路や緊急避難場所の整備等、ハード対策に取り組むとともに、自主防災組織や地域防災リーダーとなる防災士の育成を図ることで、市民・職員の防災意識の向上を図

るソフト対策にも力を注ぎ、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の展開により一層の災害対応力、地域防災力の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

再質問をさせていただきます。

事前復興まちづくり計画を策定されたと思いますが、策定後の地域における取組について具体的にお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

策定後の地域の取組についてお答えさせていただきます。

御質問いただきました事前復興まちづくり計画につきましても、議員も参加をいただいております。昨年度三瓶東地区をモデル地区として策定をいたしました。今年度におきましても、この計画におけるアクションプランの内容を精査する目的で、引き続き地域におけるワークショップを開催いたしているところでございます。加えまして、今年度は中山間地区の計画策定に向けて、野村町横林地区をモデル地区とした取組を進めているところでございます。

南海トラフ巨大地震による大規模災害では、西予市全体が大きく被災されることが想定されております。海岸部の津波災害のみならず、市内全域の被害想定も考慮した計画として、災害発生から復興まで命やなりわいをつなぐ対策を、自助・共助・公助連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

もう一つ再質問をさせていただこうと思います。

自主防災組織や地域防災リーダーとなる防災士は、西予市にとっても非常に重要な存在と考えま

すけれども、これについての育成についてお考えをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

防災士の育成に関します御質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、愛媛県内におけます防災士数でございますけれども、全国的に見ましても東京に次ぐ全国第2位の数でございます。県を挙げて防災士の養成に取り組んでいるところでございます。

当市におきましても、県の事業を活用した防災士の養成に取り組んでいるところでございまして、令和4年度末で420名の方が取得されております。引き続き今年度も多くの方に受講いただいているところでございます。

御案内のとおり、防災士とは自助・共助・協働を原則といたしまして、社会の様々な場で地域防災力を高める活動が期待されております。当市におきましても、自主防災組織などでの防災リーダーとしての活躍を期待させていただいております。今後も防災士の養成とあわせまして、西予市防災士連絡協議会や県の研修の場を活用した資格取得後のスキルアップ等の支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

各地域においては、自主防災組織が機能し、消防団なんかと連携してうまくやっていたらなと思いますけれども、西予市全体を束ねることとしては防災士連絡協議会というものが最も防災士を活用する場として正しいのかなと思っておりまして、この防災士連絡協議会に対しましてもより一層の御支援をお願いしたらいと思います。

1つ目の質問を終わります。

では、変革（挑戦）の2つ目、仕事づくり・稼ぐ力増強、地産品を生かした産業振興についての達成度と課題についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○宇都宮副議長

和氣産業部長。

## ○和氣産業部長

仕事づくり・・稼ぐ力増強、地産品を生かした産業振興の達成度と課題について、主な取組を抜粋してお答えさせていただきます。

まず、農業振興につきましては、今年度、明浜柑橘加工施設が完成し、11月1日から稼働しております。あわせて、西予市柑橘農業就農支援事業により、6人の農業研修生が地域の農家で研修を実施し、今後の就農が予定されており、着実に新規就農者を含めた担い手の確保ができつつあります。

また、畜産振興及び家畜防疫の拠点であります南予家畜保健衛生所の移転整備につきましては、宇和町稲生地区の土地を選定し、令和4年度工事で造成が完成いたしました。今後は、県で施設を建設する予定でございます。

また、林業の振興につきましては、森林環境譲与税を有効に活用し、人材育成、森林環境の整備、木材利用などを推進してまいりました。令和6年度より地域づくり活動センターにおいて、有害鳥獣の捕獲確認を受け付けることとし、農林業への被害拡大防止はもちろん、捕獲に御協力をいただいている皆様の負担軽減を図ってまいります。

次に、水産業の振興につきましては、漁港整備について、明浜地区では、田の浜漁港の物揚場の整備に係る埋立工事が今年度完了したほか、高山漁港では、現在、漁港内の波を穏やかにするための防波堤延伸工事を実施しております。また、三瓶地区においては、漁港内堆積土砂撤去、漁海岸壁機能保全工事及び海岸高潮対策工事などに取り組み、就業者の環境整備、施設の長寿命化及び漁港内の安全確保などを図っております。

次に、商工業の振興につきましては、商工業振興事業のうち、商工団体の支援策として、市商工会への補助金を支出いたしました。また、市内中小企業者等の支援策として、新規出店者店舗改修補助金事業、店舗リニューアル補助金事業を引き続き実施しているところであります。また、令和2年度から国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、買い物応援券事業、飲食応援前売り券事業、中小企業者等経営安定給付金事業をはじめとした商工振興施策

を実施したところでございます。今後も限られた予算の中での対応でございますが、引き続き、商工団体、事業者の御意見を参考にさせていただき、効果的な商工業振興施策を検討してまいります。

次に、観光につきましては、愛媛県で唯一日本ジオパークに認定されております当市の自然と食、文化と景観の豊かさを生かし、コロナ禍であっても、人の流れを生み出し、かつ旅行関係事業者を支援するため、西予市で宿泊する際の費用を割り引くG o T o ジオツアーキャンペーンを実施いたしました。コロナ禍の状況に応じて、対象を愛媛県や中四国、最終的には全国にまで広げて実施し、令和2年から令和4年の3カ年で合計2,000人以上の皆様に参加をいただきまして、効果があったものと考えております。

また、情報発信におきましても、より効果的に幅広い年齢層に西予市の魅力を届けるため、著名人が各地を訪れた様子を紹介する旅情報サイト、旅色を活用いたしまして、女優の片山友希さんに市内の各スポットを巡っていただいた様子を撮影した動画が、ユーチューブで約11万回再生されるなど、県内外に向けた誘客促進に取り組んでまいりました。

産業創出の振興につきましては、ジオの至宝認定品発掘を進めており、今年度分については、申込みはあったものの、現時点で認定基準をクリアできる特産品を発掘することはできておりません。引き続き、伴走支援を含め、調査・研究を続けてまいります。

そういった中で、至宝だけでなく西予市産品をジオの恵みとしてPRを行っており、今年度は、東京都庁での物販をはじめ、12月1日には常盤橋タワーにて、いいやん西予愛媛西予ジオの恵みin常盤橋として現地に出向き特産品のセールスを行いました。

今後も市内事業者と協働により、ジオの至宝のみならず、魅力ある西予市産品の販路開拓を図るとともに、ふるさと納税返礼品への活用により市内産業の振興に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、今年度推進体制を強化し、ポータルサイト掲載内容の修正、市内事業者への説明会を開催する等、目標である5億円を目指して取組を進めているところです。国の制度改正により一部制度上の規制が厳しくなり、

取組計画の修正が必要となっておりますが、現状では5億円に向けて順調に寄附額を伸ばすことができしており、このたびの補正予算では、さらなる目標として1億円の追加補正を計上させていただいたところでございます。ふるさと納税は成果があがれば、西予市並びに市内事業者ともに大きなメリットのある事業でありますので、他市町も力を入れて取り組んでおられます。当市といたしましても、他市町の取組に遅れることなく、十分な成果が上げられるよう、市内事業者と連携するとともに、さらなる取組体制の強化を図り、事業推進に力を入れてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

ふるさと納税につきましては、西予市財政に非常に苦しんでいるところで、金額を伸ばしていただくとありがたいなと思っております、どこの自治体においても返礼品勝負のようなことになってございますので、西予市の一次産品は強みがあるのかなと考えております。より一層の健闘を祈りたいと思います。再質問を控えたいと思いますのでよろしくお願ひします。

続きまして、3番目、人づくり・・・西予市に誇りと住みたい人を育むについての達成度と課題についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市に誇りと住みたい人を育むについての達成度と課題について、子育てと地域づくり分野に関しまして、まずお答えをいたします。

まず、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組むため、妊娠から出産、乳幼児の発育など、各ステージにあった相談支援ができる子育て世代包括支援センターくるむを開設し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するとともに、令和5年4月からは、高校卒業までの医療費の無償化に取り組み、安心して子育てができる体制の充実・強化を図ったところでございます。

次に、地域リーダーの養成につきましては、令和5年4月にスタートしました地域づくり活動センターですが、その27の地域全てに地域が雇用する地域任用職員を配置していただいております。また、地域の課題や価値を創造することのできる人材の育成を図ることを目的といたしまして、地域人材育成セミナーを令和3年度から今年度まで開講いたしました。延べ22回開催をいたしまして、111人の方に受講していただき、その中から25人の方が地域任用職員として御活躍をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

人づくりの教育部門について、私から答弁させていただきます。

高校魅力化事業につきましては、令和2年度から西予市内県立高等学校魅力化推進協議会を設置し、高校、市、各団体と地域等が連携し、市内県立高等学校の在り方や公営塾の運営方針、新たな魅力づくりを検討することで、生徒数の確保に努め、高校存続と地域を背負って立つ人づくりを目的に事業を推進してまいりました。

また、令和5年度からは、遠距離通学費補助制度を創設し、市内高校への進学率向上に向けての取組を始めたところでございます。先般は、市内高校3校による料理対決、高校生ご当地グルメ甲子園in西予が開催されましたが、高校生が主体となり、若さあふれる楽しいイベントが開催できたことも各高校の魅力づくりにつながっているかと考えております。

次に、GIGAスクールの推進につきましては、令和3年度より、市内小・中学校全ての児童生徒に1人1台の端末、通信ネットワークなどの学校ICT環境を整備し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質の向上に努めてまいりました。

各学校においては、ICTを用いた授業に積極的に取り組み、ICTの日常的・主体的な活用が定着してきております。今後も引き続き、ドリルソフトなどのデジタル教材を有効に活用し、児童生徒一人ひとりの学習理解度や課題に応じた学習

の充実を図り、GIGAスクール構想の実現へ取り組んでまいります。

このほかにも、多様な取組を通して、子育てするなら西予をスローガンに、西予市に愛着を持ち、西予市に誇りを持ち、安心して住んでいただくことができるよう、今後も積極的に事業展開を図ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

地域をつくるということは、人をつくるということから始めるというふうに、どなたかに教えていただいたことがあります。野菜づくりは土づくりからというような言葉もありますので、ぜひ今後も頑張ってやっていただきたいと思います。

では4番目、まちづくり・・地域の宝を生かし人を呼び込むということについての達成度と課題についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

まちづくり・・地域の宝を生かし人を呼び込むことについての達成度と課題についてお答えいたします。

初めに、ジオパークの推進に関する取組でございますが、本市はジオパーク活動を通して積極的に地域資源の再発見や保全、活用を行っているところであり、今年には認定10年目を迎えています。

令和3年度は、その活動状況を4年に一度チェックされる再認定審査の年でした。審査の総評においては、平成30年7月豪雨災害に見舞われたものの、地域団体や住民、研究者、行政が一体となり、活発なジオパーク活動が推進されていると評価をいただき、2回目となる再認定を無事に通過することができました。

また、昨年4月にオープンした四国西予ジオミュージアムは、市内外から多くの児童・生徒や観光客にお越しをいただき、令和5年6月には、日本展示学会の学会賞を受賞するなど、国内の博物館関係者から高い評価を受けており、四国西予ジオパークの拠点として、ジオパーク学習やジオツ

ーリズムを推進しております。

次に、卯の年の取組といたしまして、関係団体等との連携のもと、JR卯之町駅にうさぎ提灯を点灯、うさぎ絵馬の作成販売、うさぎグルメの開発等の取組などを実施、好評を得ており、卯の年卯之町のアピールとしての効果が得られたものと考えております。

また、卯之町「はちのじ」整備事業の完了を機に、令和5年4月から町並み、観光、ゆるりあんや文化の里施設の指定管理者が月に1回、情報の共有やイベント実施についての話し合う場を設けており、お月見会やハロウィンイベントなど魅力的な事業が関係者の連携のもとで実施をされており、多くの来場者に喜んでいただいておりますので、引き続き、官民連携による地域活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、移住・定住・安住への取組については、一般社団法人西予市移住定住交流センターとの業務連携により、移住マッチング事業、移住フェアの参加及び西予市単独でのフェアの開催など、移住希望者に向けた体験・相談対応を行っております。令和3年4月から令和5年10月末までに307名の方が西予市に移住をしていただいております。特に、地域おこし協力隊の募集には注力をしており、12月1日時点で、愛媛県で一番多い26名の協力隊が活動しており、それぞれ定住に向け、地域づくり団体など各団体とともに支援を行っているところでございます。

次に、公共交通網の再編成と利便性の向上につきましては、利便性の向上や運行経費の削減を図るため、令和3年4月から野村地区生活交通バス及び惣川地区生活交通バス、同年6月からは城川地区生活交通バスの運行内容の見直しを実施しております。

また、令和4年3月には、西予市地域公共交通計画を作成し、前計画である西予市地域公共交通網形成計画の課題を継承し、安心して暮らしていける持続可能な交通システムの構築を基本理念に、自家用車が使えない市民等にとっても利用しやすく、公共交通に対する財政の効率化に配慮した交通体系の確立を目指すこととしております。

次に、今年4月1日より地域づくり活動センターの運用が開始をいたしました。令和4年度を準備期間として進め、手探りの部分もある中でのス

スタートでありましたが、何とか落ちつきを見せているところです。運用においては、行政サービスの充実により来館者数も増加傾向にございます。また、センターを誰もが立ち寄りやすい施設へとなるよう、地域任用職員の発案により、センターのロビーにカフェスペースを設けたり、日を決めてカフェを開いたり、地域の方に気軽に立ち寄っていただく工夫をされるなど、幾つかのセンターで展開をされています。ちょっとした工夫ではございますが、行政だけでは取り組むことはできなかったのではないかと感じております。このような小さなことから、できることから、地域と行政の協働の取組が生まれ、地域が元気になるきっかけづくりになるものと期待をしております。

次に、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の推進については、卯之町駅前複合施設ゆるりあん、駅前広場、東京オリンピックで使用した西予市産材を利用した卯之町駅舎など、予定しておりました施設が全て完成をいたしました。今後は、維持管理運営を適切に実施してまいります。地元関係団体とともに施設を利用したイベントなどを行い、西予市の玄関口としてふさわしいにぎわいのあるエリアとなるよう努めたいと思います。

次に、情報インフラの整備につきましては、住民サービスを安定的に提供することを目的として、CATV整備事業において、老朽化した設備及び機器類の更新を計画的に実施してまいりました。

令和元年度は明浜サブセンター、令和3年度宇和センター、令和4年度野村サブセンター、令和5年度城川サブセンター工事が完了し、今年度末に三瓶サブセンターの工事が完了予定となっております。令和6年度から予定している惣川サブセンターの工事が完了すれば、計画していた大規模な設備等の更新は一段落つくことになります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

移住・定住・安住という言葉がございました。西予市にとっては人口減少対策として大事な施策の一つだと思います。移住・定住していただく以前に、交流人口の拡大ということがうたわれてございます。西予市に市外から人を呼び込む、インバ

ウンドのようなこと、この入込客数のことについて近年どのように変化をしているか教えていただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

入込客数の変化についてお答えさせていただきます。

令和4年は142万人となっており、令和3年の124万人と比較し18万人程度を増加しております。ただ、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度当時は173万人の入込客数がありましたので、単純比較はできませんが、令和5年5月以降、新型コロナウイルスの扱いが5類相当に位置づけられたことも相まって、コロナの打撃からはさらに復調傾向にあり、コロナ前の水準に戻りつつあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

4年前にはというか、改選の4月のときに緊急事態宣言が発令されて、それ以降丸3年間コロナに苦しまれたということやずっと思っております。コロナからの脱却ということがやっとこの5月以降、少しずつ回復傾向ということに聞いてございますので、経済のことについても、市政全般にまたやっていただければというふうに、市民の一人として願う次第でございます。

続けます。5番目、生活あんしんのまち・・・医療、福祉についての達成度と課題についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

浅野医療介護部長。

#### ○浅野医療介護部長

生活あんしんのまち・・・医療、福祉についての達成度と課題について、まずは私からお答えさせていただきます。

医療を安定的に市民の皆様へ提供する上で最も重要な医師、看護師の確保につきましては、これまで愛媛県や愛媛大学・岡山大学の医学部の御支

援をいただき、医師確保を行い、病院での診療、惣川・遊子川地区に移動診療車を運行して無医地区の解消に努め、医療提供体制の維持を図ってまいりました。

しかしながら、医師、看護師等の医療従事者の確保は一段と厳しさを増しており、西予市民病院へ二次救急を集約できるだけの医師、看護師の確保には至っておりません。

さらに、患者数の減少や人件費の増などにより、病院経営も非常に厳しい状況となっております。これら西予市民病院への二次救急の集約と西予市民病院、野村病院、つくし苑を含めた3施設の安定的な運営は、将来にわたって地域医療福祉を守るための重要な課題だと認識いたしております。

年々医療福祉を取り巻く環境が厳しくなる中、手術や入院が必要となるような救急医療がいつでも受けることができ、その体制を市内で維持・確保し、市民の皆様が地域に暮らし続けるための大きな安心を確保するためには、今は何とかなくても、そう遠くない将来のことを考えれば、病院等の経営改革は避けては通れません。

その改革のためには、現在取り組んでおります国の事業、公立病院医療提供体制確保支援事業による3施設の一体的な経営改革に取り組み、10年20年先を見越した医療提供体制の確立、職員が安心して働くことができる職場環境の構築、長年の懸案となっている二次救急の集約といった医療福祉改革に引き続き覚悟を持って取り組んでまいります。

次に、水道料金の改定では、西予市上下水道事業経営審議会からの答申を受け、令和6年度からの水道料金改定に向け進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

宇都宮消防長。

#### ○宇都宮消防本部消防長

消防部門におきましては、私からお答えをさせていただきます。

まず、宇和島地区広域事務組合消防本部と当市消防本部の消防指令センターの共同運用につきましては、令和2年度より協議し、宇和島地区広域事務組合消防本部新庁舎に指令センターを併設す

る計画で進めておりましたが、宇和島の新庁舎建設用地の取得が令和7年度までに困難になったことから、今回は実現には至っておりません。

次に、消防本部・署及び野村支署の建て替えにつきましても、平成30年度から消防本部等庁舎改築推進委員会において、建て替えの必要性や位置及び規模などについて御審議をいただき、その結果をもとに計画を進めてまいりました。

先に野村支署の建設に着手し、令和3年度において、旧庁舎西側の土地を取得して敷地拡張を図り、令和4年度末に新庁舎が完成し、令和5年4月1日に開所後、供用開始している状況でございます。

消防本部・署庁舎につきましては、令和3年度において、宇和町神領に防災拠点を目指す土地を取得し、令和4年度から令和6年度にかけて造成工事や建築工事を実施して、令和7年4月の供用開始に向けて取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

消防のことにつきまして、通信指令センターの宇和島市との共同運用ということにつきましては、市議会でも特別委員会で審議をし、推進し、そしてもう一歩のところまでこぎ着けたのに非常に残念に思ったということが経過がございました。相手のあることでございますので、強制はできず、さりとて共同で運用すれば5000万ぐらいの予算が節約できたのではないかとというような試算もございましたので、ここは非常に残念なところであります。

また、将来に向けてどのようなことがあるか分かりません。南予一帯の広域連携ということも見据えて、ここについては、これからも少しずつ前に向けて推進していただけたらと思います。

それから、医療のことにつきまして、1点再質問をさせていただきます。

二次救急の集約がまだできていないということでもございました。これにつきましてはどのような状況でいつ集約する予定なのか、予定がございましたらお聞きしておきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○宇都宮副議長

浅野医療介護部長。

## ○浅野医療介護部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

二次救急の集約に関する現在の大きな課題として、野村病院から市民病院へ夜勤ができる看護師の異動が必要となり、その異動できる人数につきましては、野村病院の規模が大きく影響してまいります。

また、市民病院へ集約するため、市民病院の患者数に野村病院で受入れている救急患者数をプラスすると、市民病院の内科の常勤医師がさらに2名必要となり、その医師確保を行わなければなりません。

二次救急の集約時期としましては、これらの課題に対応し体制が整い次第、集約したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○宇都宮副議長

中村一雅君。

## ○6番中村一雅君

私は三瓶在住の議員でございます。三瓶地区の市民にとりましては、二次救急の集約ということは非常に大きな問題でありまして、現在八幡浜地区消防で救急外来を行っている八幡浜市立病院に運んでいただいているという現状がございます。

これを隔日で野村と宇和というふうには、西予市消防に移管された令和7年4月1日以降、運ばれるとすると、西予市民病院を飛び越して野村病院まで救急で行かなければならないのかというようなことが生じかねません。それに向けては、1日も早い二次救急の集約を三瓶の住民は望んでいると思いますので、ここで一言申し添えておいたらと思います。よろしくお願ひします。

6番目、最後です。夢と希望を叶える6つの変革6番目、市役所改革・西予市の更なる発展のためについての達成度と課題についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○宇都宮副議長

酒井副市長。

## ○酒井副市長

議員御質問の夢と希望を叶える6つの変革のう

ち、6つ目の市役所改革でございますが、西予市のさらなる発展のため、重点的に取り組んだ内容について御答弁を申し上げます。

まず1点目は、今年度からの地域づくり活動センターの運用開始にあわせて行いました本庁・支所の組織再編と人員配置の大幅な見直しでございます。見直しの概要として、各支所におきましては、地域づくり活動センターへの移行に伴い、最寄りのセンター窓口でも支所と同様のサービス提供が可能となったことから、行政機能の効率化とスリム化を図るため、本庁と支所の事務分担を見直し、市民サービス上で必要な事務は支所に残し、効率化を図る業務は本庁に集約することで、従来の4課体制から2課体制に移行するとともに、所管事務及び人員配置の見直しにて約40%の人員削減を行い、削減した職員は本庁に集約をいたしました。

今後は、市の将来人口が減少する中での職員数の適正化に向けて、職員定員管理計画に基づき、令和6年度から令和15年度までの10年間で、本庁を中心に50人程度の職員数削減を計画しておりますが、現状の体制のままで単純に職員数を削減することは困難と考えており、部・課・係などの統廃合によるさらなる行政組織のスリム化、ICT活用による業務の効率化、加えて、住民ニーズに即した事務事業の取捨選択を含め取り組んでまいります。

次に、行政のDX推進につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、ウィズコロナを前提とする新しい生活様式に対応した行政サービスの構築により、本庁舎のオフィス改革に取り組み、令和4年度からの本庁舎1階フロアの総合窓口の設置や令和5年度からスタートした地域づくり活動センターにおけるオンラインを活用した行政相談窓口の窓口機能の拡充などを図り、市民サービスの向上に加え、ペーパーレス、電子決裁の全庁展開、サテライトオフィスでの勤務など、行政事務の効率化を進めてまいりました。

現在は、これまで整備したハード類をさらに有効に活用するため、職員の意識改革の継続、デジタル技術の活用スキル向上のための研修を行うなどソフト面の充実を図っているところでございます。

情報通信技術の進化は日進月歩で進んでおり、

今後改革を進めるには、デジタル技術の活用を避けて通ることができないと考えており、デジタル技術に対する人材育成が今後の重要な課題と考えております。時間はある程度かかると想定しておりますが、行政サービス向上や業務の効率化のため、継続的に職員の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各公共施設の方向性に関する管理に関しましては、令和5年第1回定例会において、個別施設計画で維持していくものと処分していくものとの仕分において、公共建築物504施設の今後の方向性をお伝えしたところでございます。

未利用財産のうち、保有継続しない土地・建物につきましては、周辺環境や近隣住民の意向などを確認した上で、売却可能となった場合は、積極的に売却等を進めていきたいとの考えをお伝えしましたが、その後、遊休資産の洗い出しと各地区の土地・建物の整理を行い、譲渡の準備を進めているところでございます。

これらを進めていく中での課題といたしましては、処分を考えている建物については、施設が古いため、お使いいただくには、購入者の負担において改修費用がかかるといった問題がございます。また、建物を売却後、除却等を行う場合においても購入者が負担することとなりますので、入札などの際の仕組みづくりが必要となっており、関係者で方法を協議しております。

なお、継続してお伝えしておりますとおり、可能なものから施設の売却等の財産処分を行うことで、不要な維持管理経費の削減や市有地払下げなどによる財源の確保につきまして、積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○宇都宮副議長

中村一雅君。

## ○6番中村一雅君

2期目の6つの挑戦についてのお聞きしました。できたもの、できなかったもの、先に向けての課題、ゴールはないのだろうと思うようなこともございますので、1期目のことについても4年前お尋ねしましたけれども、1期、2期を通じて、この8年間の市政の流れはどういうものであったか。そして、来春の市長選に向けて、管家市長の

思いがもしございましたら、それもお伺いしたいと存じます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○宇都宮副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

## ○管家市長

ただいま中村一雅議員から1期、2期での市政につきましての御質問、感想、総括というお尋ねであったと思います。

1期目、そして2期目と大火、寒波、豪雨、そして感染症など大きな災害に対峙し、その中で暮らして安心が体感できるまちづくりに向かって、復旧・復興、地域福祉の向上、地域経済の活性化に取り組んだ7年半であったと思っております。

その取組に当たりましては、ウェルカム西予、げんき西予、おもしろ西予の視点でまちづくりを、やれない理由を探すより、やれることを考える、そしてスピード感を大切に行政を目指して行政を担当してきたと思っております。

私が掲げた夢と希望を叶える6つの変革（挑戦）の取組につきましては、先ほども担当からの答弁のとおりであります。全てにまでは言いませんが、目標として掲げていた施策や事業につきましては、おおむね順調に達成または進捗しているところとらせているところでございます。

振り返れば市民の皆様、議員の皆様、そして職員の理解と協力を得てこそ各種事業、施策が推進でき、成果を収めることができたと思っております。

また、国・県をはじめ、多くの関係機関の皆様への支援のもと、行政を推進できたことに対しまして感謝申し上げる次第でございます。

ただし、私の掲げる施策がおおむね順調な進捗と申し上げましたが、社会構造や社会経済が大きく変動している中で、西予市の新たな課題として取り組まなければならないものも見えてまいりました。

これまでの市政運営を振り返り、今後も継続していかなければならない施策といたしましては、まずは医療福祉の改革でございます。

市内での二次救急体制の維持、存続、そのためには西予市民病院に救急の一元化を図ること。医療福祉現場での人材確保と職場環境の改善であります。特に医師、看護師、そして介護職を

はじめ、医療福祉の現場で働く人の確保というのは年々厳しくなっております。これは全国的であり、特に県内においても八幡浜・大洲圏内であるこの医療圏内というのは一段と厳しい状況となっております。それと3施設の経営一元化による運営基盤強化とあわせて施設の理念の共有化、どういう目的で各施設が力を合わせて行っていないといけないかというそういう理念の共有化というものを推進しなければならないと思っております。

次に、人口減少対策に対する強化であります。私は早期に市内出生者数を200人にしたいという目標を持っております。医療、教育、そして、生活費が稼げる仕事の場の充実をオール西予で取り組まなければならないと思っております。また、地域づくり活動センターの機能を今以上に向上させまして、住民と行政が協働で、ふるさとに住み続けられる環境をつくり上げる必要があると考えております。

そして、防災・減災強化であります。肱川の安全性向上事業、そして、南海トラフ大地震に対する備えをハード・ソフト両面で進めなければなりません。

その他、現在取り組んでいる課題が多くありますが、特にこの3点を重点的に進めなければならないと考えているところであります。

その一方で、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰による地域経済対策など、大きな財政出動が続いており、市財政の健全化、行財政改革も喫緊の課題として取り組む必要があります。

そうした中、今般、市内5カ所で市政懇談会を行い、現場でいろんな御意見をちょうだいしました。私の政治活動の支援団体であります管家一夫西予市後援会からの出馬要請も受けました。

このことを受けまして、来年4月の西予市長選に出馬することを決意いたしました。

これまでの市政運営の経過と成果を踏まえまして、西予市の明るい未来を築くため、引き続き、使命と責任を果たす所存でございます。この場をお借りしまして御報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

管家市長、来春に向けての出馬表明、重く受け止めさせていただきます。

今、公立病院をどうするのだという医療体制のことについて、紛々と議論がなされているということがございます。これは来年春の選挙に向けて争点となる可能性があると思っております。

管家市長は、1期目、2期目と無投票で当選されておられますので、その選挙戦で票数を争ったことがないと。私ども市議会議員は、たんに選挙の洗礼を受けて、今ここに18名集っているということがございます。これは私どもにとっては非常に大きな差だと思っております。もしあるとするならば、来春はきちっと選挙戦を戦ってということが望ましいのではないかなあと勝手なことを言っております。

病院のことにつきましては、特別委員会を市議会でもつくって協議をしている段階でございます。医療介護部長、医療対策室長にはそれなりに相当なプレッシャーがかかっていると思っておりますけれども、ここを乗り越えていただきたいと。議会としても真っすぐに見つめて正しい判断を下したいと思っております。

今議会として、特別委員会としていろんな方の意見を聞くために、理事者の意見を聞き、3施設の医療従事者との意見交換を開き、そしてまた、職員組合との意見交換会もさせていただきました。しかしながらまだ各5町を巡って市民との意見交換をするということがまだできておりません。スケジュールの関係で急ぐというと、なかなか、来春の選挙を控えてこれは難しいのではないかと。ということも思ったりいたしますので、行政側にとっても拙速な判断をせずに一步踏みとどまっていただいて、議会の声にも真摯に声を傾けていただいてから御判断をいただきたいというふうに私は思っております。

これで私の一般質問を終わります。

#### ○宇都宮副議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時55分）

#### ○宇都宮副議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

### ○18 番酒井宇之吉君

おはようございます。

一般質問するわけでございますけれども、この世界の中で、戦争による犠牲者が、命を絶たれる人たちが今います。テレビ見ますと、泣き叫ぶ子どもたちの写真が映されます。こうして一般質問ができる平和な日本で、私が一般質問をできることを幸せに思ってる現在です。

これからの一般質問につきましては、先ほど中村議員が市長の出馬表明に当たりまして8年間の質問をされましたが、私の場合は、これからどうするのか、これからどうなるのか、このような視点で、現在の物価高についての質問をさせていただきたいと思います。

ChatGPTが売り出されたのが、今年の11月1日です。それから14カ月の間に、世界は生成AIに振り回されてるような感じがします。国によって違う、自治体によって違う、政府によっても違う。一度一般質問をしましたけれども、14カ月の間にこれだけのスピードで世の中は変わりつつある。生成AIに社会が振り回されるのではなくて、人間社会が生成AIを使い切るこのような社会でありたいと思いつつながら、物価高の続く中での質問をいたします。

現在、西予市の中では、来年度、6年度の予算編成が始まっていると思いますが、その中で、ガソリン、電気料金、生活用品、食品、生産資材等、物価高によるいろんな問題が生じております。実質賃金の低下、発表では3.2%、そして年金の目減りも生じており、生活苦がひしひしと感じられておられる方もおられます。

そのような中、物価上昇に所得が追いつかない中、以下の点について質問をいたします。

まず、物価高において、介護行政について、介護施設についてお尋ねします。

特別養護老人ホーム（特養）、介護老人保健施設（老健）の物価高騰の影響はどのようにとらえているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

一井福祉事務所長。

### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の物価

高騰の影響につきましてお答えをさせていただきます。

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設につきましては、物価高騰や光熱費上昇によって施設運営経費が増加する一方、介護保険の制度上、増加する経費を利用者負担額に価格転嫁することができないため、経営環境が厳しい状況にあると認識いたしております。

西予市におきましては、物価高騰等の影響を緩和し、安定的な介護サービスの提供及び施設運営を支援するため、令和4年度に特別養護老人ホームを含む市内社会福祉施設等に対して補助金を交付し、負担軽減を図ってまいりました。

また、令和6年度には介護報酬の改定が行われることとなります。現在、国において報酬改定に向けた議論が行われておりますが、物価高騰等の影響が介護報酬に適切に反映されることで、経営環境が改善され、施設運営の安定性が高まってくると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

### ○18 番酒井宇之吉君

先般、二宮議員が、物価高から国を守るというような視点で質問をされました。そして信宮議員は、生産資材、特に畜産の飼料、肥料の値上がりについての物価高騰対策について質問いたしました。このような物価高の中において一番弱者である老人等々に影響が出ている。その中で、2点目でございますが、介護報酬についてお尋ねをいたします。

原則3年に一度改定される介護報酬、介護保険にどのような影響があるのか。ちょうど私手元に、令和3年4月の制度改正の介護保険、みんなの安心というパンフレット持っておりますけれども、いろんなことが社会情勢によって変わってきておりますが、これについて、来年度改定が行われると思うんですが、その辺りも含めまして、今後、介護保険料、介護報酬、どのように影響があって、どのような改定をなされる予定なのか、手法なのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

一井福祉事務所長。

### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

介護報酬の改定による介護保険料に与える影響につきましてお答えをさせていただきます。

介護保険制度は、国・県・市が負担する公費と介護保険料を財源に社会全体で介護を支え合う仕組みとなっております。介護報酬が改定されると、制度を支える国・県・市が負担する公費及び介護保険料に影響が生じることとなります。

介護保険料への具体的な影響につきましては、介護報酬だけでなく、西予市における高齢者の人口動態や介護サービスの提供体制等を踏まえて検討する必要があります。このため、現在、保健医療関係者や福祉関係者等から構成されます西予市介護保険事業計画等策定委員会におきまして、令和6年度から令和9年度における介護保険料の審議・検討を行っていただいております。同委員会からの意見及び提言を受けて、介護保険制度を将来にわたって安定的に運用していくために必要となる適正な介護保険料を定めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

国のほうでも、これから対策をとっていく、物価高についてのというような方針は出されておまして、特養、老健も赤字が出ておるといような記事が出ております。このあたりも含めまして、物価高において、介護サービスはどうなるかをお尋ねいたしますが、今、人員不足、そして物価高で介護サービスの低下は生じないのか心配しているところでございます。国民負担率も48%になりました。国民負担率が上がっていくと、介護報酬とか保険料とか、税金とか徴収金だとか、そういうのも上がってきまして、弱者ほど負担が多くなるというような現象が出ておりますので、人員不足、物価高での介護サービスの低下がどのように生じるのか、また生じないような方法をどのように考えているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

一井福祉事務所長。

### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

人員不足、物価高で介護サービスの低下は生じないかについてお答えをさせていただきます。

介護業界全体で続く慢性的な人材不足や長期化した物価高騰等による影響によって介護サービスの低下が生じないように必要な支援及び指導等を行うことが重要であると考えております。

人材不足につきましては、介護人材の他産業への流出を防ぎ、必要な介護人材の確保につなげるため、国におきまして、令和6年2月から介護職員の処遇改善が行われ、介護職員1人当たり月額平均6,000円相当の引上げを行うための措置が講じられる予定でございます。

物価高騰等につきましては、介護サービスの低下を防ぎ、安定的な介護サービスの提供を支援するため、令和4年度において市内社会福祉施設等の支援事業を実施したほか、令和6年度に行われる介護報酬の改定によって安定的な介護サービスの提供につながっていくものと考えております。

また、介護施設等に対しては、介護サービスの質や運営体制等の実施状況を確認するため、指定権者による運営指導を定期的に行っておりまして、法令等に基づく適正な事業が実施されるように指導し、介護サービスの質の確保を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

自治体によって保険料違うんですね。社会保障に国境なしということで自治体同士が競争したりして、住民を移住させたりそういう獲得策に使ってるところもあるんですよ。その辺りの福祉の関係は、やはり同じような体制で国が入り込んでしっかりとやってもらうようにしていただきたい。そして、人手不足については、モンゴルへこないだ表敬訪問したのも、多分私は、この辺りの問題も含めて表敬訪問されたんだろうと、こういうふうに解釈をいたしております。

続きまして、物価高についての学校給食について、財源についてお尋ねしますが、現在の学校給食の保護者負担と市独自の財源負担の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

谷口教育部長。

**○谷口教育部長**

学校給食費の食材費に係る財源について答弁申し上げます。

市内3カ所の学校給食センターが提供する各小学校につきましても、1食につき260円、各中学校が290円、単独調理場の大野ヶ原小学校が280円を給食費として保護者に御負担いただいております。

令和4年7月から、学校給食食材購入支援事業補助金として、食材費の高騰に伴う園児・児童または生徒の保護者への経済的な影響を鑑み、安心・安全な給食を提供するために1食につき20円を補助しているところでございます。令和4年度の補助金の財源としましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金460万円を活用し、残りを市の一般財源から約125万円を充てております。また、令和5年度におきましては約880万円を予算計上しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

酒井宇之吉君。

**○18番酒井宇之吉君**

物価高が始まって、青少年の育成の健全な体、身体、心を養うのに、どうしても今、給食するのは、母体をつくる大変なものになってると思います。物価高においてなかなか御苦労されてると思うんですけども、このような材料につきましても、ここ値上がり一つひとつ上がってると思います。今、日本は米が上がってないんで何とかやっているといるところでございますが、そこでお尋ねをいたしますが、学校給食無償化について、公明党の二宮議員、共産党の和気議員が一般質問にもこれはお願いしたりしてございますけれども、過去に一般質問があったことも含めまして、実現した場合の負担額推計はどのようになるのか。また、半額補助をした場合、3割とかそういうような中での補助金の上乗せで対応する場合の財源の額とか、そういうものをお示していただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

谷口教育部長。

**○谷口教育部長**

無償化した場合の必要経費について、私から答弁させていただきます。

西予市の学校給食費を無償化した場合の見込経費としましては、給食日数を年間で197日と換算し、令和6年度で試算しますと、保護者からの学校給食費が約1億1600万円となり、物価高騰分の1食20円の食材補助金を追加しますと約1億2500万円となります。

ただし、物価高騰により、令和元年度と比較しますと食材費が約40円値上がりしております。さらに、11月から主食の米も値上がりしており、食材の調達においても多大な影響を受けております。

また、食料の消費者物価指数の推移より、今後も物価の上昇が続いていくことが懸念されており、食材補助金も1食につき20円から45円に引き上げることも視野に入れて検討しているところでございます。引き上げた場合の食材補助金が約1900万円となり、給食費と合算いたしますと約1億3500万円の財源が必要となります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

松川教育長。

**○松川教育長**

給食費の無償化に関する現在の考え方という部分での御答弁を申し上げたいと思います。

昨年12月の第4回定例会におきまして、和気数男議員からの一般質問で御答弁申し上げたところでございますが、学校給食法等で示されております学校給食の運営に関する負担の原則のとおり、人件費や施設に関する経費につきましては市が負担し、食材費につきましても、給食費として引き続き保護者に御負担いただきたいと思いますと考えております。

なお、現在の急激な物価高騰に伴います食材費の値上げの対応については、今ほど部長が答弁申し上げましたとおり、学校給食食材購入支援事業により保護者負担が増加しないよう措置を講じているところであります。

現在、給食費の無償化、また、半額を支援するといった自治体が増えてきているという現状の中、このことにより地域間格差が生じることについて

は、果たしていかなものかという感じは受けております。

本来、学校給食とは、社会情勢に影響されることなく、安全・安心で子どもたちの心身の健全な発展に資する給食を提供する必要があることから、学校給食の無償化につきましては、地域間格差を解消し、国が主体となり、全国一律の基準の設定などを行う必要があるのではないかと思うところであります。

なお、全国市町村教育委員会連合会、また、全国都市教育長協議会から国に対しまして、文教施策と予算に関する要望の中で、学校給食の無償化に向けた財政措置、また、保護者負担軽減のための支援措置について要望しているところでございまして、今後、国の動向にも注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

なかなかお金、財源があり余っているんだから今のような答弁はしないんじゃないかなと思うんですけどね。建前論をするのはそれはもう結構だと思いますが、私が尋ねておりますのは、物価高の中におけるの考え方でございます。

県下の給食費の補助の状況をまずお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

県下の給食費の補助の状況について答弁申し上げます。

まず、県下において3市町において無償化をしております。四国中央市、砥部町、愛南町の3市町が無償化をしております。半額補助をしているのが2町、松野町、伊方町の2町でございます。そのほかは西予市も含め、1食6円から39円の補助を11市4町が補助しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

給食費の補助、無償化のところが半額にしていくところもあったり、一部補助してるところもいろいろ県下であるようでございます。東京都は高校生まで無償にするようでございますがね。その辺りの情報も入っておりますけれども、1億3500万、何かちょっと金額頭の中であるんですけども、今回の補正で1億2300万というのが、市民病院の繰り出しのほうに入っておりますが、私思うんですけども、市民病院が健全に、こういう繰り出しを入れなくてもいい経営だったら、この給食費は、ある程度半額ぐらいにはなるんじゃないかと思ったりもします。

そこで市長にちょっとお尋ねするんですけども、もちろん教育委員会の権限と理事者側の財源支出の権限があるわけで、その辺りも市長にもお尋ねするんですが、実を言いましたら、今、病院のそういうなかなか御苦労しておられる理事者側の気持ちもよう分らないではないですが、1億2300万の今度繰出金を出してる、そういうものがなければ、病院の経営がよければ、繰り出し、給食費の、今、市長が少子化元年という言葉をよく使っております。少子化対策が目玉にしてるような今のこの施策の中で、何とか来年度予算の編成中でございますので、先般、財政を抑制しながらの施策ということを二宮議員が使われました。非常に苦しい財源の中でも、やはり少子化対策ということの中で、来年度の予算の中で多少なりとも国の施策を待つのではなしに、市長自らの考え方はどうでしょう、お聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

ただいまの酒井議員から給食費の無償化の財源についてのお尋ね、そしてそれを決断するのが少子化対策を含め、やはり施策としていろんな選択の中での重点化というものの大切さということを言われたんですが、給食費の無償化につきましては、先ほど教育長が答弁したとおりの私は考えであります。

各自自治体において無償化をしている、していないという状況は、教育基本法に掲げます教育機会

の均等の趣旨からも本来あるべき姿ではないと、そのように思っております。自治体間の競争につながらないためにも国がかじを切るべきであるというふうに考えております。このことはちょっと振り返ってみると、今医療費の無償化が18歳までいきましたが、これも同じような道を歩んでいるような気もせんではありません。

現在、西予市では小中学校で約12%に当たる273人の児童に対しましては就学支援を行っております。その中では、給食については無償とさせていただきます。実情がございまして、

この物価高騰対策については、先ほど来答弁した措置等を実際行っております。来年度も今年度以上のものを措置しなければいけないということにつきましては承知しているところでございます。この措置を継続しておきまして、やるわけですけれども、全ての方に対しては無償なり、また半額ということにつきましては財政のこともありますし、ちょっと難しいなというふうな考えであります。

しかしながら、言われますように全国の自治体の動向、県内の自治体の動向なども見極めなければいけないことも事実であります。慎重に検討、判断しなければならぬと思っておりますし、全国市長会をはじめ、本年7月に行われました全国知事会では、異次元の少子化対策の中の一つに、学校給食費の全国一律の無償化が必要という意見があったというふうに伺っております。こういった動向も踏まえながら、国の動きを注視しながら判断していきたいと考えているところであります。

市民病院のことを言っていましたけれども、市民病院への支出というものも市民の安心・安全、そしてまた健康を守るためには必要なものでありますので、それとはちょっと次元が違うんじゃないかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

市民病院の質問につきましては、ちょっと枠外になりましたけれども、議長お許しを願います。答弁いただきましたので、答弁が必要だとは思わなかったんですけども。

それで、これは国のほうが、やはり医療費のなし崩しのような形で、この給食費もなっていくんだろなというように想定しております。これは無償化する自治体、やれない自治体、その辺りの自治体自体の財源力やそういう問題があるんで、どうとは言えませんが、ある程度の自治体が無償化はどんどんどんどん進んでいくと、国もやらざるを得ないという方向にいくのではないかと、このように考えております。

少子化対策の一丸という形で、少子化対策が国も市もうたっている以上、ある程度の考え方を進めたい、このように考える次第でございます。

続きまして、水道料金についてお尋ねをいたしますが、改定案の住民説明会をもうすぐ予定しているところでございますが、これの改定する財源はどれほど増減するのか。また、源水の供給に違いがあります。この中で平準化できるのか、市民の不平等は生まれないのか、その辺りについてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

三瀬建設部長。

#### ○三瀬建設部長

水道料金の改定によります財源の増減、そして水源の供給の違いによる平準化についてお答えをいたします。

西予市上下水道事業経営審議会におきまして、料金改定について4回の審議を重ねていただき、令和5年11月2日に市長への答申がございました。

答申では、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及等により料金収入が減収となる一方、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給するとともに、将来の事業経営、水道施設の耐震化・老朽化対策を重点的に進めていくため料金改定を行い、市民生活の急激な負担を軽減するため、令和6年度と令和9年度で段階的に改定することが適当との答申をいただいております。

現行料金で改定をしなかった場合、令和5年度以降年間約1億円以上の純損失が見込まれております。今回の答申内容で料金を改定いたしますと、令和4年度決算の料金収入と比較いたしますと、令和6年度では約1億500万円、令和9年度には約1億4000万円の収益が増となる見込みでございます。

ます。

次に、源水の供給の違いでございますが、明浜給水区域につきましては、南予用水からの受水のみ、三瓶給水区域におきましては、地下水と一部南予用水からの受水、宇和給水区につきましては、地下水及び表流水、野村給水区におきましては、表流水のみと源水の供給に違いがございます。給水や施設維持にかかる費用は、明浜・三瓶給水区では南予用水への受水費用が必要となっております。宇和・三瓶・野村については、源水から水道水になるまでに、取水施設・導水施設・浄水施設におけます経費が必要となっております。

水道料金の平準化につきましては、合併をいたしまして20年が経過しようとしている中、公共料金であります水道料金が給水区域ごとによって異なっているというのは、負担の公平性を欠くものであると考えております。

また、それぞれの給水区域での経営規模では、水道の耐震化・老朽化対策の整備、財源にも限界があり、耐震化が進んでいないという現状もございます。

今後も水道料金が統一されないまま、老朽化施設の更新などが遅れることで将来世代への負担も大きくなります。

西予市水道事業として、料金を統一することで経営基盤が強化され、今まで取り組むことのできなかった老朽化施設の更新などを計画的に実施することが可能となります。将来世代に負担を先送りすることなく水道水の安定供給を維持するために水道料金の統一をする必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

今回の改定案で、6年度で1億500万、9年度には1億4000万の増収ということになるわけでございますが、これで水道料金の、広報に出ております老朽化した施設の更新、耐震化を計画的にということでございますけれども、ここまではいかないと私は思います。運営費で、先ほど言いました人口減少の問題や節水機器の普及により、1人当たりの1戸当たりの給水量が減る、その辺りも

含めた形の中で、運営費に当たるための今度の改定と、このように解釈はいたしております。もちろんこの長寿命化とか、いろんな形のものがありますがけれども、これは国がいろんな形で財源を供給していただいて、そしてやるべきだと。人間の一番大事な水、飲料水というものについて、非常に私は危惧しているところでございます。

そしてまた、ここに5町の中で城川町が抜けておりますけれども、城川町は国の施策とかいろんな形で実験的なことをやられているように聞き及んでおりますので、その辺りもしっかりと進めて、水ということに関して、洪水の水は要りません、そして、生活、砂漠の水は欲しいんです。この価値観の違いと、水ってのは、本当にお金より大事なもんになってきます。この辺りも含めまして、この水道料金のこれからの経緯についてはしっかりと見させていただきたいと思っておりますが、老朽化している管などの現状と改修工事の進捗状況、また、改修予算について、給水売上では補うことはできないことは今お話ししましたけれども、進捗状況についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

三瀬建設部長。

#### ○三瀬建設部長

老朽管などの現状と改修工事の進捗状況についてお答えをいたします。

地方公営企業法における法定耐用年数は、浄水施設60年、配水施設60年、配水管40年となっております。

西予市における令和4年度末の管路総延長のうち、法定耐用年数を超えた管路は34.2%あり、3分の1以上の管が法定耐用年数を超えているという状況となっております。そのうち導水管、送水管など基幹管路の耐震化率は、令和3年度末では19.8%となっており、管路の更新が進んでいないため、年々耐用年数を超えた老朽管が増えているという状況でございます。

次に、今後の改修計画でございますが、令和10年度までに耐用年数が過ぎた施設の更新費用は約30億円必要となっており、そのうち管路については約18億7000万円を見込んでおります。

事業計画・予算としましては、年間3億円の事業費を見込んでおり、3億円の事業費を全て自己

財源、料金収入で賄う場合、現在の料金収入に対して約 54%増の料金収入が必要となりますので、現実的には困難であると考えております。

しかしながら、水道施設の耐震化・老朽化対策につきましても喫緊の課題であり、着実に実施する必要があります。さらに、その進捗ペースを加速していかなければなりません。そのためにも、将来的な投資財政計画及び財政推計に基づき、不足する財源については、国庫補助事業の活用、また、起債を借り入れるとともに、将来的な給水人口、水需要の動向、事業実態を考慮した上で適正な料金を設定し、財源を確保する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

なかなか大変な財源をこれからつぎ込まなければいけないと思います。

水道料金の値上げは、何年か前に現在の松川教育長が夜も寝ずに調整をしていただいた記憶がございます。今回はそこまではならないんじゃないかというような気がいたしますけれども、非常にこの水道の値上げというのは、物価高の中において、市民に負担をかけるということになります。平準化、公平化という問題がありますけれども、城川考えたらこの問題を一緒に考えていいのかなという考え方もありますけれども、市民全体が負担をする。そして、上水道だけじゃなしに下水道直結したところは非常に負担が多い。私んとは一緒じゃないんで、上水道ですから、そんなに負担的なものがない、宇和の両方やってる人は電気代と同じぐらいかかるんだよというような話を聞きます。そんなにかかるかというような感じをいたしておりましたので、この件につきましても、物価高の折がら、理事者側は英断をしたんだろうと思いますけれども、やはり市民の理解をしっかりと、住民説明会の中にどんどん説明をしていただきたい、そのように思う次第でございます。

続きまして、公共事業についてお尋ねします。

これも物価高について、資材高騰について、単価推移はどのように見積もるのか。労働力不足の

中、工事の完了が遅れているんじゃないかと。また、発注予定工事等々についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

三瀬建設部長。

#### ○三瀬建設部長

物価高騰によります工事の影響についてお答えをいたします。

昨今、世界的な需要量の増加、原油高騰を背景に、建設業においても幅広い資材においてかつてない価格高騰・納期の遅れ等が発生しております。

一般社団法人日本建設業連合会は、2021年1月から2023年3月までの建設資材物価指数の推移は、建設全体で約28%上昇しているとの報告をされており、また、この期間で、建設資材全般の価格が14%から17%上昇していると言われております。

また、建設就業者の高齢化の進行も急速に進み、国土交通省の資料では、60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれております。これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度、若い労働者の確保・育成が喫緊の課題とされております。

このような中、資材の単価推移や納期を確認しながら最新の設計労務単価を設計に反映させ工事の発注を行っておりますが、工期内での著しい物価変動等により、請負代金が不相当と認められる場合は、契約及び国または県からの通知に基づきまして、契約相手方との協議により変更の可否及び対応方法を検討することとなります。

また、工事の発注や工期内完了についても遅れが出ないよう工程監理等に努めている状況でございます。

今後も公共事業を取り巻く諸問題に対する改善・対策が必要とされており、労働力確保についても建設業協会等と情報を共有し、安定して公共事業が発注できる環境を整えてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、今後も御協力、また御指導をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

### ○18 番酒井宇之吉君

公共事業を取り巻く環境ってのは非常に厳しくなりつつあります。災害の工事も大体が終わりまして、そして、西予市の大型発注の建物、箱物も大体終わるんじゃないかと。そうすると、これから公共事業を請け負う方々は、業者はこれから非常に経営的な負担を、仕事がないというような状態がこれから数年先には出てくるというようなことを考えておかなければいけないと思います。

そこで、もう1点お尋ねしますが、地区要望等があるんですけれども、区長さんやいろんな地区の要望が順調に進んでいないのではないかと。言ってるんだけど、公共事業の入札指名を出してる業者が手いっぱいなのか、いろんな原因があらうと思いますけれども、その辺り、遅れている原因とか、そういうものを理事者側はとらえておりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

三瀬建設部長。

### ○三瀬建設部長

各地区からの要望に対する進捗状況についてお答えをいたします。

平成30年災害以降、復旧工事を優先的にやっているため、各地区からの通常要望についてはなかなか進んでいない状況でございます。

毎年いただきます建設関連の地区要望は約200件ございます。優先順位を決め予算内での対応をさせていただいておりますが、災害以降、通常の建設工事の発注が地域的に集中し、受注していただけない工事も発生している状況でございます。

今後も各地区の受注状況を把握しながら、進捗が図られるよう対応をさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどもまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

### ○18 番酒井宇之吉君

地区要望ってのは、自分の住んでる身近なところの溝だとか、そしてちょっとした工事をやって

もらいたい。もちろん私見てみますと地区要望の中には、もうこれは自らが、2、3人で地区の人たちがやられたらいいのになどというのがあります。その辺りはしっかりと行政指導して、区長さんにもそれは伝えるべきだと思います。この点は、もう正直申し上げまして、住民もやはり自分たちが共同でやるべき、先ほどもちょっと出ましたけど、自助・共助・公助というのがあるんですけども、自分でできなかつたら共助でやれる部分があります。最終的に公助という形で、いろんな市の予算使ったり、国の予算使ったりやるんですけれども、この地区要望につきましては、意外とそういう入札制度だとか、そういうことはなかなかありませんので、その辺りは支所長さん、その辺りを含めて、しっかり肝に銘じて地区要望は各地区、旧町ごとにしっかりと進めていただきたい。これは要望しておきます。区長さんからもこれはしっかりとと言われておりますので、そしてそれができない場合は、先ほど建設部長のとこ行って、ちゃんとお願ひしてやって予算も持ってやってください。お願ひします。

続きまして、実を言いましては中小企業の物価高、それから第一次産業の物価高の影響等々尋ねたかって質問出したかったんですけども、これは長々となりますので、ちょっとやめさせていただきます。5番目の副業についてお尋ねをいたします。

実質賃金、収入の目減りする中、他産業が拡大しております。副業につきましては、いろんなところが副業を許可したり、届出をして大いにやってくれるように、これは人材不足の経済背景もあるんですけれども、その辺りも含めましてお尋ねしますが、公務員の副業につきましては、賃金の目減り、先ほど3.2%と言いましたけれども、これ人事院の発令が4月ですよ。それから、物価はこの12月まで非常に上がってるんですよ。そしたらこの3.2%ぐらいの目減りじゃないんですよ、公務員は、はっきり申し上げまして。それを見越して愛媛県は、今回補正予算組みました。これは財源があるからだろうと思うんですけども、この辺りも含めて、副業についての現在の市職員は届出制か、認可制か。どのような労働職なのか、また現状どうなのか。この現状につきましては、届出したら他から稼いだとなると、結局社会保険

だとか労災だとか、所得税にかかってきますんで、その辺りの指導もどのようにしているかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

職員の副業につきまして御答弁申し上げます。

地方公務員法では営利企業の従事等の制限が規定されております。議員が届出制なのか許可制なのかということをございましたけれども、届出制ではなく任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の役員になることや自ら営利企業を営むことはできないとされております。また、営利を目的としない非営利団体等の役員等になることは許可を受ける必要はございませんが、その対価として報酬を受ける場合、これには許可が必要となります。

なお、職種を問わず、全体の奉仕者たる性格に反することなく、かつ、職務の専念に悪影響を及ぼさない場合におきましては、営利企業等への従事等をするを全て禁止するまでの必要がないということから当市におけます事例では、公益性を持った自治会区長等の役員、またスポーツ指導員などにつきましては許可を出しているところがございます。

なお、会計年度任用職員のフルタイムにつきましても正職員と同様に法の規制を受けております。したがって任命権者の許可を受ける必要がございますけれども、パートタイムの会計年度任用職員につきましてはこの制限が除外されておりますので許可は必要としておりません。ただ、職員の健康管理の観点、そういったところにつきましては副業することによって労働時間との影響がございますので、当然事業所としては把握する必要があるかと思っております。その上では、原則的には届出をしていただきましてどういった業務に就いてるのかについては把握に努めているところがございますし、必要な場合は指導をさせていただいているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

先ほど言いましたように、実質的な目減りが公務員が一番ひどいと、大きいということは、私も数字的にそうだと考えております。

ただし、それで大学生、小学生を持つてる職員の人に実際親戚のミカン取りは行っても構んのですよね。そして対価がなければいいわけですよ。対価がミカンを1キヤリ、2キヤリもらって帰るのもいいんですよ。そういうことも含めて、やはり生活苦に、これから始まる物価高による生活苦が始まる。そして、いろんなことに費用が要る。それに対して、松山市はある程度配慮したと、愛媛県は配慮したと。そして、西予市も多少なりとも配慮するような形も、これまた財源が変わりますんでなかなか難しいとは思いますが。

そこで、私は西宇和青果というのは、今アルバイトが今年も540人ぐらい入りました。前もある会議に言ったんですけども、ミカン取りに来れないかと、職員が、12月の一番忙しいときに1日か2日ずつ来ていただいたら、非常にミカン取りさん助かるんです、繁忙期のとき。その辺りの施策もひとつお願いしたいなということは前にもある会議で申しましたけども、前は進んでおりません。その辺りも含めまして、収入増と、そして、今のような形の副業についての考慮も、またある程度公務員的な考えばかり入れるんじゃないに、多少柔軟な考え方でやられたらどうですか。というのは、もう時間もなくなってきましたんですが、財源が非常に枯渇しております、西予市。合併前から、長いこと明浜町時代から議員をやっている形がありまして、何かゴムの紐の、財源のゴムの紐の長さとか、緩め方がもう非常にスチールのような財源になってる。これはこれだけしか使えない、これだけしか余裕がない、そのような形に現在なっておるように私は感じます。これが今、西予市の中で一番のこれからの大変な課題であろうと、財源について。だから、例えば市民病院の改革にしましても、経営を早くやらなければ、このままいくと、先ほど言った1億2300万のようなもんがどんどん出ていくんじゃないかというような感じをいたしておりますので、早く対応して、市長は出馬表明されましたんで、その辺りは、しっかりと何のために何をするのか。誰のためにするのかを命題として頑張っていたいただきたいと思

ます。

以上で私の一般質問を終わります。

**○宇都宮副議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 05 分）

**○宇都宮副議長**

再開いたします。（再開 午前 11 時 20 分）

次に、14 番中村敬治君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

議席番号 14 番中村敬治です。

ただいま議長から許可をいただきましたので、本日最後の一般質問をさせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

まず最初に、平和行政、平和教育についてであります。私はこの件について、11 年前の 2013 年 12 月議会でも同じタイトルの一般質問をさせていただいております。再度の質問となります。

まず、平和行政についてであります。

さきの世界大戦では、軍人関係者が 230 万人、民間人が 80 万人、合計約 310 万人もの日本国民が犠牲になっております。御承知のとおり、今でも海外では、ロシアによるウクライナ侵攻による戦争、また、イスラエルとパレスチナの争いが続いているところでございます。

石城地区地域づくり活動センター 1 階には、地区内の戦没者 90 名以上一人ひとりの遺影が今も掲示してあります。敗戦後 78 年を迎え、戦争の悲惨さを語り継ぐ人が少なくなり、戦争を知らない世代が圧倒的に多くなっています。過去の記憶が薄れている中、後世にいかにして戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さをどう伝えていくかが、今を生きる私たちの課題となっております。

しかし、この 10 年ほどの間に戦争体験の風化がさらに進んでいると感じているところです。最近のことでございますが、私が補助者として一緒に平和学習会を実施していただいた仁土でひとり暮らしをされていました山木義則さん 97 歳が先月中旬自宅で亡くなりました。山木さんは海軍の掃海艇に乗船し、主に航海での戦争体験を通して平和の尊さを小学生に語っていただきました。

そこでお尋ねするのですが、西予市のこれまでの平和行政の取組の概要についてお伺ひいたしま

す。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

それではこれまでの当市の平和行政の取組の概要について御答弁申し上げます。

事業としての取組につきましては、西予市の戦没者追悼式を隔年で開催しております。戦没者の追悼と恒久平和の実現を祈念いたしておるところでございます。直近におきましては、昨年度令和 4 年 11 月 17 日に開催いたしております。

また、原爆パネル展を昨年度から市民ロビーにおいて実施いたしております。今年度は 8 月 6 日から 15 日までの間、展示いたしました。なお、原爆パネル展は西予市戦没者追悼式の開催にもあわせて実施いたしております。

そのほかの取組といたしましては、広島と長崎にそれぞれ原子爆弾が投下された 8 月 6 日、また 8 月 9 日には、毎年投下時刻に合わせて職員による黙祷を実施いたしており、終戦の日であります 8 月 15 日には、市の主な公共施設におきまして半旗の掲揚を実施、また、黙祷をするよう呼びかけております。

また、西予市が 2010 年 7 月から加盟いたしております平和首長会議におきまして、2018 年から実施されております子どもたちによる平和なまち絵画コンテストに、昨年度から市内小中学校へ夏休みの課題等での取組をお願いし、作品を応募しているところでございます。昨年度は小学生 3 名、今年度は小学生 1 名から作品を出していただいております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

ただいまの答弁を聞いておりますと、西予市は戦時中、米軍による空襲被害もなかったからか、市民からの盛り上がりの機運も少なく、その結果、平和行政の取組も寂しいように私は感じております。

次に、今後の平和行政への取組について 3 点お尋ねいたします。

1点目として、戦時下の大変厳しい生活や戦争の恐ろしさ、悲惨さを風化させず、平和の大切さを理解し、次世代へ伝えていくためには、学びの場としての平和資料展を毎年1回程度開催できないかお尋ねします。

2点目として、市民による平和をテーマに置いた種々の活動、例えば平和講演会活動、平和派遣事業、各種の平和啓発DVDや冊子の制作、活用事業などを支援する補助事業の創設をできないかお尋ねします。

3点目として、平和祈念黙祷の実施であります。職場などでは実施されているところもありますが、市内全体で戦争の犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、恒久平和を祈念して、広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分から、長崎に原爆が投下された8月9日午前11時2分から、また、終戦の日8月15日正午から1分間の黙祷は取り組めないか。市民への一層の理解を深め、各家庭や職場などで平和を祈る輪をさらに広げられるように取組を強化してはどうかと思います。

以上、3点についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

今ほど3点の取組についてに御答弁申し上げます。

まず、平和資料展の開催につきましては、資料展を開催できるほどの展示資料の確保が難しいといったこと、それにかかる経費、またそういった資料等の保管の問題、そういったこともございまして、現段階におきましては、実施までの具体的な検討は行っておりません。原爆パネル展につきましては、隔年実施の先ほど申し上げました戦没者追悼式でありますとか、市民ロビーで行っておるところでございまして、このパネル展につきましては、各支所でありますとか図書交流館等、こういったところでの巡回展示を取り入れるなどの拡充については検討してまいりたいと考えております。

次に、平和活動推進補助制度と申しますか、各種事業に対する補助の取組でございましてけれども、これにつきましてはこれまで市民の皆様からの要望も特になかったという状況でございまして、具体

的な補助事業としての制度設定は行っておりません。今後、市民、また団体等から具体的な要望等が上がってまいりましたら検討をさせていただきますと思います。

また、市内全体での平和祈念黙祷の実施でございまして、終戦の日を例えにしますと、戦没者を追悼し平和を祈念する日として全国戦没者追悼式典が全国的にニュース等で報道されていることから、特に市が周知を行わなくても、それぞれ市民の方々は終戦の日を認識された上で個々で黙祷をされているものと認識いたしております。したがって、現在のところ、防災行政無線による黙祷の周知までは行ってないところでございます。

そして先ほど御指摘もございましたが、戦争経験者・被爆者の高齢化が進んでおります。語り部や体験講話の担い手確保が難しくなっておりまして、このことは当市が加盟いたしております平和首長会議においても課題となっている事案でございまして。

平和首長会議では、若い世代の平和意識の向上と平和文化の担い手確保に向けてインターンシップ制度の活用でありますとか、小中高生を対象としたヒロシマ平和学習受入プログラム等を提案されていると伺っております。

市といたしましても、後世に平和文化を根付かせられるように現在の取組を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14番中村敬治君

再質問をいたします。

平和資料展は財政面、防犯上から実施を考えていないとの答弁でございましたが、昨年度から原爆パネル展が実施されていますが、あわせて県内各都市の空襲による被災状況パネルは展示されているのかどうかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

パネル展の状況についてお答えをさせていただきます。

現在の原爆パネル展につきましては、広島・長崎の原爆パネルを展示しております、県内各市の戦争による被災状況のパネルは展示いたしていません。

県内他市の被災状況パネルの有無につきまして照会をいたしました、近隣の大洲市、八幡浜市、宇和島市に確認いたしましたところ、市独自の被災状況パネルを保有しているといったところはありませんでした。展示をするのであれば個人保有のものをお借りして対応するということになるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14 番中村敬治君

ただいまの答弁で、八幡浜市とか大洲市というのは比較的、特に八幡浜市ぐらいは空襲があったわけですが、宇和島、松山、今治などが大変な空襲を受けて犠牲者もたくさん出ておりますので、そういうところには被災写真があると思いますので、できればそういうところからお借りして展示していただけたらなと思っております。

再質問をいたしますが、現在まで防災行政無線による黙祷の周知までは行っていませんとの答弁がありましたが、8月6日、8月9日、8月15日の市民向けの黙祷の呼びかけにつきましては、財政状況に関係なく、やる気になればできることではと思っておりますので重ねてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

防災行政無線によります市民への呼びかけでございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、終戦記念日につきましては報道機関等々で周知がされておるということで、防災行政無線を使ってまでの周知は今のところ考えておりません。ただ、平和への意識を高めるためにも、広報でありますとかホームページで、8月の原爆投下の日でありますとか終戦記念日におけます黙祷、そういったことについての呼びかけはできるかと考えております。具体的に検討を進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14 番中村敬治君

先ほどの答弁の中に、13年前に加盟している平和首長会議の国内加盟都市会議総会等に西予市から今までどの程度参加されたのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

お答えをいたします。

当市は平和首長会議の趣旨や取組に賛同いたしまして、平成22年7月からこの会議に加盟しております。この加盟後の総会でございますが、4年に一度開催されるといったところでございます。当日ほかの公務と重なっていたこともございまして出席した実績は過去にはございません。今後におきまして、公務との調整がつけば出席については検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14 番中村敬治君

ただいまの答弁によりますと、13年前に加盟しておられるようですので、その中で4年に1回の総会にも今まで1回も参加したことがないと。参加がゼロなんです、こういうふうによその市町が参加しているから単に加盟しただけというように受け取れるわけですが、全く実態に伴っていないというように感じます。そういう点で、今後検討したいということですので、しっかりと検討していただいて、そういう総会に参加していただいて情報を収集してもらいたいと思います。

次に、平和教育についてであります。

平和は当たり前には享受できるものではなく、努力しなければ実現できないという前提に立って、豊かで平和な時代に育ち、次の時代を担う若い人たちに平和の尊さや大切さを学んでもらうために、一層の工夫や努力が求められていると思います。

2006年に教育基本法が改正され、教育の目的として、第1条に教育は人格の完成を目指し、平和

で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと規定されています。つまり、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えるような子どもたちを育てることが教育の目的とされているわけです。

そこで、学校での平和教育の基本的な考え方と平和教育の現状についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

学校での平和教育の基本的な考え方と平和教育の現状について答弁申し上げます。

小学校、中学校における平和に関する教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて行われております。例えば、小学校では小学校学習指導要領に基づき、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり、諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解することなど。中学校の社会科においては、中学校学習指導要領に基づき、核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成することなどについて指導することとしております。

西予市における平和教育の現状につきましては、先ほど申し上げました社会科の学習のほかに、総合的な学習の時間や道徳科、国語科など様々な教育活動で平和について考える学習を行っているところでございます。小学校ではこうした学習の延長として、修学旅行において全ての学校が広島あるいは長崎を訪問し、資料館の見学や平和集会などを行っております。平和集会では平和への祈りを込めてつくった千羽鶴の贈呈や平和への誓いを朗読するなど、知識の理解だけではなく平和を願う心情の醸成も図っているところでございます。

また、昨今、国際紛争が相次ぎニュースとなっております。児童生徒の関心も高く、新聞を活用した学習では、紛争に関する記事を切り抜きスピーチを行ったり、タブレットを使った学習では紛争に関するニュースを検索し意見をまとめたりするなど、日常の平和に関する話題を身近にとらえ、自分のこととして考えるなど、児童生徒の学習の

一般化もできていると感じております。

今後も、各学校におきまして学習指導要領に基づき、平和に関する学習を着実に実施するとともに、平和は人類がともに目指す普遍的価値ということをとらえ、学習の成果として、日本だけではなく世界の平和を願い、国際社会の一員としての自覚を持った児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14 番中村敬治君

再質問ですが、全ての学校の修学旅行で広島・長崎を訪れ、現地学習するとの答弁であったような気がしますが、その際には事前学習や事後学習は行われているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

修学旅行における現地学習についての事前指導、事後指導について答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、広島・長崎での現地学習は、児童が実際に戦争について自分の目で見て声を聴く機会となっており、平和学習を行う上でなくてはならないものだと考えております。また、現地学習の効果を上げるために事前指導や事後指導も適切に行っております。

事前指導では、授業の中で、原子爆弾が投下された広島と長崎について調べ学習を行い、今まで平和について学習してきた内容を関連付けて復習しております。また、事後指導では、平和について学んだことを全校集会で発表しほかの児童に伝えたり、参観日で発表し保護者にも伝えるなど、学校全体で平和について深く考える機会をつくり取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14 番中村敬治君

再質問になりますが、例えば、令和5年度には広島、長崎へ何校程度が訪れておるのか。また現

地での学習内容はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

谷口教育部長。

**○谷口教育部長**

令和5年度の市内小学校修学旅行の状況についてお答えいたします。

令和5年度は、広島へ小学校3校、長崎へ小学校7校が訪問いたしました。今年度は大野ヶ原小学校と惣川小学校に在籍する6年生児童がいないため数に含まれておりませんが、例年、市内全12小学校の修学旅行において訪問している状況でございます。

また、現地での学習におきましては、原爆ドーム・平和記念公園の見学、資料館での調べ学習、平和集会の実施、ガイドによるオリエンテーリング、千羽鶴奉納、平和への祈りメッセージ発表などを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

ただいまの答弁を聞いておりますと、平和学習への意欲を高めるような取組がなされているのかなど安心いたしました。

今後も引き続き、次世代への継承を目指して、各種の平和教育に取り組み、平和意識のさらなる高揚を図っていただくようお願い申し上げます。

次に、文化財の防災、防火対策についてであります。

文化財は貴重な国民共有の財産であり、人々に安らぎと潤いを与えてくれる宝でもあります。また、地域の経済や文化の振興にも深く関わるものであります。現在、市内には有形文化財の建造物や美術工芸品が124件あります。未指定でも調査をすれば貴重なものが多数発見できると思っております。これらの大切な財産を後世に引き継いでいくことが私たちの責務であると思っております。

建造物や美術工芸品は、一旦火災により滅失すれば再び回復することが不可能で、そのためにはまず火を出さないこと、早く消火することが何よりも大切です。

文化財防火デーの実施について、今年の1月20日の総務省消防庁の報道資料によりますと、昭和24年1月26日に法隆寺金堂から出火した火災によって、世界的な手法と言われた金堂の壁画の大半が焼損いたしました。このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から法隆寺金堂が焼損した日である1月26日を文化財防火デーと定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。

一方、本県では先月1日に発生した大洲市の山林火災は7日間延焼し続け約20ヘクタールを焼失し、8日に鎮火したようです。幸い人家への延焼はありませんでした。私の地元にある山田薬師も本堂やその中にある厨子、山門が市指定文化財となっております。現在本堂の屋根を約1700万円かけて修繕中です。山裾の山の中にあります。現在管理者は不在となり地区の小組合が持ち回りで月に1回清掃をしている状況です。安全管理上から見ましても大変不安定な状況におかれております。

文化財の防火指導や防火訓練について、どのようになっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

谷口教育部長。

**○谷口教育部長**

文化財の防火指導、防火訓練について答弁申し上げます。

文化財の防火に関する普及啓発につきましては、毎年1月26日が文化財防火デーとして定められていることから、防火デーに関するポスターを掲示し、文化財の防火を呼びかけております。また、防火訓練につきましては、毎年1月26日前後に消防署の協力を得まして、文化財建造物を中心とした防火訓練を実施しているところで、これまでに、開明学校や宇和民具館、米博物館、明石寺などで実施しております。訓練の様子は広報せいよや市のホームページで紹介しているほか、報道機関や西予ケーブルテレビにも取材を呼びかけております。

また、令和元年10月末に発生しました首里城の火災など、大きなニュースになった文化財の被害があった場合にも、広報せいよやホームページ等で文化財の防火を呼びかけているところでござい

ます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

続きまして、文化財の防火設備等の設置状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

谷口教育部長。

**○谷口教育部長**

防火設備等の設置状況について答弁申し上げます。

市が所有または管理しております指定等文化財につきましては、開明学校、米博物館、先哲記念館などの文化の里施設や明浜歴史民俗資料館、城川歴史民俗資料館などに自動火災報知機や消火器などを設置し、一部では消火栓を設置しております。

また、西予市宇和町卯之町重要伝統的建造物群保存地区におきましては、平成30年度に防災計画を策定し、その後、中町広場を整備する中で、防火水槽を設置したり、かまどベンチを整備するなどして災害への備えとしております。

民間所有の文化財における防火設備等の設置につきましては、原則、所有者や管理者が行うこととなっており、指定等文化財全体の設置状況は十分には把握できておりません。この点につきましては、今後、西予市文化財保存活用地域計画の措置として、指定等文化財の位置や想定される災害、防火設備等の有無についても記載しました文化財カルテを整備することとしており、その中で防災設備の整備状況についても把握を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

文化の防火設備の設置について、市が積極的に避雷設備や消火設備などの設置ができないかどうか重ねてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

谷口教育部長。

**○谷口教育部長**

市が積極的に設備等の設置を進めるべきではないかということについて答弁申し上げます。

民間が所有します文化財の維持管理につきましては、原則、所有者や管理者が行うこととなっております。市としましては、広く文化財の防災に関する啓発を行うとともに、所有者等が行う防災対策に対しまして、技術的な指導や一定の条件を充たす場合は補助金の措置を行うなどして、文化財の防災を支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

続きまして、文化財保存活用地域計画での保存に関する課題として、防災対策が挙げられていると思います。えひめ文化財防災マニュアル2018との関係もあると思いますが、今後市内の文化財の防火対策強化にどのように取り組む考えかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

谷口教育部長。

**○谷口教育部長**

今後の防火対策の取組について答弁申し上げます。

文化財の防火対策の取組につきましては、先般、国へ認定申請を行いました西予市文化財保存活用地域計画におきまして、文化財の保存に関する措置として、えひめ文化財防災マニュアル2018に即した文化財カルテの共有と災害予防対策の実施を掲げております。

具体的には、まずどこにどのような文化財があり、その文化財にはどういった災害が想定されているのかを文化財カルテで把握していきます。その上で、所有者の同意が得られたものにつきましては、西予市危機管理課のほか、警察や消防などにもカルテを共有し、万が一への備えとしたいと考えております。

また、災害予防対策の実施につきましては、愛媛県と県内市町の連携事業で作成しましたえひめ

文化財防災マニュアル2018におきまして、防災対策の段階を平常時、災害発生時、被災後の3段階に分け、段階に応じた関係者の役割分担が示されております。

西予市文化財保存活用計画におきましては、例えば、平常時には災害予防対策に関する啓発事業の実施や災害予防対策を講じる所有者への支援をうたっております。災害発生時には、指定等文化財の被害状況の把握や被災文化財の一時的な保管場所の提供を、被災後の復旧対策としましては、被災した指定等文化財の修理などに対する補助金の支出などを書き込んでおります。

今後、地域計画に基づく支援をできるようカルテの整備や補助の仕組みを整えていく考えでございますが、文化財の防災対策としましては、所有者や地域の皆様の日常的な管理や見守りが大変重要となりますので、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14番中村敬治君

再質問になりますが、ただいまの答弁を聞いておりますと、今後消防署との連携が大変重要となってくるのではないかと思います。

具体的に今後どのように進められるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

谷口教育部長。

#### ○谷口教育部長

今後の消防署との連携について答弁申し上げます。

有事の際には人命救助が最優先でありますけれども、どこにどのような文化財が設置・所有されているのかを情報共有しておくことへの備えも必要なことだと考えております。先ほど申し上げましたように、所有者等の同意が得られました文化財カルテを消防署と共有することで、万が一の際の備えとしたいと考えております。また、所有者等が防火設備等の設置を計画される場合には、消防署にも技術的な指導を仰ぎ、文化財防火デーに係る防火訓練では、引き続き消防署と連携を図っ

てまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14番中村敬治君

続きまして、バリアフリー施設についてでございます。

地域づくり活動センターや宇和小森会館、宇和ふれあいセンターのバリアフリー化についてでございます。

この4月から各地の公民館は地域づくり活動センターとなり、宇和小森会館、宇和ふれあいセンターとともに、ますます地域にとって開かれた施設となってきました。

また、これらの活動センターは、災害発生時には指定避難所としても使われ、警報が発令されたときには一時的な避難所としても利用される施設がほとんどではないかと思っております。これらの施設ではバリアフリー化が整っていない箇所が多く見受けられ、社会的な弱者に対し望ましい環境となっていないと思っております。

先月12日には私の地元の小学校体育館と石城地域づくり活動センターで文化祭が催されたところです。センター2階の大ホールでは芸能発表会がありました。玄関の出入りから2階への上り下りに高齢者の方は大変難渋されておりました。

平成18年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行され、その後一部改正する法律、改正バリアフリー法が令和3年4月1日より全面施行されています。平常時はもちろん、災害発生時にも、障がい者や高齢者が集まる施設には、スロープや手すり、自動ドア、障がい者用トイレ、エレベーターの設置によるバリアフリー化が望まれています。

まず、これらの建物の構造や階数別の件数についてお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

それでは私からは、地域づくり活動センターについてお答えをいたします。

市内27の地域づくり活動センターのうち、二木

生地域づくり活動センターと周木地域づくり活動センターは同じ建物を使用していることから全体の施設数は26となります。また、三瓶地域づくり活動センターにおいては、三瓶文化会館内に設置をいたしておりますので、その施設を含めて26としてお答えいたします。

まず、建物の構造の内訳については、鉄筋コンクリート造が22施設、木造が3施設、鉄骨と木造の混構造が1施設となっています。

次に、建物の階数については、1階建てが5施設、2階建てが17施設、3階建て以上が4施設となっています。3階建て以上の施設には、宇和、高山・宮野浦、野村、三瓶地域づくり活動センターが該当します。

なお、旧下泊小学校を活用しています下泊地域づくり活動センターは、1階部分のみをセンターとして利用しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

宇和小森会館、宇和ふれあいセンターに関しましては私から御答弁させていただきます。

建物の構造や階数についてでございますが、宇和小森会館は鉄骨造2階建て、宇和ふれあいセンターは木造2階建てでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14 番中村敬治君

次に、玄関スロープの設置状況についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

玄関スロープの設置状況について、地域づくり活動センターからお答えいたします。

玄関の進入口にスロープを設置して段差のない施設は22施設ございます。設置されていない施設は、田之浜、石城、田之筋、二木生地区地域づくり活動センターでございます。このうち二木生地域づ

くり活動センターにおきましては、施設移転を計画しておりますので、施設移転後には、バリアフリーに配慮した施設整備を行います。また、田之浜地域づくり活動センターについては、施設の2階部分をセンターとして使用している構造のため、スロープの設置が困難となっている状況でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

宇和小森会館、宇和ふれあいセンターにおける玄関スロープの設置状況についてお答えさせていただきます。

両施設とも玄関の出入口については、スロープの設置についてはない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

中村敬治君。

#### ○14 番中村敬治君

続きまして、エレベーターの設置状況についてお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

エレベーターの設置状況についてお答えいたします。

エレベーターを設置していますセンターは、俵津、高山・宮野浦、宇和、野村、三瓶地域づくり活動センターの5施設でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○宇都宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

宇和小森会館、宇和ふれあいセンターにおけるエレベーターの設置状況についてお答えをさせていただきます。

両施設ともエレベーターの設置はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

地域の高齢者や障がい者の方々が安全・安心な施設として利用してもらうことが大変重要ではないかと思っております。

バリアフリー化が進まない理由はどうか、限られた財源の中で多額の経費を要するものもあります。また、建物の構造上の問題もあるかと思いますが、今後の整備方針についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

設置が進んでない理由と今後の方針についてお答えいたします。

まず、トイレの洋式化につきましては、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして整備を進めた経緯がございます。全体的に設置が進んでおります。一方、手すりやスロープについては、施設によっては設置が困難な場所もあり、対応できていない施設もございます。エレベーターの設置につきましては、利用者のニーズはあるかとも思われますが、施設の構造上の問題や1基当たりの年間維持管理費が約80万円かかるため、費用対効果等を考慮し、これまで設置には至ってない経緯がございます。

地域づくり活動センターにおいては、多くの市民の方が御利用いただく施設であり、バリアフリー化を含めて施設の利便性の向上や長寿命化について計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

一井生活福祉部長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

宇和小森会館、宇和ふれあいセンターにおけるバリアフリー化の今後の方針についてお答えをさせていただきます。

まず、隣保館である両施設の設置目的でございますけれども、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニ

ティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととございます。

宇和ふれあいセンターでは、11団体が約280回の講座、宇和小森会館では10団体が約270回の講座を開催いたしております。このほか、一般利用や貸館もあることから、誰もが利用しやすい環境を整えることが必要と考えます。

今後の方針といたしましては、公共施設マネジメントの方向性や考え方を踏まえながら、施設利用者団体等の御意見をお聞きし、手すりやスロープの設置など、バリアフリー化を計画的に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

再質問いたしますが、多くの高齢者が利用する施設でもあります。これまでも改善要望があったと思うのが自然であります。その結果、全体的に見ると徐々にバリアフリー化が進んでいると思います。利便性の向上とともに、特に事故防止の観点からも工事費等が少額で済み、すぐにでも対応可能と思われるトイレや玄関に手すりやスロープの設置を優先的に取り組んでもらいたいのですが、その点について重ねてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えいたします。

地域づくり活動センターは、議員がおっしゃられるように、大野ヶ原地域づくり活動センターを除いた25のセンターが市の指定避難所として位置づけられております。災害等の発生が想定される際には、避難所が開設された後に、高齢者等の事前避難準備が勧告をされ、まずは、高齢者等が指定避難所に避難されることとなります。そのため、地域づくり活動センターにおきましては、利用者にとって安心・安全な施設であるために、施設のバリアフリー化は必要であると認識をしております。

施設の立地状況や設備の状況にもよりますが、

現場の状況等を再度調査し、地域や施設利用者団体等の御意見もお聞きした上で計画的に玄関スロープや手すり等のバリアフリー化の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

一井生活福祉部長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

宇和小森会館、宇和ふれあいセンターにおける施設のバリアフリー化についてでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、公共施設マネジメントの方向性や考え方を踏まえながら、改めて施設の確認を行うとともに、利用者の御意見もお聞きしながらトイレや玄関に手すりやスロープを設置し、バリアフリー化を計画的に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

バリアフリー化について、今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

次に、ため池の防災対策についてであります。

平成30年の西日本豪雨災害では、梅雨前線や線状降水帯の影響で記録的な降水量となり、西予市でも尊い人命が失われ、市民の財産や生活にも甚大な被害が発生しました。また、農地や農業用施設にも多大な被害が発生したところであります。

この災害を受け、国は平成30年11月に防災重点ため池の選定基準を見直し、公表しました。これを踏まえて、愛媛県では防災重点ため池の再選定を行っております。

西予市内の防災重点ため池数と、このうち防災工事の必要なため池数はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

現在、西予市には農業用ため池が287池あり、そのうち防災重点農業用ため池の数は179池でござ

います。

防災重点農業用ため池とは、ため池の下流域に家屋や公共施設等があり、ため池の決壊等により家屋などが浸水するおそれがあるため池について、防災上重要なため池として県が指定しております。

その179の防災重点農業用ため池のうち、51のため池について防災対策が必要なため池となっており、そのうち45のため池について改修工事が必要なため池となっております。また、ため池の受益がなくなったため池においては、廃止工事が必要なため池もあり、6池は廃止工事が必要となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

再質問いたしますが、現在、改修工事や廃止工事を行っているため池はあるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

宇和町岩木地区の地中池においてため池改修工事を行っているところでございます。また、野村町太田地区の大田池においては廃止工事を実施中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

続きまして、農家の費用負担と周知についてであります。

防災重点ため池のうち、現在老朽化により改修工事が必要なため池が45カ所あるとのことでした。ため池の決壊による下流域の住民の生命や財産への多大な被害を考えると早急な対策が求められるところであります。

ため池を実態管理している農家と事業の費用負担を含め種々の合意形成が不可欠となりますが、現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

防災重点農業用ため池緊急整備事業において、防災重点ため池改修工事等を行う場合の負担割合は、国が 55%、県 29%、市 13%、地元負担率は事業費の 3%となっております。防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、その有効期間である令和 12 年までの間は、県補助金を 4% 上乘せられるため、地元負担率から差引き 3% としているところでございます。

また、防災重点農業用ため池のため池廃止事業については、農業水路等長寿命化防災・減災事業の国庫補助金の充当率が 100% のため、地元負担金はなしとなっているところでございます。

地元への周知方法としては、防災重点農業用ため池の日常点検及び地震時等の緊急点検、要改修ため池設定及び改修計画などにつきましては、年 1 回農業用ため池管理者研修会を開催し全てのため池管理者に対して説明を行っているところでございます。例年 6 月頃に 2 会場に分けて、県・市・ため池サポートセンターの職員から説明し、参加ができなかったため池管理者については、研修会資料を送付し、周知を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

次に、ため池の整備状況と今後の整備方針についてであります。

地球温暖化の影響もあり、近年は激甚な自然災害が普遍化してきております。住民の安全・安心を確保するため、防災重点ため池整備工事の速やかな完成が求められております。

ため池の整備状況と今後の整備方針についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

整備状況と今後の整備方針についてお答えいた

します。

令和 3 年度からのため池改修事業の状況としては、団体営の、市営でございすが、緊急自然防止対策事業による日ノ浦池改修工事を令和 3 年度に実施しております。また、県営の防災重点農業用ため池緊急整備事業による地中池改修工事を令和 5 年から令和 8 年の計画で実施中でございます。

ため池廃止事業の状況としては、団体営において、県単独土地改良事業で郷ノ上池ため池廃止工事を令和 2 年度に実施しております。また、農業水路等長寿命化防災・減災事業で谷ヶ内下池ため池廃止工事を令和 4 年度に実施しており、現在は大田池ため池廃止工事を実施中であります。

今後の農業用ため池整備方針については、要改修ため池の実施スケジュールに基づき、地元ため池管理者と調整を図りながら行っていきたいのですが、ため池改修工事は、多額の事業費と計画から実施まで 5 年近くの長い期間を要するため、地元負担金及び改修時の作付けの調整、それから市の財政状況を考慮しながら慎重に進めていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○宇都宮副議長**

中村敬治君。

**○14 番中村敬治君**

令和 2 年 6 月に公布されました防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法の有効期限が令和 12 年までの 10 年間となっております。市内には改修工事が必要なため池は 45 カ所もあるとの答弁でありました。到底令和 12 年までに完了が見込めないと思いますので、特別措置法の期間延伸を国へ要望することが大変重要となっております。

また、地元農家の費用負担は、先ほど 3% とお聞きしましたが、さらなる負担軽減にも努めていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○宇都宮副議長**

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12 月 6 日は午前 9 時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時18分

第 4 日

12 月 6 日 (水曜日)

令和5年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

- |              |            |           |         |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年12月 6日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦   |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場    | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議       | 令和5年12月 6日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
|              | 午前 9時00分   | 総 務 課 長   | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会       | 令和5年12月 6日 | 財 政 課 長   | 安 岡 克 敏 |
|              | 午前10時42分   | 監 査 委 員   | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- |      |         |                       |         |         |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番  | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番  | 宇都宮 久見子 |                       | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番  | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程            |         | 別紙のとおり  |
| 4 番  | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    |         | 別紙のとおり  |
| 5 番  | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過          |         | 別紙のとおり  |
| 6 番  | 中 村 一 雅 |                       |         |         |
| 7 番  | 河 野 清 一 |                       |         |         |
| 8 番  | 佐 藤 恒 夫 |                       |         |         |
| 9 番  | 山 本 英 明 |                       |         |         |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 |                       |         |         |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 |                       |         |         |
| 12 番 | 源 正 樹   |                       |         |         |
| 13 番 | 井 関 陽 一 |                       |         |         |
| 14 番 | 中 村 敬 治 |                       |         |         |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 |                       |         |         |
| 16 番 | 兵 頭 学   |                       |         |         |
| 17 番 | 森 川 一 義 |                       |         |         |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 |                       |         |         |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 市 長               | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長             | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長             | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長           | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長            | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長           | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長           | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長            | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者         | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長           | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長           | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長         | 池 田 いずみ |

議 事 日 程			保険特別会計補正予算(第2号)
1	一般質問		
2	議案第76号	CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について	議案第92号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第77号	西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について	議案第93号 令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
	議案第78号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	3 議案第94号 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について
	議案第79号	西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 議案第95号 林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について
	議案第80号	西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について	5 議案第96号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
	議案第81号	西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について	6 意見書案第3号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について
	議案第82号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第83号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	7 請願第2号 水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書
	議案第84号	西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について	請願第3号 学校給食の無償化を求める請願
	議案第85号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	
	議案第86号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について	
	議案第87号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	
	議案第88号	新たに生じた土地の確認について	
	議案第89号	字の区域を変更することについて	
	議案第90号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)	
	議案第91号	令和5年度西予市国民健康	

本日の会議に付した事件			保険特別会計補正予算(第2号)
1	一般質問		
2	議案第76号 C A T V整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について	議案第92号	令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第77号 西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について	議案第93号	令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
	議案第78号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	3 議案第94号	西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について
	議案第79号 西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 議案第95号	林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について
	議案第80号 西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について	5 議案第96号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
	議案第81号 西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について	6 意見書案第3号	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について
	議案第82号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	7 請願第2号	水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書
	議案第83号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	請願第3号	学校給食の無償化を求める請願
	議案第84号 西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について		
	議案第85号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について		
	議案第86号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について		
	議案第87号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について		
	議案第88号 新たに生じた土地の確認について		
	議案第89号 字の区域を変更することについて		
	議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)		
	議案第91号 令和5年度西予市国民健康		

開会 午前9時00分

**○河野議長**

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

一井福祉事務所長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

昨日の酒井宇之吉議員の一般質問における介護報酬に関する答弁の中で、西予市介護保険事業計画等策定委員会において、「令和6年度から令和9年度」における介護保険料等の審議、検討を行っていただいていると答弁いたしました。正しくは「令和6年度から令和8年度」の介護保険料でありますので訂正させていただきます。

**○河野議長**

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○河野議長**

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

おはようございます。

本日はたくさんの傍聴ありがとうございます。

議席番号1番日本共産党和気数男、議長の許可がおりましたので、通告をしておる2つの項目について質問いたします。よろしくお願ひします。

まず最初に、公立病院医療提供体制確保支援事業について、現在までの経過についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

浅野医療介護部長。

**○浅野医療介護部長**

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、3施設の経営形態及び市民病院への二次救急の集約につきまして、これまで3施設の職員で構成する3施設合同検討会で7月から9月までの間で協議してまいりました。

検討会からは、3施設の経営形態については、指定管理者制度の代替案として地方公営企業法全部適用としたいこと。3施設が連携を強化し、経営改革に取り組むこと。二次救急の集約につきましては、令和6年4月の開始を目標として、休日・夜間の二次救急を西予市民病院へ集約すること。医療従事者の配置等の問題をクリアしながら、最善の運用方法を今後も引き続き検討することという方針が出されました。

一方で、地域医療振興協会からは、3施設の経営分析等を行っていただき、10月に3施設の安定的な経営方法に関する中間報告がなされました。その内容につきまして、現在も協会と協議を重ねているところでございます。

このような状況から、当初計画しておりました両市立病院とつくし苑を指定管理者に運営を行わせることができるようにするための設置等に関する条例の一部改正につきましては、12月議会で条例改正を行う計画でしたけども、今議会での条例改正は見送らせていただき、3月議会以降に条例改正の議案を上程させていただくことにさせていただきます。

以上、現在までの経過報告について答弁させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

経過の中で、3施設の検討委員会において、3施設が連携を強化して経営改善に取り組むこと。二次救急は令和6年4月の開始を目標として、休日・夜間の二次救急を西予市民病院へ集約すること。医療従事者の配置などの問題もクリアしながら、最善の運用方法を今後も引き続き検討するという一歩前進した方針が出されました。

しかし一方では、地域医療振興協会からの協議を重ねての中間報告はできていないということで、12月に予定しておりました指定管理者に関する

議案の上程は見送るという結果だったと思います。

振興協会との間では、西予市と意見の相違があるため、中間報告に至らなかったということでございます。

この前の医療従事者との意見交換会で、意見の相違があるのなら、どの部分が相違があるのかを明らかにしてみんなで考えたほうが解決が早いのではないかの意見がありました。

私はなるほどなど、大胆な発想だなど共感しました。市はこの問題はできるだけオープンにして進めると公表されております。いかがでしょうか。医療従事者などの専門家の意見も聞きながら意見の相違についての前進を協議を行うことも一つの方策ではなからうかと思えます。お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

浅野医療介護部長。

#### ○浅野医療介護部長

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

検討段階で、それぞれの専門の方々のお意見を聞かさせてもらったという御質問だったと思えます。

市といたしましても、ある段階まで来ましたら、検討委員会も含めて、それぞれの関係者で構成する検討委員会にも報告、御意見をいくような形で考えております。まずもっては、その前段としまして、現在、中間報告として提案を受けたものにつきまして、鋭意その内容につきまして、今、分析・協議をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

それでは、次の質問、4項目の支援事業を受けて協会との協議を進められておろうと思えます。その支援事業の中身についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

浅野医療介護部長。

#### ○浅野医療介護部長

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

ます。

公立病院医療提供体制確保支援事業の地域医療振興協会からの支援状況につきましては、現在、協会でも分析を行いながら、並行して協議を重ねているところでございます。

今後、協議が整いましたら、速やかに職員や西予市地域医療対策検討委員会、議員の皆様からその内容に対する意見を聞きながら、最終的な3施設の経営形態を判断していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

4項目なんですが、これはそれぞれ3施設の診療経営改革支援の実施計画、2病院の経営強化プランの作成、それから西予市民の二次救急集約に向けた提案のこの3点とあと指定管理への移行についてというようなことだったと思うんですが、それぞれの中身についての分かっている時点での報告をお願いしたいんですがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

浅野医療介護部長。

#### ○浅野医療介護部長

ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

今、質問いただきました4項目につきましては、それぞれが関連する、リンクしている項目内容でございまして、繰り返しになりますけれども、現在協会と分析を図りながら、4項目並行して協議を行っている状況ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

再質問でございますが、その中身についての説明がないので、この項目の表題だけから判断して質問するわけですが、この3施設の診療経営改革支援の実施計画、それから2病院の経営強化プランの作成、西予市民の二次救急集約に向けた提案ですね。この3つがあれば、私は相当な経営

改善ができると思うんです。ですから、私は、指定管理への支援は要らないと思うんですがどうでしょうか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

管家市長。

〔管家市長登壇〕

**○管家市長**

ただいま和気議員が言われた、3項目ができればそれで経営が改善できるんじゃないかろうかということでございます。

経営の改善に向かっては、今までも言っておりましたように、収支の関係もございまして、そして人的な問題もありますし、そこで働く環境等もございまして。

そして先ほどの3つについては、部長が言いますようにそれぞれリンクをしているものでありまして、それを総合的に分析していただいた中で、こういう形態がいいのではなかろうかというものが出てくると私は思っておりますし、そういう進め方をしないといけないと、そのように思っているところであります。

でありますので、先ほど部長が申しましたように、相互に関係しておりますので、今、その中の一つがこうであってこうであるというような、ちょっと説明はできない状況であることを御了解いただきたいと思います。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

恐らく全部まとまったら御報告があらうかと思いますが、一つよろしくお願いをいたします。

次の質問です。

この医療改革については、医師・看護師などの理解を得ながら進めていくと総務省からのガイドラインが出ております。医師・看護師などの理解を得ながら進めているかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

浅野医療介護部長。

**○浅野医療介護部長**

ただいまの医師・看護師などの理解をどのように得て進めているかの御質問についてお答えさせていただきます。

これまで医師・看護師をはじめとする職員とは、3施設の職員で構成する3施設合同検討会や自治労連西予市職員労働組合と協議、団体交渉を重ねてまいりました。

現時点におきましては、公立病院医療提供体制確保支援事業についての中間報告は職員に対して行えておらず、事業への十分な理解を得られている状況ではございませんが、病院の経営状況や医療従事者の確保等、3施設を取り巻く環境は厳しい状況を理解し、病院で自主的に病院の未来を考える会が組織され、意見交換が行われております。このような動きから改革の必要性に理解が進んできたことを認識しております。

市としましては、早期に方向性を示し、職員に丁寧な説明と協議を重ね、市と職員が一体となって改革を進めるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

事業への十分な理解を得られている状況ではないの答弁がありました。これも中間報告がないので、いろんなところでそこでとまっておるんですね。そのことが十分な説明もできないし、十分な報告ができないというようなことになろうかと思えます。

先ほども申しました意見交換会では、検討委員会で聞いてもなかなか答えてくれないことが多い。このような状況なので先が見えない。この問題は2月からなので、しかもいつ解決するかも分からないので非常に疲れたと。モチベーションが下がるなどの声をたくさん聞きました。

このような声に対してどう思われますか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

浅野医療介護部長。

**○浅野医療介護部長**

ただいまの質問にお答えさせてもらいたいと思

います。

当然職員の皆様に対しましては、いろんな面で不安を与えてしまっているのは現状かもしれません。その中で、先ほど言われました中間報告につきましても、できましたら今月中に報告の機会をさせてもらったらと思っているところでございます。また、その中で、医療介護部局の職員もそうですけども、それぞれ不安な面につきましてはいろいろと意見交換を行ったり、いろんなヒアリング等々も行わせていただきまして、職員、また、医療従事者の不安を払拭できるよう今後努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

今月中に中間報告があると答弁がありました。

私もこの質問をするに当たって、なかなか進まんのです。それは議会の検討委員会もなかなか前に進みにくいと思うんですよね。ですから、早くやるべきことはやっていくということをお願いしたいと思います。

次に、4番目病院の経営状況について、現時点での中途退職者が出ておると聞いております。その原因と対策についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

浅野医療介護部長。

#### ○浅野医療介護部長

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

市として、中途退職者の退職理由につきましては、各施設において、所属部門長や事務長が可能な範囲で確認しているところでございます。その中で、市でこれまで退職した職員、退職を考えている職員の理由として把握しているのは、公務員の身分を継続したいとの理由により退職した職員の割合は少なく、体調不良や精神面での不調で休職していた職員、またスキルアップ、家庭の事情などで退職した割合のほうが多くを占めている状況となっております。

退職者への対応といたしましては、医療介護部の職員で面談を行わせていただきまして、退職理

由が指定管理や市に対する不満の場合には慰留に努めているところでございます。

一方で、退職理由が精神面での不調やスキルアップ等を理由とした退職のほうが多いことから、職員が働きやすい職場環境の構築とスキルアップのための職員研修の充実を図る必要があります。今回の病院改革で対応を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

再質問でございますが、退職理由が指定管理や市に対する不満の場合は、慰留を試みているの回答がありました。

その結果どうですかね、思いとどまってもらった方がおられるのでしょうか。それと、私の聞いた範囲では、退職理由、指定管理の話がきっかけで決断をしたと。また、いつまでもごたごたした状態が続いていることに嫌気が差したなどの声が聞こえております。また、公立病院への転職なら、今の公務員制度、退職金制度などがそのまま引き継がれるので決断しやすいなどの声をたくさん聞いております。

指定管理の問題が起きてから大量の退職者が増えたのは確かですし、指定管理制度に移行すると決まったら、まだまだ退職者は増えるだろうとはみんなの予想するところですし、私もそう思っております。今後もこの方針を継続するのなら、診療に深刻な影響、現在も影響が来ていると思うんですが、来すのではないかと思っております。

以上、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

浅野医療介護部長。

#### ○浅野医療介護部長

ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、退職理由が指定管理や市に対する不満の場合には慰留に努めているということで、それだ思いとどまった方はおられるのかということでございますけれども、残念ながら私どもに退職の意向があった場合には、退職の意思を固められとる

方、また次の就職先を決められとる方が多ございます。ゆえに、そこでその気持ちを翻すというのはなかなか厳しい状況が現実でございます。

ただし、初期の段階で例えば、所属長であったりとかその部門の部門長等にお声があった場合には、私どもへなるべく早く耳に入れていただきまして、その時点で不満等々を聞かせていただきまして、慰留に努めたいと、なるべく早く手を打って慰留に努めるような形にさせていただきたいと思っておるところでございます。

また、現在、いろんな意味で情報等々も含めてごたごたとするということで、市の姿勢につきましても御批判を受けてるところは確かでございます。先ほど言われたようにその一番の理由としましては、やはり情報がおりてないということに不満があるように聞いておりますので、先ほど申しましたとおり、今現在報告準備を進めております中間報告等々もしつかりと御報告させていただきまして、議員を含めて、職員の方々、医療従事者の方に情報を流していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○河野議長

和気数男君。

### ○1番和気数男君

なかなか大変な仕事だろうと思いますが、ひとつ努力をして、早く道筋をつけてもらったらと思っております。

次の質問でございます。

病院の評価について、市として、現在2つある病院についてどのような評価をしているのかお伺いをいたします。

これは、8月に行われた西予市の医療を考える講演会において、講師から西予市立病院の評価として、市民病院の経営は、医師不足がうかがわれやや厳しいが、総合診療をされ良い先生がいていい病院だ。経営改善策もたくさんある。野村病院は山間地にあるが、スタッフの少ない中、相当の激務であることがうかがえます。かなり厳しい中、健闘されておる。比較的安定しており、両病院とも地域の病院として、医療スタッフも少ない中、両病院とも比較的安定した経営ができており、西予市の持ち出し分は多くないと話されております。

そのような中、このような努力途中のこれを投

げ捨てて、指定管理者制度という民間丸投げを行うのは、市として責任放棄ではないか。市長の見解を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

## ○管家市長

2つの病院の評価について私の考えを述べさせていただきます。

2施設とも新型コロナウイルス感染症の対応という厳しい状況の中で医師をはじめ、職員の皆様の努力によりまして、公立病院としての責務を全うしていただいていると思っております。

西予市民病院では、病院の経営改革に関する協議を重ねていただいております。ベッドコントロールや経費削減に取り組み、経営の改善の兆しというのが少し見え始めたところでありますが、昨年度の3月補正予算に続き、今回の12月補正予算でも計上させていただいております補正をしなければいけない状況でございます。社会情勢による影響もありますが、想像以上に市からの繰り出しを行わなければ経営ができない状況になってきていることから、将来的な病院の運営については非常に危機感を持っているところであります。

野村病院におきましては、もう既に御承知のように、外科系の医師は病院長の整形外科1名で、この状況で二次救急を今やっております。そしてその当番の対応で、内科の先生で可能な限り対応はさせていただいておりますが、他の病院へ搬送することが二次救急の中でも行われることが多い状況でございます。

経営面におきましては、比較的安定しているかもしれませんが、これは、国の助成、交付金等も活用しながら経営をしていただいております。今後、野村・城川地区におきましては人口減少が急速に進むという予想の中で、現時点で経営はできていたとしても、近い将来、患者数の減少は確実に訪れることから、経営が安定しているうちに、やはり将来を見越した改革を行わなければ、いざ経営が苦しくなったときには対応できないと、そのように想定をしております。

2つの病院ともこのままでは近い将来維持できなくなる可能性という危機感を感じているとこ

あります。新型コロナウイルス感染症など医療現場では厳しい環境が続いている中で、限られた医療資源を最大限有効に活用するための改革に取り組むことこそ、将来にわたって医療福祉を守る手段であると思っております。

議員が言われた研修会で講師の方が言われた民間への丸投げで市が責任放棄をしているということにつきましては、現状の状況だけを考えるのではなくて、先ほども言いましたけれども、西予市の状況を見据えて先を見越した医療福祉を考えなければいけない。市民が安心して医療福祉を受けられる環境を提供する、それが市の責任であると考えておりますので、この改革につきましては、その歩みというものを緩めるわけにはいかないと、そのように思っているところであります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

今の答弁ですが、現在、野村病院は50人の入院患者がおられるそうです。よく聞いてみると、宇和の市立病院よりも入院数が多いときがあったというようなことも聞いております。今は比較的安定しているかもしれませんが、将来の患者の減少が確実に訪れるから、今のうちから改革をの答弁でありました。

私は、今必要としている、主に野村・城川の患者さん、それから入院されている患者さん、このような人たちの医療への要望をしっかりと受け止めることが必要だと思います。いずれ改革ということで何らかの措置がとられると思いますが、今、野村病院で医療を必要としておられる方の要望を損なうことなく行ってもらうようお願いいたします。

次なんですけども、3施設の検討委員会において、全適の代替案が出されたのですが、私もこの案に賛成です。

この代替案は、多くの自治体病院で行っている経営で、私の賛成理由として5点ほど述べさせていただきます。

この全適は、病院事業を総括的に管理する管理者の設置により経営責任が明確になると。それから事業管理者には、組織の運営や体制の構築に関

する権限があるために医療政策や診療報酬改定などに迅速に対応することができること。病院事業の業績に応じた待遇改善ができるため、職員一人ひとりの経営意識が高まり、効率的で生産性の高い医療を実現しやすい環境となること。4番目として、医療・介護人材不足の時代に200人以上の職員を一斉に解雇する指定管理制度はとてリスクある選択です。全適では、公務員の身分は変わらないため、落ちついて業務に専念できます。それから5番目、全適であれば、議会のチェックを受け、管理者が議会に出席し、いろんな質疑に答えることができます。また、行政としての福祉や医療などと一体になったまちづくりが可能です。

このような理由で、全適を私は進めてもらいたいと思います。この全適の狙いは、やっぱり病院経営に民間の経営手段を取り入れることによって、収益の向上、経費削減を図るところというふうに記されている文書もありました。実際はなかなか大変だと思いますが、やっぱりお医者さん、医療従事者の主体的な意識を大切にして経営をしていく、そのためにはこの制度が最適ではなかろうかと思っております。

以上、病院関係についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、認定こども園の移行について、令和3年度に私はこのことについても質問したんじゃないかなろうかと思っておるんですけども、令和4年度に開催された地域説明会、保護者説明会以降の進捗状況についてお伺いをいたします。

まず1番目として、いろんな意見を持っておられた保護者がたくさんおられたと思います。保護者の理解は進んだのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

保護者の理解は進んだのかについてお答えをさせていただきます。

野村幼稚園と野村保育所の統合による幼保連携型認定こども園につきましては、令和4年第4回定例会でも答弁いたしましたとおり、理解は進んでいると認識いたしております。

説明会以降でございますが、幼稚園と保育所の

保育士で構成する統合に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、保護者や地域の皆様の身近な現場で働く幼稚園教諭や保育士に寄せられた保護者からの質問や要望等をできる限り、対応、解決できるよう協議、検討を重ねるとともに、保護者や地域の代表をはじめ、有識者等、外部からの御意見を取り入れるための西予市幼保連携型認定こども園移行委員会を7月に設置し、幼保連携型認定こども園の運営方針や教育保育方針、目指す子ども像などに対し御意見を賜っているところでございます。

今後は、皆様からいただいた御意見をもとに、現段階での認定こども園の運営方針などについて保護者説明会を開催し、令和7年4月の開園に向けて、御理解、御協力いただけるよう準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

保護者の理解は進んでおるとのことでの答弁でございました。

続きまして、スクールバスの問題がかなり出たと思うんですが、この代替案についてお問い合わせいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

スクールバスの代替案についてお答えをいたします。

まず、スクールバスの廃止につきましては、令和4年第4回定例会で答弁したとおりでございます。

廃止に当たりましては、保護者の方からスクールバス廃止に伴う代替について要望がございましたが、昨年7月にスクールバス利用地区である横林・中筋地区、溪筋地区の未就学世帯を対象に、生活交通バスの活用、小学生スクールバスへの乗り合わせ、地域づくり活動センターを中心とした地域支え合いでの取組などについて検討・協議した結果、それぞれに課題があり、スクールバス代替には困難なことから、代替案はないこと、必要

に応じてファミリーサポート事業を御活用いただくよう御説明をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

いろいろな検討をしてもらっておるとい状況でございますが、私は今、小学生が利用しておりますスクールバスですね、これをうまく活用して、これ実際実施するに当たってはいろんな制約やら規則があるかと思いますが、そこら辺も柔軟に空いておる便に乗せてもらおうかとぐらいな体制、気持ちで利用できるような方向に持っていってもらったらなというふうに思っておりますので、ぜひ引き続き御検討をお願いいたします。

次に、移ります。

計画している認定こども園の定員や施設の詳細についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

計画している認定こども園の定員や施設の詳細についてお答えをいたします。

議員御質問の定員につきましては、制度上、認可定員、利用定員がございます。認可定員は、施設の最大の受入能力人数を指し、利用定員は、子どもの数など、施設の運営実態に合わせて設定する定員であります。統合後の認定こども園では、ともに定員は150名を予定しております。

なお、統合初年度の園児数は、直近の出生数や現在の就園状況等を踏まえ110名の入園を見込んでおります。

また、入園児の受入可能年齢については、幼稚園と保育所が一緒になった施設でありますので、ゼロ歳児から5歳児の全年齢が受入可能となります。さらに幼保連携型に移行することから、満3歳以上の全ての子どもに対して、現在の幼稚園と同様に学級を編成して、1日4時間の教育時間を確保し、教育課程に基づく教育を行います。学級は、原則同年齢でクラス編成とし、幼稚園籍・保育園籍の認定区分で分けることなく編成し、職員の配置については、保育教諭資格を有する職員を

配置いたします。

統合後の新しい認定こども園の施設名称につきましては、先ほどの答弁の中で御説明いたしました西予市幼保連携型認定こども園移行委員会の中で取扱いを検討いただくこととしております。

なお、惣川幼稚園につきましては、現状の受入体制を維持したまま分園として運営する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

次の質問に移らせていただきます。

教育や保育の方針、それから行事行動などについて、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

教育や保育の方針、行事についてお答えをいたします。

令和4年第4回定例会で答弁しましたとおり、昨年9月に開催した保護者説明会において、移行後の認定こども園で目指すべき子ども像や新たな教育保育方針に向けた重点目標を示した後、新しい園での1日の流れなどを記載した施設要覧（案）を作成し、御説明させていただいているところでございます。

その後、保護者の皆様や地域の方からの御意見、御要望をもとに検討しながら、現時点で最善と思われるものをまとめ、西予市幼保連携型認定こども園移行委員会に諮り、委員の皆様からの御意見を踏まえた後に、教育保育方針等を記載した施設要覧（案）を完成させ、保護者説明会を開催し御説明させていただく予定でございます。

また、行事については、現在各園で実施しております行事は、統合後もできる限り廃止はせず、参加対象年齢を変更するなど、工夫を重ね継続できるよう調整しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

次の質問でございます。

保育士不足の対策として、賃金水準の引上げなどの処遇改善を行うべきではないか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

保育士不足の対策についてお答えさせていただきます。

保育士の確保、先ほど医療・介護の関係もございましたが、そういった現場における職員の確保というのが非常に困難となっている状況でございます。

保育士につきましては、令和4年第1回定例会でも答弁させていただきましたが、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるための措置として各職種の処遇改善を行っているところでございます。

議員の御質問にございました市の公立保育所、保育園及び幼稚園の職員につきましては、具体的な数字は控えさせていただきますけれども、正規職員は、近隣市町の動向や市内民間施設職員給与との格差などを調査した結果、高い水準にあるということから処遇改善は行っておりません。ただし、会計年度任用職員につきましては、制度上、給料等の水準に一定の上限を設けております。民間に比べ給与水準が低くなっていることから処遇改善を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

正職員は高い数字にあるということですが、それ以外の会計年度任用職員さん、この方たちの処遇改善をぜひ行っていただきたいと思っております。

最後に、質問とはちょっと違うんですけども、こども園への移行で4000万、5000万財政的な余

裕ができたというふうな3年度の答弁であったかと思うんですが、やはりそれを聞いておられる保護者の方は、それが実際にどのように使われるのか、どのように使われたのかということ割と何度も質問があります。現在行っております子育て支援とか、そのほかのことについて行っておる支援策とか、また、今後計画をしておる対策がありましたらお答えいただきたいと思います。

**○河野議長**

これは通告書にありませんが。通告書に載っておりませんので却下します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○1番和気数男君**

却下されました。残念です。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○河野議長**

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時48分）

**○河野議長**

再開いたします。（再開 午前10時05分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程2）

**○河野議長**

日程第2、議案第76号「CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」から議案第93号「令和5年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」までの18件を一括議題といたします。

これより本案18件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第90号は関係各常任委員会へ、議案第76号から議案第79号まで及び議案第82号の5件は総務常任委員会へ、議案第83号、議案第91号及び議案第93号の3件は厚生常任委員会へ、議案第80号、議案第81号、議案第84号から議案第89号まで及び議案第92号の9件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程3）

**○河野議長**

次に、日程第3、議案第94号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

**○宇都宮消防本部消防長**

議案第94号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市消防本部・署新庁舎の建設に合わせて、耐用年数を迎える消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの更新事業を進めてまいりました。両システムにつきましては、令和7年4月1日から新たに管轄する三瓶町をカバーするもので、高機能指令業務と無線の不感地帯減少を実現するものです。

本工事につきまして、去る11月28日に公募型プロポーザルにより請負業者を選定し、株式会社富士通ゼネラル四国支店 支店長小谷廣和氏と工事請負金額3億5200万円で12月4日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○河野議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

中村敬治君。

**○14番中村敬治君**

随意契約となっておりますが、競争入札とならなかった理由について簡単に説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮消防長。

**○宇都宮消防本部消防長**

ただいまの御質問にお答えいたします。

本工事は、最新技術を駆使しながら災害対策を支援でき、震災対応も含めた総合的な消防通信システムの構築を目指し、効果的なシステム導入を目指すため、価格のみによる競争だけではなく、実績に基づく企画力、技術力及び経験等にすぐれた業者に発注することを目的にプロポーザルによる提案型といたしました。

以上でございます。

**○河野議長**

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野議長**

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 94 号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程 4)

**○河野議長**

次に、日程第 4、議案第 95 号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

**○和氣産業部長**

議案第 95 号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、令和元年 8 月 14 日から令和 3 年 2 月 25 日にかけて発生いたしました地すべりによる法面及び路体崩壊等の変異に対し、適切な森林管理を行うための重要な林道として早期復旧を図る必要があることから、令和 3 年第 4 回定例会において議決いただき、請負金額 1 億 9470 万円で山本建設株式会社 代表取締役山本初市氏と契約を締結し、令和 6 年 2 月末の完成に向け工事を進めているところでございます。

このたび工事におきまして、崩壊土砂の撤去後に現地精査を行った結果、現地適応を図るため、掘削土量及び現場吹付法枠工の面積、排水施設工の延長が増となりました。この変更により、工事請負契約金額を 96 万 2000 円増額し 1 億 9566 万

2000 円とする工事変更請負契約を去る令和 5 年 11 月 24 日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○河野議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野議長**

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 95 号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程 5)

**○河野議長**

次に、日程第 5、議案第 96 号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

**○山住総務部長**

議案第 96 号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和 5 年 7 月 20 日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分が令和 6 年 1 月 1 日から施行されることによるものでございます。

改正の内容につきましては、少子化対策の一環といたしまして、子育て世帯の負担を軽減するため、国民健康保険加入世帯に出産予定の被保険者、または出産した被保険者がいる場合は、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものでござ

います。

今回の改正によりまして、出産被保険者の出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4カ月間、また、双子三つ子など多胎妊娠の場合は6カ月間所得割額及び被保険者均等割額を減額するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第96号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程6)

#### ○河野議長

次に、日程第6、意見書案第3号「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

5番加藤美香君。

〔5番加藤美香君登壇〕

#### ○5番加藤美香君

意見書案第3号「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について」意見書の案文を読んで提案理由の説明とさせていただきます。

1979年(昭和54年)国連は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を採択しており、現在、日本を含む189か国が条約締約国となっている。

1999年(平成11年)には、第54回国連総会において、この条約の実効性を高めるために個人通報制度と調査制度を認めた同条約の選択議定書が採択され、2000年(平成12年)に発効している。現在、条約締約国189か国のうち115か国が

批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された女性の権利を侵害され、国内の救済手続を尽くした後、個人または集団が女性差別撤廃委員会に直接通報し、この通報を委員会が審議して見解を出すもので、この見解は法的な拘束力を持つものではないが国際的にも国内的にもその影響は小さくない。そのため、選択議定書の批准により、国際的な人権基準に基づいて、女性の人権侵害の救済と人権保障の強化ができる。

これに対して政府は、「個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している」としつつも、第5次男女共同参画基本計画において「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

3年あまりに及ぶコロナ禍で配偶者等からの暴力の増加と深刻化、また、女性の雇用と所得への影響が浮き彫りになる中、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数2023」でも日本は146か国中125位と低い状況であり、男女平等社会の実現に向けたさらなる取組が急務となっている。選択議定書の批准は、こうした現状を変える大きな一歩になる。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題が早急に解決されるよう環境整備を進め、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の実効性を高めるための選択議定書の早期批准を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月6日。

議員の皆様には、意見書案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

#### ○河野議長

提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

8番佐藤恒夫君。

**○8番佐藤恒夫君**

提案理由の説明によると、選択議定書を批准すると我が国の司法制度や立法政策に問題や実施体制などの課題があるとの説明でありましたが、どのような問題が起こるのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

加藤美香君。

〔5番加藤美香君登壇〕

**○5番加藤美香君**

今の御質問は、国内法の改正や整備がまだできていないということなんですけれども、批准するために法改正をする必要はないということなので、批准するために法改正の必要はない。日本はこの条約に既に批准をしており、それを履行するために選択議定書を批准するのであるというような考えで、こちらはこういう意見書を出しているんですけれども、国はまだその法整備ができてないという、考えが違うところですよ。

暫時休憩をお願いします。

**○河野議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時26分）

**○河野議長**

再開いたします。（再開 午前10時39分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

5番加藤美香君。

〔5番加藤美香君登壇〕

**○5番加藤美香君**

国内法が人権に対して整備されていないので、それを進めていく手段として意見書を提出していただきたいと思います。

以上です。

**○河野議長**

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野議長**

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号は厚生常任委員会へ付託いたします。

（日程7）

**○河野議長**

次に、日程第7、請願第2号「水田活用の直接

支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書」及び請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」の2件を一括議題といたします。

請願2件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信しております請願文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願第3号については総務常任委員会へ、請願第2号については産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、意見書案及び請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月15日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時42分

第 5 日

12 月 15 日 (金曜日)

令和5年第4回西予市議会定例会会議録（第5号）

- |              |            |           |         |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年12月15日 | 野 村 支 所 長 | 大野本 敦   |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場    | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 開 議       | 令和5年12月15日 | 三 瓶 支 所 長 | 藤 井 兼 人 |
|              | 午後 2時00分   | 総 務 課 長   | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 閉 会       | 令和5年12月15日 | 財 政 課 長   | 安 岡 克 敏 |
|              | 午後 4時35分   | 監 査 委 員   | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- |      |         |                       |         |         |
|------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番  | 和 氣 敦 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 片 山 勇 一 |
| 2 番  | 宇都宮 久見子 |                       | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番  | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程            |         | 別紙のとおり  |
| 4 番  | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    |         | 別紙のとおり  |
| 5 番  | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過          |         | 別紙のとおり  |
| 6 番  | 中 村 一 雅 |                       |         |         |
| 7 番  | 河 野 清 一 |                       |         |         |
| 8 番  | 佐 藤 恒 夫 |                       |         |         |
| 9 番  | 山 本 英 明 |                       |         |         |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 |                       |         |         |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 |                       |         |         |
| 12 番 | 源 正 樹   |                       |         |         |
| 13 番 | 井 関 陽 一 |                       |         |         |
| 14 番 | 中 村 敬 治 |                       |         |         |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 |                       |         |         |
| 16 番 | 兵 頭 学   |                       |         |         |
| 17 番 | 森 川 一 義 |                       |         |         |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 |                       |         |         |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 市 長               | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長             | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長             | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長           | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長            | 宇都宮 明 彦 |
| 生活福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長           | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長           | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長            | 浅 野 幸 彦 |
| 会 計 管 理 者         | 岩 本 博 文 |
| 消防本部消防長           | 宇都宮 憲 治 |
| 教 育 部 長           | 谷 口 佳 代 |
| 明 浜 支 所 長         | 池 田 いずみ |

議 事 日 程

- |   |        |                                     |         |   |  |
|---|--------|-------------------------------------|---------|---|--|
| 1 | 議案第76号 | CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について     | 議案第92号  | 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)                                      |  |
|   | 議案第77号 | 西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について               | 議案第93号  | 令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)                                       |  |
|   | 議案第78号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について         | 議案第94号  | 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について                   |  |
|   | 議案第79号 | 西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第95号  | 林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について                                    |  |
|   | 議案第80号 | 西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について      | 議案第96号  | 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について                                  |  |
|   | 議案第81号 | 西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について     | 意見書案第3号 | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について |  |
|   | 議案第82号 | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について           | 請願第2号   | 水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書                              |  |
|   | 議案第83号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について       | 請願第3号   | 学校給食の無償化を求める請願  |  |
|   | 議案第84号 | 西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について          | 2       | 議案第97号  | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について             |
|   | 議案第85号 | 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について          |         | 議案第98号  | 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第86号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について          |         | 議案第99号  | 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第87号 | 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について          |         | 議案第100号   | 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|   | 議案第88号 | 新たに生じた土地の確認について                     |         | 議案第101号   | 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定につ       |
|   | 議案第89号 | 字の区域を変更することについて                     |         |   |  |
|   | 議案第90号 | 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)               |         |   |  |
|   | 議案第91号 | 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第            |         |   |  |

いて

- 3 議案第102号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
  - 4 議案第103号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第10号)
  - 5 議案第104号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
  - 議案第105号 令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
  - 議案第106号 令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
  - 6 議員派遣の件について
- 追加 意見書案第4号 水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書(案)の提出について

- 本日の会議に付した事件
- 1 議案第76号 C A T V整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について
- 議案第77号 西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について
- 議案第78号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第84号 西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について
- 議案第85号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について
- 議案第86号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について
- 議案第87号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について
- 議案第88号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第89号 字の区域を変更することについて
- 議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第91号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第92号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第93号 令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
- 議案第94号 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について
- 議案第95号 林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について
- 議案第96号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 意見書案第3号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について
- 請願第2号 水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書
- 請願第3号 学校給食の無償化を求める請願
- 2 議案第97号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第98号 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第99号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第100号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第101号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いて

- 3 議案第102号 西予市手数料条例の一部を  
改正する条例制定について
  - 4 議案第103号 令和5年度西予市一般会計  
補正予算(第10号)
  - 5 議案第104号 令和5年度西予市国民健康  
保険特別会計補正予算(第  
3号)
  - 議案第105号 令和5年度西予市介護保険  
特別会計補正予算(第2号)
  - 議案第106号 令和5年度西予市簡易水道  
事業会計補正予算(第2号)
  - 6 議員派遣の件について
- 追加 意見書案第4号 水田活用の直接支払交付金  
における制度見直しの中  
止等を求める意見書(案)の  
提出について

開会 午後2時00分

### ○河野議長

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

### ○河野議長

日程第1、議案第76号「CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」から議案第96号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」まで、意見書案第3号「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について」、請願第2号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書」及び請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」の24件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

宇都宮俊文君。

〔宇都宮総務常任委員会委員長登壇〕

### ○宇都宮総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月6日の本会議において当委員会へ付託されました議案8件、請願1件につきましては、7日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案8件は原案のとおり可決決定、また、請願1件は不採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第76号「CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」では、空調機の仕様変更、また、それに伴う附帯工事の追加による変更契約であるが、当初の設計段階で見極めることができなかつたのかとの質疑に対し、現

地調査等も行い設計しているが、工事業者が決定した後、さらに詳細な現地調査を進め、機器の調整、必要性を検討した結果、追加の整備工事を行うこととしている。今後は、設計の段階から業者とも話を進め、追加工事が少なくなるよう努めていきたいとの答弁でありました。

議案第77号「西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について」では、今後整備予定のスポーツ施設を中高生が使用する場合の利用料金についての質疑に対し、条例中減免の規定もうたっているが、学生の利用料金については、市内体育施設の状況を調査し、検討していきたいとの答弁でありました。

次に、議案第78号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」では、10枚分の金額で11枚綴りの回数乗車券を販売していたが、13枚綴りに変更して販売するとの説明があり、委員から見直しを行うこととなった経緯についての質疑に対し、市内温泉利用者より、温泉バスが廃止になったことにより生活交通バスを利用せざるを得なくなり、経済的負担が増えたとの意見があり、回数乗車券の枚数を増やすことによって、利用者の経済的負担軽減と生活交通バスの利用促進につなげるために取り組んだとの答弁でありました。また、回数乗車券の利用割合の質疑に対し、令和5年4月1日から9月30日までの利用者数4,012人のうち1,494人が利用されたとの答弁でありました。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」について、財政課所管分では、西予市民病院事業会計繰出事業の詳細について質疑があり、人事院勧告による職員給与費の増加やリハビリ医療の経費、高度医療の経費に対して支援するものであるとの答弁でありました。

次に、議案第94号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について」では、西予市消防本部署新庁舎の建設に合わせて耐用年数を迎えるシステムの更新を進め、令和7年4月1日から新たに管轄となる三瓶町を含めた西予市全域をカバーし、高機能指令業務と無線の不感地帯減少を実現するものであるとの説明があった。委員からは、新システムの機能と耐用年数の質疑があり、平成30年豪雨災害時における通信指令の対応を大き

く上回るシステムとなっており、気象観測システムも導入し、気象状態を加味した現場活動ができると想定している。また、耐用年数については10年となっているとの答弁でありました。

最後に、請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」については、趣旨、また意見書案ともに、憲法では「義務教育はこれを無償とする」とされているため、学校給食費も無償化すべきとあるが、学校給食法では、食材費について保護者が負担するものと記載されており、現在、要保護及び準要保護の児童生徒、特別支援学校の児童生徒については無償化されている状態であるため、この部分の文脈については賛同できないなどの理由から、賛成なしにより不採択とすることに決定いたしました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和5年12月15日、総務常任委員会委員長宇都宮俊文。以上でございます。

#### ○河野議長

次に、厚生常任委員会委員長加藤美香君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

加藤美香君。

〔加藤厚生常任委員会委員長登壇〕

#### ○加藤厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る12月6日の本会議において当委員会に付託されました議案4件、意見書案1件について、12月7日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

また、意見書案1件につきましても原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の子育て支援課所管分では、放課後児童健全育成事業及び子育て支援センター事業の国の実施要綱改正による基準額改定について質疑があり、現状この改定は毎年行われており補正予算で対応しているとの答弁でありました。

福祉課所管分では、福祉避難所の対象者の定義について質疑があり、今回新たに追加した3施設については、妊産婦及びおおむね6カ月以内の乳児を対象としているとの答弁でありました。また、福祉避難所の数について質疑があり、今回の3施設合わせて20施設となり、内訳としては、障害者支援施設4施設、特別養護老人ホーム7施設、養護老人ホーム2施設、軽費老人ホーム2施設、生活支援ハウス1施設、老人保健施設1施設、児童福祉施設3施設との答弁でありました。

議案第91号「令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」では、出産育児一時金は増額されたが、不足する場合もあると思われるが、そのような実態調査をしているのかとの質疑があり、基本額は48万8000円に上げられたことにより、補助金支給額は50万円になっているが、実態調査まではできていないため、今後はそのような実態も把握した上で精査していきたいとの答弁でありました。

議案第93号「令和5年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」では、一般会計繰入金のうち、高度医療に要する経費について質疑があり、市民病院では、民間病院で賄うことのできないCTやMRI、透析機器の保守料等に充当しているとの答弁でありました。

意見書案第3号「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書（案）」の提出について」国連で採択されているということ、多くの国が賛同していること、令和2年（2020年）に衆議院の内閣委員会において、立憲民主党の質問に対し、当時の橋本聖子男女共同参画担当大臣が、先進国にとって重要な課題であり、しっかりとリーダーシップを持って外務省とともに取り組みたいと答弁していること、これらのことにより、意見書の提出に賛同するという意見がありました。

以上、委員会報告といたします。

令和5年12月15日、厚生常任委員会委員長加藤美香。

#### ○河野議長

次に、産業建設常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

源正樹君。

〔源産業建設常任委員会委員長登壇〕

### ○源産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る 12 月 6 日の本会議において当委員会に付託されました議案 11 件及び請願 1 件について、12 月 8 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 11 件については、お手元に配信のとおり全て原案可決決定いたしました。

また、請願 1 件については、全会一致で原案採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告します。

議案第 84 号「西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について」では、最近の物価高騰の影響を考慮した指定管理委託料の設定は考えているのかとの質疑があり、今年度から指定管理者の経営体制が変更となり役員も交代し、現在業務改革を進め、さらなる売上げ向上を目指しているところである。また、できるだけ自社で生産し、原材料の確保に努める計画であり、来年度の委託料については同額を支出する予定であるとの答弁がありました。

議案第 87 号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」では、指定管理期間を 3 年とした理由について質疑があり、以前は 5 年としていたが、当施設は、令和 4 年 12 月に策定された西予市公共施設等総合管理計画において譲渡協議を行うこととなり、今年度から指定管理者との譲渡等に向けて協議を行っていくため、3 年としたとの答弁でありました。

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」の建設課所管分では、がけ崩れ防災対策事業について、9 月補正から施工延長が増加した理由について質疑があり、9 月補正で追加要望した危険箇所 1 つで詳細設計の結果、新たな崩壊箇所が確認され、延長が 11 メートル増加することになったとの答弁でありました。

経済振興課所管分では、ふるさと納税について、返礼品等の必要経費を差し引いてどの程度の収入となっているのかとの質疑があり、返礼品等の事務経費等を差し引くと 4 割程度の収入になっている

との答弁でありました。

農業水産課所管分では、魚類養殖等共済支援事業補助金の今後の見通しについて質疑があり、ここ数年はコロナ交付金を財源に予算を確保していたが、今後、物価高騰対策でどの程度の予算が確保できるかは不透明な状況である。今後も同規模の予算を要求していくが、財政状況により要求どおりにならないこともありうると考えているとの答弁でありました。

議案第 92 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」では、農業集落排水施設等の維持管理業務委託先について質疑があり、農業集落排水施設については、当初は地元で管理していただいていたが、市に移管されてからは、入札により維持管理委託業者を決定しているとの答弁でありました。

請願第 2 号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書」では、昨年、農林水産省から水田機能を有する農地における主食用米から麦・大豆・飼料作物などの他作物への作物転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、令和 4 年度から 5 年間に一度も水張りを行わない水田は交付金の対象から除外するなどの方針が出されたが、請願内容にあるとおり、見直しを行うことで深刻な影響が生じるなど水田活用の根本が崩れてしまうおそれがあるなどの理由から賛成全員により採択と決しました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和 5 年 12 月 15 日、産業建設常任委員会委員長源正樹。

### ○河野議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

3 番信宮徹也君。

### ○3 番信宮徹也君

厚生常任委員会報告について質問をいたします。

その中の「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書（案）の提出について」報告書では、意見書の提出に賛同する意見があったとありますが、委員による採決はどうだったのか

と、委員会審査の過程でどういう意見が出たのかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

加藤美香君。

〔加藤厚生常任委員会委員長登壇〕

**○加藤厚生常任委員会委員長**

今の質問に対してお答えいたします。

報告書に載せている以外の意見といたしましては、「反対する理由がない」、「批准することによって環境整備が進むので意見書の提出に賛成である」、「女性の地位向上が進むので賛成である」反対意見ではありませんが「情報を集めて精査する時間が欲しい」という意見があり、賛成多数で可決決定いたしました。

以上でございます。

**○河野議長**

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

総務常任委員会報告に対して1点質問させていただきます。

請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」の中の委員長報告では、憲法では義務教育はこれを無償にするという請願の内容があって、現在学校給食法では、食材費について云々という文言があり、その後、この部分の文脈については賛同できないという御報告がありました。この文脈というのは、例えば、先ほど言った憲法では義務教育はこれを無償にするという文脈なのかというのが1点と、憲法と学校給食法という2つの法律が出ておりますけれども、この上位法との関連についての議論は委員会の中であったのかなかったのかお伺いをいたします。

〔「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時24分）

**○河野議長**

再開いたします。（再開 午後2時36分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

宇都宮俊文君。

〔宇都宮総務常任委員会委員長登壇〕

**○宇都宮総務常任委員会委員長**

先ほどの質疑に対して御答弁いたします。

まず義務教育はこれを無償とするこの議論ですが、当然給食費、原材料だけではありません。それに関わる人件費、設備、それもあります。これをまた広くとらえると、義務教育はこれを無償とする。この解釈であれば、例えば文房具、ランドセル、制服、あらゆるものに関わると思われます。そういう考えから全員反対ということで不採択とさせていただきます。

それからもう1点、法規上ではどちらが優位かという議論は行っておりません。当然、憲法が上だということは常識であろうかと思えます。

以上でございます。

**○河野議長**

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野議長**

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、意見書案第3号「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書（案）の提出について」原案に反対者の討論を許可します。

8番佐藤恒夫君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

佐藤恒夫君。

〔8番佐藤恒夫君登壇〕

**○8番佐藤恒夫君**

女子差別撤廃条約議定書の批准問題について反対討論をいたします。

女子差別撤廃条約選択議定書とは、個人や団体が国連女子差別撤廃委員会に訴えることのできる個人通報制度であります。この議定書を批准すれば確実に起こってくる問題があります。

まずは、非嫡出子の相続、夫婦別姓制度が差別であると国が国連女子差別撤廃委員会に訴えられると思います。訴えられると民法改正問題が再び起こり、我が国の家族制度に大きな弊害をもたら

す事態となります。

2つ目、独立した人権擁護委員会設立が必要であると国が委員会に訴えられる可能性があります。監視社会になるとして、国民の中でも反対でありました人権擁護法案が再び浮上することになるかもしれません。

その他の人権条約、例えばですが、児童の権利条約等の議定書を批准する障害がなくなり、全ての人権条約の議定書が批准をされてしまいます。これも例えば申しますと、不法滞在親子の問題、父母とともに生活をする権利侵害として国連に通報をされます。不法滞在者に不法特別許可を与えるのか否かという国家の主権行使の問題が、児童の権利の問題にすり替えられてしまい、国家主権が侵害をされます。

また、最高裁で敗訴しても国連にその事柄について訴えることが可能となるために、我が国の司法制度は軽く見られて司法権の独立を侵すこととなります。

また、我が国の法律や制度を訴える訴訟というのが次々に起こる可能性があります。資本制度や立法政策は、日本の国、国家の根幹に関わる問題であります。

法整備を慎重に行い、個人通報を受け入れる実施体制の課題を解決できるように環境整備を求めることが先だと考えます。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃について、趣旨は十分理解できますが、慎重に判断すべき問題でありますので、選択議定書への早期批准については反対をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

通告はしていませんけれども、賛成の立場で討論をしたいと思いますので許可を願います。

#### ○河野議長

発言を許可いたします。

〔15 番二宮一朗君登壇〕

#### ○15 番二宮一朗君

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を整える意見書（案）提出について」賛成の立場で討論をさせていただきます。

第1の理由といたしましては委員長報告にもありましたように、反対する理由がないというのが第1ではございますけれども、政府の個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連で、問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しているとしつつも、選択議定書については、諸課題の整理を含め早期締結について真剣な検討を進めるという、これは意見書案の中にあるとおりですけれども、国会の中の委員会の答弁、大臣の答弁、関係省庁のお役人さんの答弁を聞いても全く一緒であります。こういうのが何十年も積み重なってきているというのが現実であります。

日本での人権問題については、部落差別が古くからありますけれども解決はしておりません。また、女性に対する差別も働き方や権利が広がったとはいえ、まだ道半ばであります。

今、佐藤議員の反対討論がありましたけれども、私自身としては、今言われたようなことを1日も早く議論をして前へ進めるために、今回の意見書案の提出が必要だと考えております。

年月とグローバル化とともに、新たな人権問題が出てきて、男女平等社会の環境を整えることが求められている中、同性婚や夫婦別姓の議論が進まないのも現実であります。こういった課題を前進させるために、今回の意見書案を政府に提出し、国が人権や差別解消へ法制度を前に進めることが大切というか急務であると考えております。

もう1点、国連についてであります。国連の世界の中での位置づけとして、世界での今戦争や紛争が全くなくならないというよりも、逆に核の使用に対する不安とか、大国間の関係の不安定さというのも感じているところであります。今起こっておりますロシアによるウクライナ侵攻では、ウクライナの平和を求める決議案を141カ国の賛成で国連総会で採択しております。しかし、ロシアはいまだにやめるというふうな方向には向かっておりません。そういうふうなことなど、まだほかにも核兵器の問題とか、国連が採択しても実効性が乏しいという問題はたくさんございます。国連の採択に対し世界が真摯に向き合っていかなければ、SDGsとか地球の未来とか全く厳しいものになると考えます。真の平和と真の人権問題解決に取り組む日本であってほしい、あるべきだ、そ

ういうふうにも考えております。

国連で採択された条約を日本が1日も早く有効にするために、今回の意見書案提出に賛同するものであります。

今ほど反対討論されました佐藤議員をはじめ、各議員の御理解をいただき、賛同をお願いして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

#### ○河野議長

次に、請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」原案に賛成者の発言を許可します。

1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和気数男君。

〔1番和気数男君登壇〕

#### ○1番和気数男君

総務委員会に付託された請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」に賛成の立場で討論に参加いたします。

最初に申し上げておきたいのは、この請願は、財政の厳しい西予市に出されたものではなく、政府及び関係機関に学校給食が無償化することの意見書を提出する請願であります。

学校給食の無償化は、皆さん御承知のように、近年急速に拡大し、2017年には70自治体であったのが、今年の8月時点で500近くになり、現時点では恐らく500を超えておろうかと思っております。今年の4月に行われた統一地方選挙では、与野党全ての政党が給食無償化に言及し、6月には、国も子ども未来戦略方針の中に給食無償化に向けて調査するという事を入れました。社会の波はもう給食無償化という方向で勢いづいています。

この背景には、子どもの貧困増大や物価の高騰と非正規雇用の増大、少子化対策なども相まって広まっております。

学校給食法では、給食については保護者負担とするものということが総務委員会で指摘されておりますが、このことについては、衆議院の質問主意書の答弁で、義務教育諸学校の設置者判断により保護者の負担の軽減を図ることは可能であるとの答弁があります。

給食費については、設置者の判断で保護者の負担軽減が可能との国の判断が示され、多くの自治体が無償化に踏み切っておる状況ではなからうか

と思います。

しかし、財政の厳しい自治体においては、独自の無償化は大変厳しいものがあります。

憲法第26条第2項では、義務教育はこれを無償とするとしてされており、教育の一環である学校給食は、今こそ国の責任で無償化すべきと考えます。

当初、自己負担とされていた教科書が、教科書無償措置法などにより無償化されたように、次は、学校給食が無償化されるべきであります。

それから文脈について、私これ何のことかなと思いつつながら準備もしなかったんですが、今ほど総務委員会から報告がありましたので、このことについても言及したいと思います。

この文脈について、これは、学校給食を無償化するという要求であります。先ほど言いました教科書も無償化をされていない状況が続いて、それで市民の運動により無償化がされました。

それ以上のものは求められておりません。全てが無償化するという請願ではないと思っておりますので、ぜひ皆さんの賛同をもちましてこの請願を可決していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○河野議長

次に、原案に反対者の発言を許可します。

12番源正樹君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

源正樹君。

〔12番源正樹君登壇〕

#### ○12番源正樹君

請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」について、反対討論を行います。

憲法第26条における義務教育の無償化は、授業料及び教科書の無償化に対応するものです。学校給食法第11条及び同法施行令で示されている学校給食の運営に関する負担の原則のとおり、人件費や施設整備、維持管理費については、設置者である市が現在負担しています。

また、請願趣旨及び意見書案の中で、子どもの貧困について触れられていますが、現在も保護及び準要保護の児童生徒、特別支援学校の児童生徒については無償化されています。

また、物価高騰による影響についても価格上昇分について継続的に支援が行われている状況です。

子育て支援の必要性は言うまでもありません。しかしながら、少子高齢化、人口減少が急激に進む中、子育て世代への経済的支援の在り方、国民全体の受益と負担の在り方について幅広い議論が必要であると考えます。

以上の理由により、請願第3号について反対します。議員各位の賛同を心からお願いいたします。

#### ○河野議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案第76号から議案第96号まで、意見書案第3号、請願第2号及び請願第3号までの24件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室確認画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

#### ○河野議長

全員の入室を確認しました。

まず、議案第76号「CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

暫時休憩とします。(休憩 午後2時59分)

#### ○河野議長

再開いたします。(再開 午後3時04分)

賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

#### ○河野議長

御着席ください。

全員賛成で可決となりました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

#### ○河野議長

酒井議員。

#### ○18 番酒井宇之吉君

機械の不備だったら不備で、これから切替えますと、そういうものをちゃんと説明をして、それから議決の方法を決めてください。議決の方法を決めずにやるのは駄目です。

#### ○河野議長

分かりました。

復帰したということですので採決システムを用いて行います。

入室をお願いいたします。

暫時休憩とします。(休憩 午後3時06分)

#### ○河野議長

再開いたします。(再開 午後3時08分)

採決システムが復旧いたしましたので、議案第77号から採決システムを用いて採決を行いたいと思います。

議案第77号「西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第77号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第78号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第78号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第79号「西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第79号は賛成全員によって可決となりま

した。

次に、議案第 80 号「西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 80 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 80 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 81 号「西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 81 号は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 81 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 82 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 82 号は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 82 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 83 号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 83 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 83 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 84 号「西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 84 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 84 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 85 号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 85 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 85 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 86 号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 86 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 86 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 87 号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 87 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 87 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 88 号「新たに生じた土地の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 88 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 88 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 89 号「字の区域を変更することについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 89 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 89 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 90 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 90 号は賛成全員によって可決されました。

次に、議案第 91 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いた

します。

お諮りいたします。

議案第 91 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 91 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 92 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 92 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 92 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 93 号「令和 5 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 93 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 93 号は賛成全員により可決となりました。

次に、議案第 94 号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 94 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 95 号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 95 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 95 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 96 号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 96 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 96 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、意見書案第 3 号「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書（案）の提出について」を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第 3 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

意見書案第 3 号は賛成多数によって可決となりました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、そ

の他の整理は議長に委任することに決しました。

次に、請願第 2 号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書」を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 2 号は原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

請願第 2 号は賛成多数によって採択となりました。

次に、請願第 3 号「学校給食の無償化を求める請願」を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 3 号は原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

請願第 3 号は賛成少数によって不採択となりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 27 分）

#### ○河野議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 40 分）

（日程 2）

#### ○河野議長

次に、日程第 2、議案第 97 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 101 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの 5 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

#### ○山住総務部長

議案第 97 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 98 号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与

等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 99 号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 100 号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 101 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、人勧及び愛媛県人事委員会勧告に伴うもので、民間給与との格差を解消するため、職員の月例給につきまして、若年層に重点を置いて引上げを行うものでございます。

現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じ改正し、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用させるもので、平均改定率は 1.25%となっております。

また、賞与につきましても、民間の支給状況に見合うよう期末手当及び勤勉手当に 0.05 月ずつ均等に配分し、年間 0.1 月分引上げを行うものであります。

今回の改正では、令和 5 年度の 12 月支給割合を期末手当 0.05 月分引上げ 1.25 月分、勤勉手当を 0.05 月分引上げ 1.05 月分とし、期末・勤勉手当の年間支給割合を 4.5 月分としており、令和 6 年度以降におきましては、6 月期と 12 月期に振り分け、年間で期末手当が 2.45 月分、勤勉手当が 2.05 月分としております。

また、市の特別職、議会議員の給与につきましても、国・県の給与改定に準じ、期末手当を年間で 0.1 月分の引上げを行うものであります。

会計年度任用職員の給与につきましても県に準じ、給料につきましては、正職員と同様に令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用させ、期末手当につきましては年間で 0.05 月分の引上げを行います。

さらに、現行の職員給料表の改定に併せまして、任期付職員の給料表につきましても改定を行うものであります。

以上 5 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

## ○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 5 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

## ○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 97 号から議案第 101 号までの 5 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○河野議長

異議なしと認め、議案第 97 号から議案第 101 号までの 5 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

## ○河野議長

討論なしと認めます。

これより議案第 97 号から議案第 101 号までの 5 件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 97 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 97 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

## ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 97 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 98 号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 98 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 98 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 99 号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 99 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 99 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 100 号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 100 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 100 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 101 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 101 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 101 号は賛成全員によって可決となりました。

(日程 3)

#### ○河野議長

次に、日程第 3、議案第 102 号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井生活福祉部長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 102 号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じまして、西予市手数料条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 102 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

異議なしと認め、議案第 102 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野議長

討論なしと認めます。

これより議案第 102 号「西予市手数料条例の一

部を改正する条例制定について」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

議案第 102 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○河野議長

採決を確定いたします。

議案第 102 号は賛成全員によって可決となりました。

(日程 4)

### ○河野議長

次に、日程第 4、議案第 103 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

### ○管家市長

議案第 103 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算案は、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関連する事業費、人事院勧告及び各種手当等の支給実績に基づく人件費等を計上するものであります。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明を申し上げます。

民生費では、物価高騰対応重点支援事業において、令和 5 年 12 月 1 日を基準日とした住民税非課税世帯を対象に、1 世帯につき 7 万円の支給に要する経費として、給付金 4 億 6200 万円に印刷製本費やシステム改修などの事務費 243 万 8000 円を加えた合計 4 億 6443 万 8000 円を計上いたしております。

農林水産業費では、物価高騰対応重点支援事業において、生産資材等の価格が高止まりしている中、畜産農家の経営は逼迫した局面が続いており、飼料購入に関わる経費の一部を支援し、経営安定を図るための補助金 5287 万円を計上しております。

また、愛媛県の事業となります畜産配合飼料価格高騰対策支援事業においては、配合飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の経営を支援するための補助金 1 億 1093 万 3000 円を計上いたしております。配合飼料価格安定制度を利用する畜産農家を対象とし、経営安定化を図るものであります。財源として事業費と同等となる畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費県補助金を充てております。

さらに、漁協関係各種補助事業においては、長引く魚価の低迷、燃油・飼料価格高騰などによる経営難を抱える魚類養殖等漁業者の経営の安定を図るため、養殖事業者を対象に上限 100 万円として、共済掛金の一部を補助する事業費については、一般会計補正予算（第 9 号）において議決いただきましたが、今回、同事業の財源として、国からの交付金を活用するものであります。

商工費では、物価高騰対応重点支援事業において、物価高騰等に直面する生活者や市内事業者の下支えを行い、地域経済の発展及び地域振興を図ることを目的に、プレミアム付き商品券事業を実施するために要する経費として、事業実施主体となる西予市商工会への委託料 9152 万 8000 円を計上するものであります。同商品券については、500 円券 10 枚綴りを 1 冊として、1 冊 5,000 円相当となる商品券を 4,000 円で販売するもので、プレミアム金額は 1,000 円、プレミアム率は 25%となります。利用される皆様が、市内の商品券取扱店舗において直接購入していただき、購入した店舗で使用していただくこととなります。

教育費では、学校給食費庶務事業において、現在もお食材等価格高騰が継続し、今後も高止まりが想定される中、給食運営も厳しさを増す見通しであり、令和 6 年 1 月から 3 月までの 3 カ月分の給食提供に要する経費の一部を支援するための補助金 279 万 3000 円を計上するものであります。同事業については、当初予算において支援策を講じており、今回、追加の支援策として予算を計上するものであります。保護者負担へ転嫁するこ

となく、栄養バランスなどの質及び量の安定的な給食を提供するものであります。

これらの財源につきましては、国・県支出金及び財政調整基金繰入金を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億9338万1000円を増額し、歳入歳出予算の総額を323億3245万5000円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

2番宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

物価高騰対応重点支援事業（商工費）についてお尋ねいたします。

プレミアム付き商品券を発行することですが、現在、西予市内ではキャッシュレス決済還元事業が行われている途中であります。国の進めているキャッシュレスではなく商品券を発行することで、紙ベースにされる理由と、今後このような事業があれば紙ベースで進めていく方針なのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

ただいまの宇都宮久見子議員からの御質問に対してお答えさせていただきます。

久見子議員からもありましたように国の動きとあわせてキャッシュレス化の推進事業を、今、店舗のキャッシュレス導入支援事業とキャッシュレス還元事業を行っております。

現在一部の事業者の方から、キャッシュレス化についてなかなか難しいという意見もあったり、それから、高齢者の方々からやはりスマートフォンを持ってないのでできないというふうな意見もいただいております。

何とか事業を見直してほしいというふうな意見もいただいているところございまして、それとあわせて先般商工会から商品券の事業を行ってほしいという要望もいただいております。今回そのような意見も踏まえて商品券事業に取り組むことといたしました。

また、今後の事業の展開でございますが、この事業を行うにいたしましても事業約1億円ほど予算規模がかかります。国の動向を見ながら交付金等が入りましたらまた事業を行っていきたく思うわけでございますが、今もありました店舗での意見、それから一般の市民の方の意見を聞きながら今後判断していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

今の宇都宮久見子議員と同じ項目ですけれども、商工費の商工業振興費、物価高騰対応重点支援事業のプレミアム商品券についてですけれども、プレミアム率25%ということですが、希望は50%かなと私の中では思ってたんですけど、そこは予算の関係なので仕方がないのですが、全協での説明の中で、実施が3月中旬から6月というふうな期間の設定がございました。ちょうど年度末ということで、卒業シーズン、また就職シーズンということもありますので、でき得れば2月中にスタートできるぐらいなことができないのかなということで質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

なるべく早い期間で行ってほしいわけですが、この事業につきまして商工会への委託といたしております。当然、商工会もこれから店舗等の説明、それから券の発行、印刷、ちょうどこの1月、2月が多分一番商工会としても忙しい時期とも重なりますので、なるべく早くしたいと思いますが、今の計画では、先ほど言われましたように3月中旬から開始したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○河野議長**

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

酒井宇之吉君。

**○18 番酒井宇之吉君**

ただいまの関連質問になるとは思いますが、キャッシュレスの形になりまして、導入された店舗は売上げが非常に上がっているというような報告を私のところには所見しております。

そこで、今回のプレミアム商品券の売出しでございますけれども、キャッシュレス、そういう施設とか、そういうことができない、できにくい小さな店舗、端々の店舗が商品券の扱いをしないところが、手間がかかるというようなことがあって、その人たちをどう還元していくかという方法がないんじゃないかという話がちらっと入っておりますので、これからのいろんなところも、小さな店舗も商品券が扱えるような手法を考えて対応していただきたいなと思っておりますが、この点はどのように配慮していくかお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

ただいまの質問にお答えさせていただきます。商品券事業、なかなか難しいというところもあると思うんですけれども、実際にその店舗で購入していただいて、そこでそこから売った分がその店舗で売上げが出るという、次のこの事業でございます。ちょうど令和4年度も同じような事業をやったわけなんですけれども、なるべく店舗としては、慣れていただいて、何とか市民を引きつけていただくような取組をしてもらったらと思っておりますし、また商工会からもそのような指導をしていただきたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

酒井宇之吉君。

**○18 番酒井宇之吉君**

こういうことをやりますと、キャッシュレスとか商品券とかやりますと、大型店舗のほうに意外と流入して買いやすいもんだからそっちのほうへ

行くんで、そういう形で先ほど言いましたように、対応のできない商店ということのやり方をしっかりとこれからも配慮していただきたいと、こういうことでございます。

**○河野議長**

質問ではないですか。

〔「質問ではありません」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 103 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野議長**

異議なしと認め、議案第 103 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○河野議長**

討論なしと認めます。

これより議案第 103 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

議案第 103 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

**○河野議長**

採決を確定いたします。

議案第 103 号は賛成全員により可決となりました。

（日程 5）

**○河野議長**

次に、日程第 5、議案第 104 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」

から議案第 106 号「令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 3 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 104 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 184 万 1000 円を増額し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を 1 億 3638 万 4000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 105 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 145 万 3000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 63 億 3797 万 4000 円と定めるものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

#### ○三瀬建設部長

議案第 106 号「令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定及び各種手当の支給実績に基づき人件費を増額するものでございます。

これによりまして、既決いただいております収益的収入及び支出にそれぞれ 24 万円を増額し、

収益的収入の総額を 1 億 3053 万 7000 円とし、収益的支出の総額を 1 億 3987 万 5000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、第 3 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 4 条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○河野議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 3 件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 104 号から議案第 106 号までの 3 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

異議なしと認め、議案第 104 号から議案第 106 号までの 3 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野議長

討論なしと認めます。

これより議案第 104 号から議案第 106 号までの 3 件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 104 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 104 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

**○河野議長**

採決を確定いたします。

議案第 104 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 105 号「令和 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 105 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

**○河野議長**

採決を確定いたします。

議案第 105 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 106 号「令和 5 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 106 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

**○河野議長**

採決を確定いたします。

議案第 106 号は賛成全員によって可決となりました。

(日程 6)

**○河野議長**

次に、日程第 6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○河野議長**

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議

長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○河野議長**

異議なしと認め、そのように決定いたしました。暫時休憩いたします。(休憩 午後 4 時 18 分)

**○河野議長**

再開いたします。(再開 午後 4 時 20 分)

お諮りいたします。

ただいま提出されました意見書案第 4 号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書(案)の提出について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○河野議長**

異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

**○河野議長**

追加日程第 1、意見書案第 4 号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

**○河野議長**

源正樹君。

[源産業建設常任委員会委員長登壇]

**○源産業建設常任委員会委員長**

「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書(案)の提出について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和 4 年末、水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、令和 4 年度から 5 年間に一度も水張りを行わない水田は交付金の対象から除外するなどの方針が示されました。深刻な影響が生じており、水田活用の根本が崩れてしまうおそれがあります。農業関係者に与える影響の大きさを認識し、農家の安定経営を支える予算を拡充し、見直しの影響について十分に配慮するよう求めます。

議員各位におかれましては、何とぞ提案趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し

上げます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

#### ○河野議長

提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第 4 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

異議なしと認め、意見書案第 4 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○河野議長

討論なしと認めます。

これより意見書案第 4 号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書（案）の提出について」採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

意見書案第 4 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○河野議長

採決を確定いたします。

意見書案第 4 号は賛成全員によって可決となりました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○河野議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

第 4 回定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

11 月 27 日から本日まで 19 日間にわたる会期中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例制定及び改正、補正予算、指定管理者の指定など重要な案件をいずれも原案のとおり可決いただきました。

議員の皆様方におかれましては熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

まずは、令和 5 年度第 62 回農林水産祭におきまして、和気議員が代表を務められる百姓百品グループがむらづくり部門で最高位である天皇杯を受賞されました。

この天皇杯の受賞は、市内からは、平成 28 年度に地域協同組合無茶々園が受賞されて以来、2 件目であり、小規模農業者の所得確保や高齢者、障がい者の活躍の場の創出などの地域農業及び地域福祉への多大な貢献が高く評価されたもので、深く敬意を表します。

今後も農業を通じて地域の活性化に大きく寄与されることを御祈念申し上げます。誠におめでとうございます。

今年も残すところ半月余りとなりました。

振り返ってみますと、国内においては、新型コロナウイルスの 5 類移行により、停滞していた社会経済活動が徐々に回復してまいりました。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルとパレスチナの紛争問題など、世界情勢は依然不安定な状態が続いており、電気、燃料等のエネルギー価格の高騰が続き、円安の影響も含め物価の高騰が収まりません。1 日も早い紛争の終息と社会経済が安定することを願うところでございます。

さて、当市におきましては、かねてからの重要

課題に対する挑戦の年でもありました。

地域づくり活動センターの稼働、本庁支所の組織再編など、新たな行政運営に取りかかり、その取組は緒についたばかりであります。センターを中心とした地域の活力は着実に上がってきていると感じております。

また、今年、少子化対策強化元年と位置づけ、人口減少、少子化対策にこれまで以上に注力し、そのランドマークである西予ちぬやパークも9月にオープンし、現在も週末には多くの子どもたちの元気な声が響いています。人口減少、少子化対策は本市の最重要施策であり、庁内プロジェクトから提案された事業をはじめ、鋭意取り組んでまいりたいと思います。

防災・減災の面では、事前復興まちづくりという新たな防災概念の具体的な構築を進めました。愛媛大学の協力のもと、市内2地区において、地域住民の皆さんに参加をいただき、モデル地区として事前復興まちづくり計画の策定、ブラッシュアップに取り組んでおります。地域の防災意識及び地域防災力の向上とともに、地域おこしのきっかけづくりにもつながるものであり、この取組が広く市内各地に浸透していくことを期待しているところであります。

また、市民の安全・安心の要である消防署施設の整備も進めました。老朽化した野村支署の移転改築が完了するとともに、消防本部署庁舎の建設も先日起工式が執り行われ、令和7年4月運用開始を目指し、本格的な工事に入ります。

あわせて、西予市合併時からの懸案でありました三瓶地区の消防管轄の再編につきましても、おおむね順調に進んでおり、これも令和7年4月からの運用開始に向けて詰めの調整協議及び準備作業を進めております。

病院等の経営改革につきましては、市民の皆様、議員の皆様にも御心配をおかけしております。市民病院建設時からの懸案でありました二次救急の集約、病院の機能分担などの重要課題につきましては、病院建設から10年経った今でも実現できておらず、その間、新型コロナウイルス感染症拡大、人口減少の影響を受け、患者数は減少し、経営的に非常に厳しい状況に陥っております。

さらに、医師、看護師等の医療従事者の確保については、困難の度合いが増すばかりであり、医

師の働き方改革への対応も求められております。

こうした状況を踏まえ、公立病院医療提供体制確保支援事業の採択を受け、地域医療振興協会に当市の医療福祉の状況分析、指定管理者制度による運営の可否について検討をいただいております。先般中間報告がなされました。

中間報告では、2つの市立病院及びつくし苑の運営状況と現状の医療等のスタッフ数をもとにした病院の規模・機能と診療体制の提案がありましたが非常に厳しいものでありました。

しかしながら、南予の医療圏域の状況と当市の現状と将来を見据え、あわせて考えると、協会の分析結果に基づく提案も合理性があるものと理解しております。

今後、さらに現場の声、関係機関等の意見を参考に最終的な判断をしたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

来年の干支は辰であります。龍が空を舞うがごとく、困難を乗り越え、西予市の明るい未来を築ける飛躍の年にしたいと思います。

年の瀬も迫り、気ぜわしさも感じるようになりました。今年、暖冬と言われるそうですが、週末からは気温もぐっと下がるという予報が出ております。気温の変化にも気をつけなければなりません。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、穏やかに新しい年を迎えられますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

1年間誠にありがとうございました。

#### ○河野議長

これをもって令和5年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 河野 清一

同 議員 信宮 徹也

同 議員 宇都宮 俊文

# 付 録

令和5年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期11月27日（月）～12月15日（金）

（会期19日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
11月27日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政報告会</li> <li>・全員協議会（午前9時10分開会）</li> <li>・理事者提案理由説明</li> </ul>
11月28日	火	休 会	
11月29日	水	休 会	
11月30日	木	休 会	
12月1日	金	休 会	・質疑通告〳切
12月2日	土	休 会	
12月3日	日	休 会	
12月4日	月	本 会 議	・一般質問
12月5日	火	本 会 議	・一般質問
12月6日	水	本 会 議 議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・質疑・委員会付託</li> <li>・理事者提案理由説明</li> <li>・質疑・委員会付託</li> </ul>
12月7日	木	常任委員会	
12月8日	金	常任委員会	
12月9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	休 会	
12月12日	火	休 会	
12月13日	水	休 会	・討論通告〳切
12月14日	木	休 会	
12月15日	金	議会運営委員会 本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会（午前10時開会）</li> <li>・委員長報告</li> <li>・質疑・討論・採決</li> <li>・理事者提案理由説明</li> <li>・質疑・討論</li> <li>・即決議案採決</li> </ul>

令和5年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 76号	C A T V整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について	05. 12. 15	原案可決
議案第 77号	西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 78号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 79号	西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 80号	西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 81号	西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 82号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 83号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 84号	西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 85号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 86号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 87号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 88号	新たに生じた土地の確認について	05. 12. 15	原案可決
議案第 89号	字の区域を変更することについて	05. 12. 15	原案可決
議案第 90号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)	05. 12. 15	原案可決
議案第 91号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	05. 12. 15	原案可決
議案第 92号	令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)	05. 12. 15	原案可決
議案第 93号	令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	05. 12. 15	原案可決
議案第 94号	西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について	05. 12. 15	原案可決
議案第 95号	林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について	05. 12. 15	原案可決
議案第 96号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 97号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 98号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決
議案第 99号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	05. 12. 15	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 100号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	05.12.15	原案可決
議案第 101号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	05.12.15	原案可決
議案第 102号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	05.12.15	原案可決
議案第 103号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第10号)	05.12.15	原案可決
議案第 104号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	05.12.15	原案可決
議案第 105号	令和5年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	05.12.15	原案可決
議案第 106号	令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	05.12.15	原案可決
報告第 18号	専決処分事項の報告について	05.11.27	報告
請願第 2号	水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中 止等を求める請願書	05.12.15	採 択
請願第 3号	学校給食の無償化を求める請願	05.12.15	不採 択
意見書案第3号	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条 約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求 める意見書(案)の提出について	05.12.15	原案可決
意見書案第4号	水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中 止等を求める意見書(案)の提出について	05.12.15	原案可決
	議員派遣の件について	05.12.15	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
9月3日	全 議 員	西予市児童公園落成記念式典
9月5日	関 係 議 員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会所管事務調査
9月6日	関 係 議 員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会所管事務調査
9月7日	全 議 員	令和5年第3回定例会 一般質問
	関 係 議 員	決算審査特別委員会
9月8日	全 議 員	令和5年第3回定例会 一般質問
9月11日	全 議 員	令和5年第3回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	議 長	知事との意見交換会
9月12日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	総務常任委員会
9月13日	関 係 議 員	厚生常任委員会
9月14日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月19日	全 議 員	令和5年第3回定例会
9月20日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（総務分科会）
9月22日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月26日	議 長	NHK本社訪問
9月27日	関 係 議 員	西予市土地開発公社清算人会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
9月28日	全 議 員	行政報告会
	関 係 議 員	決算審査特別委員会
9月29日	議 長	西予市森林組合通常総代会
10月2日	全 議 員	西予市民体育祭
10月3日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第3回定例会 閉会
	全 議 員	行政報告会
10月4日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月8日	議長・関係議員	奥伊予スポーツ大会
	議 長	姉妹市町交流30周年記念フットパス交流会
10月11日	議長・副議長	愛媛県市議会議長会秋季定期総会
	関 係 議 員	地域医療と西予市立病院等の在り方調査特別委員会所管事務調査
10月14日	全 議 員	南予4市議会議員交流会
10月16日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（厚生常任委員会）
10月17日	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（宇和高等学校）
10月18日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（厚生常任委員会）

月 日	出席者	行 事 名
10月19日	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（宇和高等学校三瓶分校）
	議長・関係議員	議会運営委員会
10月22日	議 長	第10回サイクリングin四国西予ジオパーク
10月24日	議 長	山形県長井市議会視察受入
10月25日	議長・副議長	第18回全国市議会議長会研究フォーラムin北九州（～26日）
10月27日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第4回臨時会
	関 係 議 員	地域医療と市立病院等の在り方調査特別委員会
10月28日	議 長	ねんりんピック愛顔のえひめ2023開会式
10月30日	議長・関係議員	明浜柑橘加工施設落成式
10月31日	議 長	ねんりんピック愛顔のえひめ2023閉会式
	議 長	大阪府茨木市議会視察受入
11月7日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（総務常任委員会）
11月8日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（産業建設常任委員会）
11月10日	議 長	栃木県さくら市議会視察受入
11月11日	議 長	高校生ご当地グルメ甲子園～in西予～
11月12日	議 長	管家一夫後援会総会
11月13日	議 長	全国過疎地域連盟第54回定期総会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会行政視察（～14日）
11月14日	議 長	西予市長杯クロッケー大会
	議 長	北海道室蘭市議会視察受入
11月15日	関 係 議 員	産業建設常任委員会行政視察
	議長・関係議員	高校生と議会との意見交換会（野村高等学校）
11月17日	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会実行委員会
	関 係 議 員	地域医療と市立病院等の在り方調査特別委員会
	議長・関係議員	議会運営委員会
11月19日	議 長	せいよ婦人大会
11月20日	議長・副議長	姉妹市町交流事業歓迎式
	関 係 議 員	地域医療と市立病院等の在り方調査特別委員会所管事務調査
11月21日	議長・関係議員	姉妹市町交流30周年記念式典
11月22日	関 係 議 員	西予市土地開発公社清算人会
	議長・関係議員	議会運営委員会
11月27日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和5年第4回定例会 開会

令和5年12月7日

西予市議会議長

河野 清 一 様

総務常任委員会

委員長 宇都宮 俊 文

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 76号	CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について	原案可決
議案第 77号	西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について	原案可決
議案第 78号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 79号	西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 82号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 90号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第 94号	西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について	原案可決
議案第 96号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和5年12月7日

西予市議会議長

河野 清 一 様

厚生常任委員会

委員長 加藤 美 香

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 83号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第 90号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第 91号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 93号	令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
意見書案第3号	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について	原案可決

令和5年12月8日

西予市議会議長

河野 清 一 様

産業建設常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 80号	西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 81号	西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第 84号	西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 85号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 86号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 87号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第 88号	新たに生じた土地の確認について	原案可決
議案第 89号	字の区域を変更することについて	原案可決
議案第 90号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第 92号	令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 95号	林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について	原案可決

令和5年12月7日

西予市議会

議長 河野 清一様

総務常任委員会

委員長 宇都宮 俊文

請願等審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第3号	学校給食の無償化を求める請願	不採択

令和5年12月8日

西予市議会

議長 河野 清一様

産業建設常任委員会

委員長 源 正樹

請願等審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第2号	水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書	採 択

## 総務常任委員会審査報告書

### 【審査した議案】

議案第 76 号 C A T V 整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について

議案第 77 号 西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について

議案第 78 号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について

議案第 79 号 西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 82 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第 90 号 令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)

(歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分)

議案第 94 号 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について

議案第 96 号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

請願第 3 号 学校給食の無償化を求める請願

以上、8 議案については、原案可決決定した。

また、請願第 3 号については、不採択と決定した。

### 【審査経過及び意見等】

議案第 76 号「C A T V 整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」では、空調機の仕様変更またそれに伴う附帯工事の追加による変更契約であるが、当初の設計段階で見極めることが出来なかったのかとの質疑に対し、現地調査等も行い設計しているが、工業者が決定した後、さらに詳細な現地調査を進め、機器の調整、必要性を検討した結果、追加の整備工事を行うこととしている。今後は、設計の段階から業者とも話を進め、追加工事が少なくなるよう努めていきたいとの答弁であった。

議案第 77 号「西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について」では、今後整備予定のスポーツ施設を中高生が使用する場合の利用料金についての質疑に対し、条例中減免の規定も謳っているが、学生の利用料金については、市内体育施設の状況を調査し、検討していきたいとの答弁であった。

議案第 78 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」では、10 枚分の金額で 11 枚綴りの回数乗車券を販売していたが、13 枚綴りに変更して販売するとの説明があり、委員から見直しを行うこととなった経緯についての質疑に対し、市内温泉利用者より、温泉バスが廃止になったことにより生活交通バスを利用せざるを得なくなり、経済的負担が増えたとの意見があり、回数乗車券の枚数を増やすことによって、利用者の経済的負担軽減と生活交通バスの利用促進に繋げるために取り組んだとの答弁であった。また、回数乗車券の利用割合の質疑に対し、令和 5 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの利用者数 4,012 人のうち 1,494 人が利用されたとの答弁であった。

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)」について、財政課所管分では、西予市民病院事業会計繰出事業の詳細について質疑があり、人事院勧告による職員給与費の増加やリハビリ医療の経費、高度医療の経費に対して支援するものであるとの答弁であった。

議案第 94 号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について」では、西予市消防本部署新庁舎の建設に合わせて耐用年数を迎えるシステムの更新を

進め、令和7年4月1日から新たに管轄となる三瓶町を含めた西予市全域をカバーし、高機能指令業務と無線の不感地帯減少を実現するものであるとの説明があった。委員からは新システムの機能と耐用年数の質疑があり、平成30年豪雨災害時における通信指令の対応を大きく上回るシステムとなっており、気象観測システムも導入し、気象状態を加味した現場活動ができると想定している。また、耐用年数については、10年となっているとの答弁であった。

請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」については、趣旨また意見書案ともに、憲法では「義務教育はこれを無償とする」とされているため学校給食費も無償化すべきとあるが、学校給食法では、食材費について保護者が負担するものと明記されており、現在、要保護及び準要保護の児童生徒、特別支援学校の児童生徒については無償化されている状態であるため、この部分の文脈については賛同できないなどの理由から、賛成なしにより不採択とした。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和5年12月15日

総務常任委員会

委員長 宇都宮 俊文

## 厚生常任委員会審査報告書

### 【審査した議案】

議案第83号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第91号 令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第92号 令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)

意見書案第3号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について

以上4議案については、原案可決決定した。

また、意見書案第3号については、原案可決決定した。

### 【審査経過及び意見等】

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の子育て支援課所管分では、放課後児童健全育成事業及び子育て支援センター事業の国の実施要綱改正による基準額改定について質疑があり、現状、この改定は毎年行われており補正予算で対応しているとの答弁であった。

福祉課所管分では、福祉避難所の対象者の定義について質疑があり、今回新たに追加した3施設については、妊産婦及びおおむね6カ月以内の乳児を対象としているとの答弁であった。また、福祉避難所の数について質疑があり、今回の3施設を合わせて20施設となり、内訳としては、障害者支援施設4施設、特別養護老人ホーム7施設、養護老人ホーム2施設、軽費老人ホーム2施設、生活支援ハウス1施設、老人保健施設1施設、児童福祉施設3施設との答弁であった。

議案第91号「令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」では、出産育児一時金は増額されたが、不足する場合もあると思われるが、そのような実態調査をしているのかとの質疑があり、基本額は48万8000円に引き上げられたことにより、補助金支給額は50万円にはなっていないが、実態調査まではできていないため、今後はそのような実態も把握したうえで、精査していきたいとの答弁であった。

議案第93号「令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」では、一般会計繰入金のうち高度医療に要する経費について質疑があり、市民病院では、民間病院では賄うことのできないCTやMRI、透析機器の保守料等に充当しているとの答弁であった。

意見書案第3号「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書(案)の提出について」国連で採択をされているということ、多くの国が賛同していること、令和2年(2020年)に衆議院の内閣委員会において、立憲民主党の質問に対し、当時の橋本聖子男女共同参画担当大臣が、先進国にとって重要な課題であり、しっかりとリーダーシップを持って外務省とともに取り組みたいと答弁していること、これらのことにより、意見書の提出に賛同するという意見があった。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年12月15日

厚生常任委員会

委員長 加藤 美香

## 産業建設常任委員会審査報告書

### 【審査した議案】

- 議案第80号 西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第81号 西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第84号 西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について  
議案第85号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について  
議案第86号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について  
議案第87号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について  
議案第88号 新たに生じた土地の確認について  
議案第89号 字の区域を変更することについて  
議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)  
(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)  
議案第92号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第95号 林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について  
請願第2号 水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書
- 以上11議案については、原案可決決定した。  
また、請願1件については、採択と決定した。

### 【審査経過及び意見等】

議案第84号「西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について」では、最近の物価高騰の影響を考慮した指定管理委託料の設定は考えているのかとの質疑があり、今年度から指定管理者の経営体制が変更となり役員も交代し、現在業務改革を進め、さらなる売り上げ向上を目指しているところである。また、できるだけ自社で生産して原材料の確保に努める計画であり、来年度の委託料については同額で支出する予定であるとの答弁であった。

議案第87号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」では、指定管理期間を3年とした理由について質疑があり、以前は5年としていたが、当施設は、令和4年12月に策定された西予市公共施設等総合管理計画において譲渡協議を行うこととなり、今年度から指定管理者との譲渡等に向けて協議を行っていくため、3年としたとの答弁であった。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の建設課所管分では、がけ崩れ防災対策事業について、9月補正から施工延長が増加した理由について質疑があり、9月補正で追加要望した危険箇所1つで詳細設計の結果、新たな崩壊箇所が確認され、施工延長が11メートル増加することになったとの答弁であった。

経済振興課所管分では、ふるさと納税について、返礼品等の必要経費を差し引いてどの程度の収入となっているのかとの質疑があり、返礼品等の事務経費等を差し引くと4割程度の収入になっているとの答弁であった。

農業水産課所管分では、魚類養殖等共済支援事業補助金の今後の見通しについて質疑があり、ここ数年はコロナ交付金を財源に予算を確保していたが、今後、物価高騰対策でどの程度の予算が確保できるかは不透明な状況である。今後も同規模の予算を要求していくが、財政状況により要求ど

おりにならないこともありうると考えているとの答弁であった。

議案第92号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)」では、農業集落排水施設等の維持管理業務委託先について質疑があり、農業集落排水施設については、当初は地元で管理していたが、市に移管されてからは入札により維持管理委託業者を決定しているとの答弁であった。

請願第2号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書」では、昨年、農林水産省から水田機能を有する農地における主食用米から麦・大豆・飼料作物などの他作物への作物転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、令和4年度から5年間に一度も水張りを行わない水田は交付金の対象から除外するなどの方針が出されたが、請願内容にあるとおり、見直しを行うことで深刻な影響が生じるなど水田活用の根本が崩れてしまうおそれがあるなどの理由から賛成全員により採択と決した。

以上、委員会審査報告とする。

令和5年12月15日

産業建設常任委員会

委員長 源 正樹